

目次

- 第一章 総則（第一条—第二十七条）
 第二章 課税標準及び税率（第二十八条—第二十九条）
 第三章 税額控除等（第三十条—第四十一条）
 第四章 申告、納付、還付等（第四十二条—第五十六条）
 第五章 雑則（第五十七条—第六十三条）
 第六章 罰則（第六十四条—第六十七条）
 附則

第一章 総則

(趣旨等)

第一条 この法律は、消費税について、課税の対象、納税義務者、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

第二条 消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによる。

一 国内 この法律の施行地をいう。

二 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。

三 個人事業者 事業を行う個人をいう。

四 事業者 個人事業者及び法人をいう。

四の二 国外事業者 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者である個人事業者及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一条第四号（定義）に規定する外国法人をいう。

五 合併法人 合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。

五の二 被合併法人 合併により消滅した法人をいう。

六 分割法人 分割により分割法人の事業を承継した法人をいう。

七 人格のない社団 法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

八 資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。

八の二 特定資産の譲渡等 事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

八の三 電気通信利用役務の提供 資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号（定義）に規定する著作物をいう。）の提供（当該著作物の利用の許諾に係る取引を含む。）その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であつて、他の資産の譲渡等の結果その他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

八の四 事業者向け電気通信利用役務の提供 国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、当該電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

八の五 特定役務の提供 資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の政令で定める役務の提供（電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）をいう。

九 課税資産の譲渡等 資産の譲渡等のうち、第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

十 外国貨物 関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物（同法第七十三条の二（輸出を許可された貨物とみなすもの）の規定により輸出を許可された貨物とみなされるものを含む。）をいう。

十一 課税貨物 保税地域から引き取られる外国貨物（関税法第三条（課税物件）に規定する信書を除く。第四条において同じ。）のうち、第六条第二項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

十二 課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。

十三 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条（事業年度）に規定する事業年度（国、地方公共団体その他これらとの条の規定の適用を受けない法人については、政令で定める一定の期間）をいう。

十四 基準期間 個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度（当該前々事業年度が一年未満である法人については、その事業年度開始の日の二年前の日の前日から同日以後一年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）をいう。

十五 棚卸資産 商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で政令で定めるものをいう。

十六 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産でその価額が少額でないものとして政令で定めるものをいう。

十七 確定申告書等 第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第一項（期限後申告）に規定する期限後申告書を含む。）及び第四十六条第一項の規定による申告書をいう。

十八 特例申告書 第四十七条第一項の規定による申告書（同条第三項の場合に限るものとし、当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

十九 附帯税 国税通則法第二条第四号（定義）に規定する附帯税をいう。

二十 中間納付額 第四十八条の規定により納付すべき消費税の額（その額につき国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の消費税の額）をいう。

二十一 申告書 第四十八条の規定により納付すべき消費税の額（その額につき国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の消費税の額）をいう。

二十二 この法律において「資産の貸付け」には、資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為（当該行為のうち、他の者から受ける電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）を含むものとする。

二十三 この法律において「資産の借受け」には、資産に係る権利の設定その他の者の資産を使用する一切の行為（当該行為のうち、他の者から受ける電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）を含むものとする。

二十四 この法律において「相続」には包括遺贈を含むものとし、「相続人」には包括受遺者を含むものとし、「被相続人」には包括遺贈者を含むものとする。

（人格のない社団等に対するこの法律の適用）

二五 第三条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（第十二条の二及び第四十六条の二並びに別表第三を除く。）の規定を適用する。

(課税の対象)

第四条 国内において事業者が行つた資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項において同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下この章において同じ。）には、この法律により、消費税を課する。

2 保税地域から引き取られる外国貨物には、この法律により、消費税を課する。

3 資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて同号に定める場合には、この法律により、消費税を課する。

当該各号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。ただし、第三号に掲げる場合において、同号に定める場所がないときは、当該資産の譲渡等は国内外の地域で行われたものとする。

一 資産の譲渡又は貸付けである場合 当該譲渡又は貸付けが行われる時において当該資産が所

在していた場所（当該資産が船舶、航空機、鉱業権、特許権、著作権、国債証券、株券その他の資産でその所在していた場所が明らかでないものとして政令で定めるものである場合には、政令で定める場所）

二 役務の提供である場合（次号に掲げる場合を除く。）当該役務の提供が行われた場所（当該

役務の提供が国際運輸、国際通信その他の役務の提供で当該役務の提供が行われた場所が明らかでないものとして政令で定めるものである場合には、政令で定める場所）

三 電気通信利用役務の提供である場合 当該電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所（現在まで引き続いて一年以上居住する場所をいう。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地

4 特定仕入れが国内において行われたかどうかの判定は、当該特定仕入れを行つた事業者が、当該特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、前項第二号又は第三号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。ただし、国外事業者が恒久的施設（所得税法第二条第一項第八号の四（定義）又は法人税法第二条第十二号の十九（定義）に規定する恒久的施設をいう。）で行う特定仕入れ（他の者から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものに限る。以下この項において同じ。）のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、国内で行われたものとし、事業者（国外事業者を除く。）が国外事業所等（所得税法第九十五条第四項第一号（外国税額控除）又は法人税法第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する国外事業所等をいう。）で行う特定仕入れのうち、国内以外の地域において行う資産の譲渡等にのみ要するものは、国内以外の地域で行われたものとする。

5 次に掲げる行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

一 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合における当該消費又は使用

6 保稅地域において外国貨物が消費され、又は使用された場合には、その消費又は使用をした者がその消費又は使用の時に当該外国貨物をその保稅地域から引き取るものとみなす。ただし、当該外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費され、又は使用された場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、課税の対象の細目に関し必要な事項は、政令で定め（納税義務者）

第五条 事業者は、国内において行つた課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三十条第一項及び第三十二条を除き、以下同じ。）及び特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをい。以下同じ。）につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

2 外国貨物を保稅地域から引き取る者は、課税貨物につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

(非課税)

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

2 保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

3 資産の譲渡又は貸付け（前号に掲げる資産の譲渡又は貸付けに該当するもの及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第八条第一項第三号（公売又は完却等の場合における内国消費税の徴収）に掲げる場合に該当することとなつた外國貨物の譲渡を除く。）

2 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け

二 外国貨物の譲渡又は貸付け（前号に掲げる資産の譲渡又は貸付けに該当するもの及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第八条第一項第三号（公売又は完却等の場合における内国消費税の徴収）に掲げる場合に該当することとなつた外國貨物の譲渡を除く。）

三 国内及び国外以外の地域にわたつて行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信

4 専ら前号に規定する輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるもの

五 前各号に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの

2 前項の規定は、その課税資産の譲渡等が同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない。

四 專ら前号に規定する輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるもの

五 前各号に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの

2 前項の規定は、その課税資産の譲渡等が同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない。

四 專ら前号に規定する輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるもの

五 前各号に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの

2 前項の規定は、同項の譲渡をした輸出物品販売場を経営する事業者が、当該物品が非居住者によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類又は電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。）を保存しない場合には、適用しない。ただし、既に次項本文若しくは第五項本文の規定の適用があつた場合は、災害その他やむを得ない事情により当該書類若しくは電磁的記録を保存することができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 輸出物品販売場において第一項に規定する物品を同項に規定する方法により購入した非居住者が、本邦から出港する日（その者が居住者（外国為替及び外國貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）となる場合には、当該居住者となる日）までに当該物品を輸出しないときは、その出港地を所轄する税關長（その者が居住者となる場合には、そのなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。）は、その者が当該物品を灾害その他やむを得ない事情により亡失したため輸出しないことにつき当該税關長の承認を受けた場合を除き、その者から当該物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に前項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第五項本文の規定の適用があつた場合は、この限りでない。

4 第一項に規定する物品で、非居住者が輸出物品販売場において同項に規定する方法により購入したものは、国内において譲渡又は譲受け（これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。）

以下この項及び次項において同じ。)をしてはならない。ただし、当該物品の譲渡又は譲受けをすることにつきやむを得ない事情がある場合において、当該物品の所在場所を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 国内において前項に規定する物品の譲渡又は譲受けがされたときは、税務署長は、同項ただし書の承認を受けた者があるときはその者から、当該承認を受けないで当該譲渡又は譲受けがされたときは当該物品を譲り渡した者(同項本文に規定する所持をさせた者を含むものとし、これらのが判明しない場合には、当該物品を譲り受けた者又は当該所持をした者とする。)から当該物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第三項本文の規定の適用があった場合は、この限りでない。

6 第一項から第四項までに規定する輸出物品販売場とは、次に掲げる要件の全てを満たす事業者(次条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)の経営する販売場(第八項に規定する臨時販売場を除く。)であつて、非居住者に対し第一項に規定する物品で同項に規定する方法により購入されるものの譲渡をできるものとして、当該事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場をいう。

7 一 現に国税の滞納(その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。)がないこと。

二 次項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

8 税務署長は、前項に規定する輸出物品販売場を経営する事業者が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は同項に規定する輸出物品販売場として施設その他状況が特に不適当と認められる場合には、当該輸出物品販売場に係る同項の許可を取り消すことができる。

9 臨時販売場(非居住者に対し、第一項に規定する物品を譲渡するための七月以内の期間を定めて設置する販売場をいう。)を設置しようとする事業者(第六項に規定する輸出物品販売場を經營する事業者に限る。)で次項の承認を受けた者が、当該臨時販売場を設置する日の前日までに、當する事業者には、当該臨時販売場を設置した他の状況が特に不適当と認められる場合には、当該臨時販売場を設置しようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した届出書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該期間に限り、当該臨時販売場を第六項に規定する輸出物品販売場とみなして、第一項から第四項までの規定を適用する。

10 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならない。

11 第六項に規定する輸出物品販売場の許可に関する事項その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(小規模事業者に係る納稅義務の免除)

12 第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者については、第五条第一項の規定にかかるわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

13 前項に規定する基準期間における課税売上高とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

14 一個人事業者及び基準期間が一年である法人 基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項、次条第二項、第

15 十一条第四項及び第十二条の三第一項において同じ。)の合計額から、イに掲げる金額からロに掲げる金額の合計額(以下この項及び第十三条第四項において「売上げに係る税抜對価の返還等の金額の合計額」という。)を控除した残額

16 イ 基準期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額

17 消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額

二 基準期間が一年でない法人 基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該基準期間における売上げに係る税抜對価の返還等の金額の合計額を当該法人の当該基準期間に含まれる事業年度の月数の合計数で除し、これに十二を乗じて計算した金額

3 前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。第十三条第四項及び第十二条第三項を除き、以下この章において同じ。)が千万円以下である課税期間につき、第一項本文の規定の適用を受けない旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該提出をした事業者が当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間(当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間を除く。)中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同項本文の規定は、適用しない。

5 前項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき、又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

6 前項の場合において、第四項の規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合に提出しなければならない。

7 第五項の場合において、第四項の規定による届出書を提出した事業者は、同項に規定する翌課税期間の初日から同日以後二年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書を提出することができない。

8 第五項の場合において、第四項の規定による届出書を提出した各課税期間(第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。)中に国内における調整対象固定資産の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。第九項、第十二条の二第三項及び第十二条の四において同じ。)の保税地域からの引取り(以下この項、第十二条の二第二項及び第十二条の三第三項において「調整対象固定資産の仕入れ等」という。)を行つた場合(第四項に規定する政令で定める課税期間において当該届出書の提出前に当該調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合を含む。)には、前項の規定にかかるわらず、事業を廃止した場合を除き、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日(当該調整対象固定資産の仕入れ等に係る第三十条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日をいう。以下この項及び第十二条の二第二項において同じ。)の属する課税期間の初日から三年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、第四項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書を提出することができない。この場合において、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から当該調整対象固定資産の仕入れ等の日までの間に同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しているときは、次項の規定の適用については、その届出書の提出は、なかつたものとみなす。

9 第五項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第四項の規定による届出は、その効力を失う。

10 やむを得ない事情があるため第四項又は第五項の規定による届出書を第四項の規定の適用を受けようとし、又は受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用の特例及び第七項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合その他の場合における同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例)

第九条の二 個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が千万円以下である場合において、当該個人事業者又は法人（前第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）のうち、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る特定期間における課税売上高が千万円を超えるときは、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

2 前項に規定する特定期間における課税売上高とは、当該特定期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額を控除した残額をいう。

3 特定期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額

費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額

第一項の規定を適用する場合においては、前項の規定にかかわらず、第一項の個人事業者又は法人が同項の特定期間中に支払つた所得税法第二百三十一條第一項（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）に規定する支払明細書に記載すべき同項の給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものの合計額をもつて、第一項の特定期間における課税売上高とすることができる。

4 前項に規定する特定期間とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間をいう。

一 個人事業者 その年の前年一月一日から六月三十日までの期間

二 その事業年度の前事業年度（七月以下であるものその他の政令で定めるもの（次号において「短期事業年度」という。）を除く。）がある法人 当該前事業年度開始の日以後六月の期間

三 その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人 その事業年度の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他の政令で定めるものを除く。）開始の日以後六月の期間（当該前々事業年度が六月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）

5 前項第二号又は第三号に規定する六月の期間の末日がその月の末日でない場合における当該期間の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（相続があつた場合の納税義務の免除の特例）

第十一条 その年において相続があつた場合において、その年の基準期間における課税売上高が千万円以下である相続人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は前第一条の規定により消費税を納める義務が免除されない相続人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該基準期間における課税売上高が千万円を超える被相続人の事業を承継したときは、当該相続人の当該相続があつた日の翌日からその年十二月三十一日までの間ににおける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、

び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

2 その年の前年又は前々年において相続により被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高が千万円以下である場合において、当該相続人の当該基準期間における課税売上高と当該相続に係る被相続人の当該基準期間における課税売上高との合計額が千万円を超えるときは、当該相続人のその年における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、

二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（合併があつた場合の納税義務の免除の特例）

第十二条 合併（合併により法人を設立する場合を除く。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合において、被合併法人の合併の当該合併があつた日の属する事業年度の基準期間における課税売上高と被合併法人の当該合併の当該事業年度の基準期間における課税売上高との合計額が千万円を超えるときは、当該合併があつた日の属する事業年度終了の日までの間ににおける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、

2

新設分割子法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前日から当該事業年度開始の日の前日

までの間に分割等があつた場合において、新設分割親法人の当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間に對応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額

に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（被合併法人が二以上ある場合には、いずれかの被合併法人に係る当該金額）が千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。）の当該合併があつた日から当該合併があつた日の属する事業年度終了の日までの間ににおける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

合併法人の当該事業年度の基準期間の初日から当該事業年度開始の日の前日までの間に合併があつた場合において、当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高と被合併法人の当該合併法人の当該事業年度の基準期間に對応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（被合併法人が二以上ある場合には、各被合併法人に係る当該金額の合計額）との合計額が千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 合併（合併により法人を設立する場合に限る。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合において、被合併法人の合併法人の当該合併があつた日の属する事業年度の基準期間に對応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額のいずれかが千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該合併があつた日の属する事業年度ににおける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

4 合併法人の当該事業年度開始の日の二年前の日から当該事業年度開始の日の前日までの間に合併があつた場合において、当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高（事業年度の基準期間中の国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から事業年度の基準期間における売上げに係る税抜き対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）と各被合併法人の当該合併法人の当該事業年度の基準期間に對応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額との合計額（当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める金額）が千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その第二条第一項に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

（分割等があつた場合の納税義務の免除の特例）

第十三条 分割等があつた場合において、当該分割等を行つた法人（以下この項から第四項までにおいて「新設分割親法人」という。）の当該分割等により設立された、又は資産の譲渡を受けた法人（以下この項から第四項までにおいて「新設分割子法人」という。）の分割等があつた日の属する事業年度の基準期間に對応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（新設分割親法人が二以上ある場合には、いずれかの新設分割親法人に係る当該金額）が千万円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該分割等があつた日から当該分割等があつた日の属する事業年度終了の日までの間ににおける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、

2 同条第一項本文の規定は、適用しない。

(新設分割親法人が二以上ある場合には、いずれかの新設分割親法人に係る当該金額)が千万円を超えるときは、当該新設分割子法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該事業年度における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 新設分割子法人の当該事業年度開始日の一年前の日の前々日以前に分割等(新設分割親法人が二以上ある場合のものを除く。次項において同じ。)があつた場合において、当該事業年度の基準期間の末日において当該新設分割子法人が特定要件(新設分割子法人の発行済株式又は出資(その新設分割子法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資が新設分割親法人及び当該新設分割親法人と政令で定める特殊な関係にある者の所有に属する場合その他政令で定める場合であることをいう。次項において同じ。)に該当し、かつ、当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額と当該新設分割親法人の当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が千万円を超えるときは、当該新設分割子法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該事業年度(その第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

4 新設分割親法人の当該事業年度開始日の一年前の日の前々日以前に分割等があつた場合において、当該事業年度の基準期間の末日において新設分割子法人が特定要件に該当し、かつ、当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高と当該新設分割子法人の当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めることにより計算した金額との合計額が千万円を超えるときは、当該新設分割親法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該事業年度(その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

5 吸收分割があつた場合において、分割法人の分割承継法人の吸收分割があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額(分割法人が二以上ある場合には、いずれかの分割法人に係る当該金額)が千万円を超えるときは、当該分割承継法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該吸收分割があつた日の属する事業年度(その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。)における課税売上高として政令で定めることにより計算した金額(分割法人の当該事業年度開始日の一年前の日の前日までの間ににおける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

6 分割承継法人の当該事業年度開始日の一年前の日の前日から当該事業年度開始日の前日までの間に吸收分割があつた場合において、分割法人の分割承継法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額(分割法人が二以上ある場合には、いずれかの分割法人に係る当該金額)が千万円を超えるときは、当該分割承継法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該事業年度(その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

7 第一項から第四項までに規定する分割等とは、次に掲げるものをいう。

一 新設分割

二 法人が新たな法人を設立するためその有する金銭以外の資産の出資(その新たなる法人の設立の時において当該資産の出資その他当該設立のための出資により発行済株式又は出資の全部を

その法人が有することとなるものに限る。)をし、その出資により新たに設立する法人に事業の全部又は一部を引き継ぐ場合における当該新たな法人の設立

三 法人が新たな法人を設立するため金銭の出資をし、当該新たな法人と会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百六十七条规定第五号(事業譲渡等の承認等)に掲げる行為に係る契約を締結した場合における当該契約に基づく金銭以外の資産の譲渡のうち、当該新たな法人の設立の時において発行済株式の全部をその法人が有している場合であることその他政令で定める要件に該当するもの

(新設法人の納税義務の免除の特例)

第十二条の二 その事業年度の基準期間がない法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号第二十二条(定義))に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。)のうち、当該事業年度開始日の日における資本金の額又は出資の金額が千万円以上である法人(以下この項及び次項において「新設法人」という。)については、当該新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四項若しくは前条第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

2 前項の新設法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間(第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。)中に調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合には、当該新設法人の当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四項、前条第一項から第三項まで若しくは前項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 前項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合その他の場合における同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定新規設立法人の納税義務の免除の特例)

第十二条の三 その事業年度の基準期間がない法人(前条第一項に規定する新設法人及び社会福祉法第二十二条(定義))に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。以下この条において「新規設立法人」という。)のうち、その基準期間がない事業年度開始日の日(以下この項及び次項において「新設開始日」という。)において特定要件(他の者により新規設立法人の発行済株式又は出資(その新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資が直接又は間接に保有される場合その他の者により新規設立法人が支配される場合として政令で定める場合であることをいう。以下この条において同じ。)に該当し、かつ、新規設立法人が特定要件に該当する旨の判定の基礎となつた他の者及び当該他の者と政令で定める特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の当該新規設立法人の当該新設開始日の属する事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額(国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を除く。)が五億円を超えるもの(以下この項及び第三項において「特定新規設立法人」という。)については、当該特定新規設立法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第二項若しくは第三項若しくは前条第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

- 2 新規設立法人がその新設開始日において特定要件に該当し、かつ、前項に規定する他の者と同項に規定する政令で定める特殊な関係にある法人であつたもので、当該新規設立法人の設立の日前一年以内又は当該新設開始日前一年以内に解散したものうち、その解散した日ににおいて当該特殊な関係にある法人に該当していたもの（当該新設開始日ににおいてなお当該特殊な関係ある法人であるものを除く。以下この項において「解散法人」という。）がある場合には、当該解散法人は当該特殊な関係にある法人とみなして、当該新規設立法人につき、前項の規定を適用する。
- 3 前条第二項及び第三項の規定は、特定新規設立法人がその基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第三三七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合について準用する。この場合において、前条第二項中「前項の新設法人」とあるのは、「次条第一項の特定新規設立法人」と、「当該新設法人」とあるのは、「当該特定新規設立法人」と、「若しくは前項」とあるのは、「この項若しくは次条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 第一項に規定する他の者は、特定要件に該当する新規設立法人から同項に規定する金額が五億円を超えるかどうかの判定に關し必要な事項について情報の提供を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 5 前三项に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けない課税期間中に国内における高額特定資産（高額特定資産を取得した場合等の納稅義務の免除の特例）
- 第十二条の四** 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間中に国内における高額特定資産（棚卸資産及び調整対象固定資産のうち、その価額が高額なものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の課税仕入れ又は高額特定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取り（以下この項において「高額特定資産の仕入れ等」という。）を行つた場合（他の者ととの契約に基づき、又は当該事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産は製造（以下この項及び次項において「建設等」という。）をした高額特定資産（以下この項において「自己建設高額特定資産」という。）あつては、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した政令で定める費用の額が政令で定める金額以上となつた場合（第二号において「自己建設高額特定資産の仕入れを行つた場合」という。）には、当該高額特定資産の仕入れ等の日（次の各号に掲げる高額特定資産の区分に応じ当該各号に定める日をいう。）の属する課税期間の翌課税期間から当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間（自己建設高額特定資産があつては、当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える各号に掲げる高額特定資産の区分に応じ当該各号に定める日をいう。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れが免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条の二第一項、第十条第一項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項若しくは第六項、第十二条第二項若しくは第十二条第三項若しくは第十二条第四項第一号（信託財産に属する資産の譲渡等の帰属）

- 第十三条** 法律上資産の譲渡等を行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行つたものとして、この法律の規定を適用する。
- 2 法律上特定仕入れを行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その特定仕入れに係る対価の支払をせず、その者以外の者がその特定仕入れに係る対価を支払うべき者である場合には、当該特定仕入れは、当該対価を支払うべき者が行つたものとして、この法律の規定を適用する。（資産の譲渡等又は特定仕入れを行つた者の実質判定）
- 第十四条** 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に係る資産等取引（資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りをいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）は当該受益者の資産等取引とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、法人税法第二条第二十九号（定義）に規定する集団投資信託、同条第二十九号の二に規定する法人課税信託又は同法第十二条第四項第一号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託若しくは同項第二号に規定する特定公益信託等の信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る資産等取引については、この限りでない。
- 2 信託の変更をする権限（輕微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。
- 3 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）
- 第十五条** 法人課税信託（前条第一項ただし書に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る資産等取引をいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び資産等取引をいう。以下この条において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（第五条、前条、第二十条から第二十七条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条並びに第六章を除く。以下この条において同じ。）の規定を適用する。
- 2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。
- 3 個人事業者が受託事業者（法人課税信託の受託者について、前二項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この条において同じ。）である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

4	固有事業者（法人課税信託の受託者について、第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る各法人課税信託の受託事業者の当該固有事業者の基準期間に対応する期間における課税売上高として第九条第二項の規定により計算した金額）
5	二 当該固有事業者に係る各法人課税信託の受託事業者の当該固有事業者の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額受託事業者のその課税期間に係る基準期間における課税売上高については、第九条第二項の規定によりかかる、当該課税期間の初日における課税売上高が当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者に係る法人課税信託の固有事業者の課税期間に係る当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者が、当該初日の属する当該固有事業者の課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円以下である課税期間に限る。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第十条から第十二条の四までの規定により消費税を納める義務が免除されない事業者である場合には、当該受託事業者の当該初日の属する課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。
6	三 固有事業者又は受託事業者に係る第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高及び第三十条第二項に規定する課税期間における課税売上高については、同項に規定する合計額、第十一条第四項に規定する課税期間における課税売上高及び第三十三条第一項に規定する課税期間における課税売上高については、同項に規定する合計額、第十一条第四項に規定する課税期間における課税売上高及び第三十条第六項の規定にかかる、それぞれこれらの金額に相当するものとして第四項又は第五項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。
7	四 同条第三項の規定の適用がある場合には、同項に規定する合計額、第十一条第四項に規定する課税売上高について、第九条の二第二項若しくは第三項、第十一条第四項又は第三十条第六項の規定にかかる、それぞれこれらの金額に相当するものとして第四項又は第五項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。
8	五 受託事業者のその課税期間の初日において、当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者が、当該初日の属する当該固有事業者の課税期間につき第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者である場合に限り、当該受託事業者の当該初日の属する課税期間については、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは「受託事業者（第十五条第三項に規定する受託事業者をいい、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）のその課税期間における課税売上高が五千円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。）」とある「その納稅地を所轄する税務署長にその」とあるのは「その」と、「この項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合は、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間（当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間（その基準期間における課税売上高が五千円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。）とある前項の固有事業者が、同項に規定する初日の属する当該固有事業者の課税期間（以下この項において「固有課税期間」という。）につき第三十七条の二第一項又は第六項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めることによる。
9	六 当該固有課税期間が第三十七条の二第一項に規定する選択被災課税期間である場合において当該固有事業者が第三十七条第一項の規定の適用を受けたとき（前項に規定する初日において当該固有事業者が第三十七条第一項の規定の適用を受けたものとみなす。）
10	七 条第三項から第八項まで、第三十七条の二及び第五十七条の規定は、適用しない。
11	八 受託事業者については、第九条第四項から第九項まで、第十条から第十二条の四まで、第三十条第三項から第八項まで、第三十七条の二及び第五十七条の規定は、適用しない。
12	九 前項の規定により主宰受託者の信託資産等とみなされた当該信託資産等に係る消費税については、主宰受託者以外の受託者は、その消費税について、連帯納付の責めに任ずる。
13	十 前項に規定する消費税を主宰受託者以外の受託者から徴収する場合における国税通則法第四十三条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定の適用については、同項中「国税の徴収」とあるのは「消費税法第十五条第一項（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）に規定する法人課税信託の同条第十二項に規定する主宰受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者（以下この項において「連帶受託者」という。）の同条第十三項に規定する連帯納付の責任に係る消費税の徴収」と、「その国税の納稅地」とあるのは「当該消費税の納稅地又は当該連帶受託者が当該法人課税信託の主宰受託者であつたとした場合における当該消費税の納稅地」とする。
14	十一 前項に定めるもののほか、法人課税信託の併合又は分割が行われた場合の仕入れに係る消費税額の計算その他受託事業者又は固有事業者についてのこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
15	十二 第十六条 事業者が所得税法第六十五条第一項（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）又は法人税法第六十三条第一項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定するリース譲渡に該当する資産の譲渡等（以下この条において「リース譲渡」という。）を行つた場合において、当該事業者がこれらの規定の適用を受けるため当該リース譲渡に係る対価の額につきこれらの規定に規定する延払基準の方法により経理することとしているときは、当該リース譲渡のうち当該リース譲渡に係る賦払金の額で当該リース譲渡をした日の属する課税期間においてその支払の期日が到来しないもの（当該課税期間において支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなして、当該部分に係る対価の額を当該課税期間における当該リース譲渡に係る対価の額から控除することができる。
16	十三 前項の規定によりリース譲渡をした日の属する課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなされた部分は、政令で定めるところにより、当該事業者が当該リース譲渡に係る賦払金の支払の期日の属する各課税期間においてそれぞれ当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等を行つたものとみなす。ただし、所得税法第六十五条第一項ただし書又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合は、所得税法第六十五条第一項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了日の属する課税期間以後の課税期間若しくは同条第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた事業年度終了日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。
17	十四 第一項又は前項本文の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書を含む。次条第四項及び第十八条第二項において同じ。）にその旨を付記するものとする。
18	十五 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合若しくは同項の規定の適用を受けた法人が分割

によりリース譲渡に係る事業を分割承継法人に承継させた場合又は同項の規定の適用を受ける事業者が第九条第一項本文の規定の適用を受けることとなつた場合におけるリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 個人事業者が、所得税法第三百三十二条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納）に規定する山林所得又は譲渡所得の基団となる資産の延払条件付譲渡をした場合その他の場合の資産の譲渡等の時期の特例については、前各項の規定に準じて、政令で定める。

（工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例）

第十七条 事業者が所得税法第六十六条第一項（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）又は

法人税法第六十四条第一項（工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する長期大規模工事（以下この条において「長期大規模工事」という。）の請負に係る契約に基づき資産の譲渡等を行う場合には、当該長期大規模工事の目的物のうちこれららの規定に規定する工事進行基準の方法により計算した収入金額又は収益の額に係る部分については、当該事業者は、これらの規定によりその収入金額が総収入金額に算入されたそれぞれの年の十二月三十一日の属する課税期間又はその収益の額が益金の額に算入されたそれぞれの事業年度終了の日の属する課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとすることができる。

2 事業者が所得税法第六十六条第二項又は法人税法第六十四条第二項に規定する工事（以下この条において「工事」という。）の請負に係る契約に基づき資産の譲渡等を行う場合において、当該事業者がこれらの規定の適用を受けるためその工事の請負に係る対価の額につきこれらの規定に規定する工事進行基準の方法により経理することとしているときは、当該工事の目的物のうち

当該方法により経理した収入金額又は収益の額に係る部分については、当該事業者は、これらの規定によりその収入金額が総収入金額に算入されたそれぞれの年の十二月三十一日の属する課税期間又はその収益の額が益金の額に算入されたそれぞれの事業年度終了の日の属する課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとすることができる。ただし、所得税法第六十六条第二項ただし書又は法人税法第六十四条第二項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合は、所得税法第六十六条第二項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十四条第二項ただし書に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了の日の属する課税期間については、この限りでない。

3 第一項又は前項本文の規定の適用を受けた事業者が第一項の長期大規模工事又は前項の工事の各課税期間においてこれらの規定により資産の譲渡等を行つたものとされた部分については、同日の属する課税期間においては、当該長期大規模工事又は工事の請負に係る資産の譲渡等のうち、その着手日の日の属する課税期間から当該引渡しの日の属する課税期間の直前の課税期間まで

旨を付記するものとする。
（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例）

第十八条 個人事業者で所得税法第六十七条（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける者の資産の譲渡等及び課税仕入れを行つた時期は、その資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日及びその課税仕入れに係る費用の額を支出した日とすることができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書にその旨を付記するものとする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者がその適用を受けないこととなつた場合の資産の譲渡等及び課税仕入れを行つた時期の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（課税期間）

第十九条 この法律において「課税期間」とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 個人事業者（第三号又は第三号の二に掲げる個人事業者を除く。）一月一日から十二月三十

一日までの期間

二 法人（第四号又は第四号の二に掲げる法人を除く。）事業年度

三 第一号に定める期間を三月ごとの期間に短縮すること又は次号に定める各期間を三月ごとの期間に変更することについてその納稅地を所轄する税務署長に届出書を提出した個人事業者一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間

三の二 第一号に定める期間を一月ごとの期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月ごとの期間に変更することについてその納稅地を所轄する税務署長に届出書を提出した個人事業者一月一日以後一月ごとに区分した各期間

四 その事業年度が三月を超える法人で第二号に定める期間を三月ごとの期間に短縮すること又は次号に定める各期間を三月ごとの期間に変更することについてその納稅地を所轄する税務署長に届出書を提出したものその事業年度をその開始の日以後三月ごとに区分した各期間（最後に三月末満の期間を生じたときは、その三月末満の期間）

四の二 その事業年度が一月を超える法人で第二号に定める期間を一月ごとの期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月ごとの期間に変更することについてその納稅地を所轄する税務署長に届出書を提出したものその事業年度をその開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月末満の期間を生じたときは、その一月末満の期間）

五 前項第三号から第四号の二までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書の提出があつた日（以下この項において「提出日」という。）の属するこれらの規定に定める期間の翌

期間（当該提出日の属する期間が事業を開始した日の属する期間その他の政令で定める期間である場合は、当該期間）の初日以後に生ずるものとする。この場合において、次の各号に掲げる

場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

一 前項第三号又は第三号の二の規定の適用を受ける場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

二 前項第三号から第四号の二までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書を提出した場合

三 前項第三号から第四号の二までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書を提出した場合

四 前項第三号から第四号の二までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書を提出した場合

五 前項第三号から第四号の二までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書を提出した場合

六 前項第三号から第四号の二までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書を提出した場合

七 前項第三号から第四号の二までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書を提出した場合

八 前項第三号から第四号の二までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書を提出した場合

九 前項第三号から第四号の二までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書を提出した場合

十 前項第三号から第四号の二までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書を提出した場合

十一 前項第三号から第四号の二までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書を提出した場合

十二 前項第三号から第四号の二までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書を提出した場合

十三 前項第三号から第四号の二までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書を提出した場合

十四 前項第三号から第四号の二までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書を提出した場合

十五 前項第三号から第四号の二までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書を提出した場合

合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

一 第一項第三号の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年の一月一日から九月三十日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合又は第一項第三号の二の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年の一月一日から十一月三十日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合 当該翌日から当該提出があつた日の属する年の十二月三十日までの期間

二 第一項第四号の規定による届出書の提出をしている法人がその事業年度開始の日からその事業年度の三月ごとに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合又は第一項第四号の二の規定による届出書の提出をした法人がその事業年度開始の日からその事業年度の一月ごとに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合 当該翌日から当該提出があつた日の属する事業年度終了の日までの期間

三 第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、これらの規定による届出の効力が生ずる日から二年を経過する日の属するこれらの規定に定める期間の初日（同項第三号又は第四号の規定による届出書を提出した事業者が同項第三号の二又は第四号の二の規定の適用を受けようとする場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）以後でなければ、同項第三号から第四号の二までの規定による届出書（変更に係るものに限る。）又は第三項の届出書を提出することができない。

5

（個人事業者の納税地）

第二十条 個人事業者の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地は、その個人事業者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一 国内に住所を有する場合 その住所地

二 国内に住所を有せず、居所を有する場合 その居所地

三 国内に住所及び居所を有しない者で、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この条から第二十二条までにおいて「事務所等」という。）を有する者である場合 その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるもののみの所在地）

四 前三号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

6

（個人事業者の納税地の特例）

第二十一条 国内に住所のほか居所を有する個人事業者で所得税法第十六条第一項（納税地の特例）の規定の適用を受けようとする者（第二十三条第一項の規定により納税地の指定を受けていれる者を除く。）が同法第十六条第三項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地は、前条第一号の規定にかかるわらず、その住所地に代え、その居所地とする。

2 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所に事務所等を有する個人事業者で所得税法第十六条第二項の規定の適用を受けようとする者（第二十三条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。）が同法第十六条第四項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地は、前条第一号の規定にかかるわらず、その住所地に代え、その居所地とする。

3 前二項の規定により居所地又は事務所等の所在地を資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地としている個人事業者が所得税法第十六条第五項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地は、そ

の住所地（前項の規定により事務所等の所在地を資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地としている者で住所を有していない者については、居所地）とする。

4 亡當時におけるその死亡した者の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納

（法人の納税地）

第二十二条 法人の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地は、その法人が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一 国内に本店又は主たる事務所を有する法人（次号において「内国法人」という。）である場合 その本店又は主たる事務所の所在地

二 内国法人以外の法人で国内に事務所等を有する法人である場合 その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるもの所在地）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

（納税地の指定）

第二十三条 前三条の規定による納税地が個人事業者又は法人の行う資産の譲渡等及び特定仕入れの状況からみて当該資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地を所轄する国税局長（政令で定める場合には、国税庁長官。次項において同じ。）は、これらの規定にかかるわらず、その資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地を指定することができる。

2 国税局長は、前項の規定により資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地を指定したときは、同項の個人事業者又は法人に対し、書面によりその旨を通知する。

（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力）

第二十四条 再調査の請求についての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の指定の処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る事業者の納税地としてその消費税に関する申請、申請・請求、届出その他の書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。

（納税地の異動の届出）

第二十五条 事業者は、その資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地に異動があつた場合（第二十一条第一項から第三項までの規定に規定する書類の提出又は第二十三条第一項の指定により資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の異動があつた場合を除く。）には、遅滞なく、その異動前の納税地を所轄する税務署長に書面によりその旨を届け出なければならない。

（外国貨物に係る納税地）

第二十六条 保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税の納税地は、当該保税地域の所在地とする。（輸出物品販売場において購入した物品を譲渡した場合等の納税地）

第二十七条 第八条第三項本文の規定に該当する物品の譲渡に係る消費税の納税地は、同項に規定する出港地又は住所若しくは居所の所在地とする。

2 第八条第五項本文の規定に該当する物品の譲渡に係る消費税の納税地は、同項に規定する譲渡又は譲受けがあつた時（同条第四項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時）における当該譲渡若しくは譲受け又は承認に係る物品の所在場所とする。

（課税標準及び税率）

第二十八条 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び第三項において同じ。）とする。ただし、法人が資産を第四条第五項第二号に規定する役員に譲渡した場合において、そ

の対価の額が当該譲渡の時における当該資産の価額に比し著しく低いときは、その価額に相当する金額をその対価の額とみなす。

2 特定課税仕入れに係る支払対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）とする。

3 第四条第五項各号に掲げる行為に該当するものについては、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める金額をその対価の額とみなす。

一 第四条第五項第一号に掲げる消費又は使用 当該消費又は使用の時ににおける当該消費し、又は使用した資産の価額に相当する金額

二 第四条第五項第二号に掲げる贈与 当該贈与の時における当該贈与をした資産の価額に相当する金額

4 保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の課税標準は、当該課税貨物につき閑税率定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格に当該課税貨物の保税地域からの引取りに係る消費税以外の消費税等（国税通則法第二条第三号（定義）に規定する消費税等をいう。）の額（附帯税の額に相当する額を除く。）及び閑税の額（閑税率第二条第一項第四号の二に規定する附帯税の額に相当する額を除く。）に相当する金額を加算した金額とする。

5 第三項に定めるもののほか、第一項、第二項又は前項に規定する課税標準の額の計算の細目に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条 消費税の税率は、百分の七・八とする。

第三章 税額控除等

（仕入れに係る消費税額の控除）

第三十条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第三十二条から第三十六条までにおいて同じ。）若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入

れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に百十分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額（当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課るべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同

する課税仕入れに係る消費税額、特定課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課るべき消費税額（以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。）の合計額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。

一 当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期間における前項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。）にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合 イに掲げる金額に口に掲げる金額を加算する方法

イ 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額

ロ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ、特定課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法

一 前項第一号に掲げる場合において、同号ロに掲げる金額の計算の基礎となる同号ロに規定する課税売上割合に準ずる割合（当該割合が当該事業者の営む事業の種類の異なること又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類の異なることに区分して算出したものである場合には、当該区分して算出したそれぞれの割合。以下この項において同じ。）で次に掲げる要件の全てに該当するものがあるときは、当該事業者の第二号に規定する承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、前項第一号の規定にかかわらず、同号ロに掲げる金額は、当該課税売上割合に代えて、当該割合を用いて計算した金額とする。ただし、当該割合を用いて計算することをやめようとする旨を記載した届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間についても、この限りでない。

一 当該割合が当該事業者の営む事業の種類又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類に応じ合理的に算定されるものであること。

二 当該割合を用いて前項第一号ロに掲げる金額を計算することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けたものであること。

4 第二項第一号に掲げる場合に該当する事業者は、同項の規定にかかわらず、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期間における第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、同号に定める方法に代え、第二項第二号に定める方法により第一項の規定により控除される課税仕入れ等の税額の合計額を計算することができる。

5 第二項又は前項の場合において、第二項第二号に定める方法により計算することとした事業者は、当該方法により計算することとした課税期間の初日から同日以後二年を経過する日までの間に開始する各課税期間において当該方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、同項第一号に定める方法により計算することは、できないものとする。

第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課るべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。第九項第一号において同じ。）に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）をいい、第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額とは、特定課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）をいい、同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物とは、保税地域から引き取った一般申告課税貨物又は特

一 国内において課税仕入れを行つた場合 当該課税仕入れを行つた日

二 国内において特定課税仕入れを行つた場合 当該特定課税仕入れを行つた日

三 保税地域から引き取る課税貨物につき第四十七条第一項の規定による申告書（同条第三項の場合は除く。）又は同条第二項の規定による申告書を提出した場合 当該申告に係る課税貨物

（第六項において「一般申告課税貨物」という。）を引き取つた日

二

四 保税地域から引き取る課税貨物につき特例申告書を提出した場合（当該特例申告書に記載すべき第四十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額につき決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。以下この号において同じ。）があつた場合を含む。以下同じ。）

当該特例申告書を提出した日又は当該申告に係る決定（以下「特例申告に関する決定」といふ。前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上高が五億円を超えるとき、又は当該課税期間における課税売上割合が百分の九十五に満たないときは、同項の規定により控除

2 前項の通知を受けた日

二

例申告書の提出若しくは特例申告に関する決定に係る課税貨物をいい、第一項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。）の合計額から当該課税期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額（当該課税期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額による消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額（当該課税期間の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）で除し、これに十二を乗じて計算した金額）をいい、第二項に規定する課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額のうちに当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合をいう。

7 第一項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

8 前項に規定する帳簿とは、次に掲げる帳簿をいう。

一 課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
ロ 課税仕入れを行つた年月日

二 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
イ 課税仕入れを行つた年月日

二 課税仕入れ等の税額が特定課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
ロ 課税仕入れを行つた年月日

二 課税仕入れ等の税額が特定課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
ロ 課税仕入れを行つた年月日

二 課税仕入れ等の税額が特定課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
ロ 課税仕入れを行つた年月日

三 課税仕入れ等の税額が第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物に係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 課税貨物を保税地域から引き取つた年月日（課税貨物につき特例申告書を提出した日又は特例申告に關する決定の通知を受けた日）

二 課税仕入れ等の税額が同条第一項に規定する特定課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
ロ 課税仕入れを行つた年月日

の他これらに類する書類で次に掲げる事項（当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項）が記載されているもの

イ 書類の作成者の氏名又は名称

ロ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

ハ 課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）

ホ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

二 事業者がその行った課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの（当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）

イ 書類の作成者の氏名又は名称

イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ハ 課税仕入れを行つた年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）

二 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

ホ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

二 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

三 課税貨物を保税地域から引き取る事業者が税関長から交付を受ける当該課税貨物の輸入の許可（関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入の許可をいう。）があつたことを証する書類その他の政令で定める書類で次に掲げる事項が記載されているもの

イ 納税地を所轄する税関長

ロ 課税貨物を保税地域から引き取ることができるようになった年月日（課税貨物につき特例外申告書を提出した日又は特例申告に關する決定の通知を受けた日）

二 課税貨物の内容

ハ 課税貨物に係る消費税の課税標準である金額並びに引取りに係る消費税額及び地方消費税額の交付を受ける事業者の氏名又は名称

ホ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

第一項の規定は、事業者が国内において行う別表第一第十三号に掲げる住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）以外の建物（第十二条の四第一項に規定する高額特定資産又は同条第二項に規定する調整対象自己建設高額資産に該当するものに限る。第三十五条の二において「居住用賃貸建物」という。）に係る課税仕入等の税額については、適用しない。

第一項の規定は、事業者が課税仕入れ（当該課税仕入れに係る資産が金又は白金の地金である場合に限る。）の相手方の本人確認書類（住民票の写しその他の財務省令で定めるものをいう。）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れに係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をことができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

第一項の規定は、その課税仕入れの際に、当該課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を納付しないで保税地域から引き取られた課税貨物に係るものである場合（当該課税仕入れを行ふ事業者が、当該消費税が納付されていないことを知つていて場合に限る。）には、当該課税仕入れに係る消費税額については、適用しない。

第七項に規定する帳簿の記載事項の特例、当該帳簿及び同項に規定する請求書等の保存に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（非課税資産の輸出等を行つた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第三十一条 事業者が国内において第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされる資産の譲渡等（以下この項において「非課税資産の譲渡等」という。）のうち第七条第一項各号に掲

げる資産の譲渡等（以下この項及び次項において「輸出取引等」という。）に該当するものを行つた場合において、当該非課税資産の譲渡等が輸出取引等に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該非課税資産の譲渡等のうち当該証明がさされたものは、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。

2 事業者が、国内外の地域における資産の譲渡等又は自己の使用のため、資産を輸出した場合は、当該資産の輸出のうち当該証明がされたものは、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。

3 前二項の場合における前条第二項に規定する課税売上割合の計算の方法その他同条の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

33 条 事業者が、国内において行った課税仕入れ又は特定課税仕入れにつき、返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けたことにより、当該課税仕入れに係る支払対価の額（第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項において同じ。）若しくは当該特定課税仕入れに係る支払対価の額（同条第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部の返還又は当該課税仕入れに係る支払対価の額若しくは当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に係る掛金その他の債務の額の全部若しくは一部の減額（以下この条において「仕入れに係る対価の返還等」という。）を受けた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を当該仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額とみなして、第三十条第一項（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。）の規定を適用する。

4 一 当該事業者の当該課税期間における仕入れに係る消費税額の計算につき第三十条第二項の規定の適用がない場合、当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額（当該課税期間において第一号の規定の適用がある場合には、同号に定める残額）から保税地域からの引取りによる課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。以下この条において同じ。）の合計額を控除した残額

二 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第一号に定める方法により計算する場合 イに掲げる金額（当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額を控除した残額）

イ 第三十条第二項第一号イに掲げる金額（当該課税期間において第一項第二号イの規定の適用がある場合には、同号イに掲げる残額）から課税資産の譲渡等にのみ要する課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額を控除した残額

ロ 第三十条第二項第一号ロに掲げる金額（当該課税期間において第一項第二号ロの規定の適用がある場合には、同号ロに掲げる残額）から課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額に同条第一項第一号ロに規定する課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

三 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第二号に定める方法により計算する場合 同号に規定する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

5 前項の規定により、還付を受ける消費税額の合計額を当該還付を受ける日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして政令で定めるところにより当該課税売上割合を乗じて計算した金額を控除する。

6 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人による保税地域からの引取りによる課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた課税仕入れ若しくは特定課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合について、それぞれ準用する。

7 第三項の規定は、合併により事業を承継した合併法人により行われた課税仕入れ若しくは特定課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けた場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合について、それぞれ準用する。

2
3
4
5
6
7

33 条 二 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第一号に定める方法により計算する場合 イに掲げる金額から課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等にのみ要する課税貨物につき当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額に百分の七・八を乗じて算出した金額及び当該特定課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をい。以下この項及び次項において同じ。）の合計額を控除した残額

イ 第三十条第二項第一号イに掲げる金額（当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第一号イに定める方法により計算する場合の仕入れに係る消費税額を加算した金額を控除した残額）

ロ 第三十条第二項第一号ロに掲げる金額（当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第一号ロに定める方法により計算する場合の仕入れに係る消費税額を加算した金額を控除した残額）

三 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第二号に定める方法により計算する場合 同号に規定する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

四 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第二号に定める方法により計算する場合 同号に規定する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

五 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第二号に定める方法により計算する場合 同号に規定する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

六 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第二号に定める方法により計算する場合 同号に規定する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

七 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第二号に定める方法により計算する場合 同号に規定する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

(課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整)

第三十三条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合（第三十条第一項の規定により当該調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合を含む。）において、当該事業者（相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日から三年以内に同号に規定するその他の資産の譲渡等による用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額から控除する。この場合において、当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りの日からこれらの日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の合計額

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

四 前項の規定により同項各号に定める消費税額を同項に規定する業務の用に供した日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該業務の用に供した日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。（非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整）

第三十五条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額（以下この条において「調整対象税額」という。）につき第三十条第二項第一号に定める方法により同号に規定するその他の資産の譲渡等にのみ要するものとして仕入れに係る消費税額がないこととした場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日から三年以内に同号に規定する課税資産の譲渡等による用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

二 調整対象基準税額に通算課税売上割合を乗じて計算した消費税額の合計額

前項に規定する比率配分法とは、第三十条第二項第一号ロに規定する課税売上割合（以下この項において「課税売上割合」という。）を乗じて計算する方法又は同条第二項第二号に定める方法を以て、前項に規定する第三年度の課税期間とは、仕入れ等の課税期間の開始の日から三年を経過する日の属する課税期間をいい、同項に規定する通算課税売上割合とは、仕入れ等の課税期間から第三年度の課税期間までの各課税期間において適用されるべき課税売上割合を政令で定め仕入れ等の税額の全額が控除された場合には、調整対象基準税額の合計額

三 第一項の規定により同項第一号に掲げる合計額から同項第二号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額を当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして、当該第三年度の課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。（課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整）

第三十六条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合（第三十条第一項の規定により当該調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合を含む。）において、当該事業者（相続により当該事業の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日から三年以内に同号に規定するその他の資産の譲渡等による用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りの日からこれらの日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の合計額

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

(居住用賃貸建物を課税貨貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整)

第三十五条の二 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について第三十条第十項の規定の適用を受けた場合において、当該事業者（相続により当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した合併法人及び分割により当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。）が第三年度の課税期間の末日において当該居住用賃貸建物を有しており、かつ、当該居住用賃貸建物の全部又は一部を当該居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間（次項及び第三項において「調整期間」という。）に別表第一十三号に掲げる住宅の貸付け以外の貸付けの用（第三項において「課税貨貸用」という。）に供したときは、当該有している居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に課税貨貸割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

2 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について第三十条第十項の規定の適用を受けた場合において、当該事業者（相続により当該事業の当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。）が当該居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡したとき（当該居住用賃貸建物について第四条第五項の規定により資産の譲渡とみなされる場合を含む。）は、当該譲渡した居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に課税譲渡等割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当該事業者の当該譲渡を行った課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

3 第一項に規定する第三年度の課税期間とは、同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の開始の日から三年を経過する日の属する課税期間をいい、同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日とは、当該居住用賃貸建物の課税仕入れの日（当該居住用賃貸建物が第十二条の四第一項に規定する自己建設高額特定資産である場合にあつては、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日から当該居住用賃貸建物が当該事業者が調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付けの対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額のうちに当該事業者が調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け（課税貨貸用に供したものに限る。）の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいい、前項に規定する課税譲渡等割合とは、当該事業者が第一項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日から当該居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日までの間（以下この項において「課税譲渡等調整期間」という。）に行つた当該居住用賃貸建物の貸付けの対価の額の合計額及び当該事業者が行つた当該居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の合計額のうちに当該事業者が課税譲渡等調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け（課税貨貸用に供したものに限る。）の対価の額の合計額及び当該事業者が行つた当該居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。以下この項において「棚卸資産に係る消費税額の調整）

4 居住用賃貸建物について第十二条の四第二項の規定の適用を受ける場合における前三項の規定の適用その他これららの規定の適用を受けた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整）

第三十六条 第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、同項の規定の適用を受けないこととなつた場合において、その受けないこととなつた課税期間の初日（第十一条第一項、第十二条第五項の規定により第九条第一項本文の規定の適用を定める。（納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整）

受けないこととなつた場合には、その受けないこととなつた日）の前日において消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの（これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。以下この項において同じ。）を有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額（当該棚卸資産又は当該課税貨物の取得に要した費用の額として政令で定める金額に百十分の七・八を乗じて算出した金額をいう。第三項及び第五項において同じ。）をその受けないこととなつた課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

2 前項の規定は、事業者が政令で定めることにより同項に規定する棚卸資産又は課税貨物の明細を記録した書類を保存しない場合には、当該保存のない棚卸資産又は課税貨物については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 個人事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が相続により被相続人（同項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に限る。）の事業を承継した場合又は法人（同項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人に限る。）の事業を承継した場合において、当該被相続人又は被合併法人若しくは分割法人が消費税を納める義務が免除されていて期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するものを引き継いだときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額を当該引継ぎを受けた個人事業者又は法人の当該相続又は合併若しくは分割があつた日の属する課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける個人事業者又は法人について準用する。

事業者が、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなつた場合において、同項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日の前日において当該前の属する課税期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するものを有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額を当該引継ぎを受けた個人事業者又は法人の当該相続又は合併若しくは分割があつた日の属する課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第三十七条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、その納稅地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）が五千万円以下である課税期間（第十二条第一項に規定する分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人の政令で定める課税期間（以下この項及び次条第一項において「分割等に係る課税期間」という。）を除く。）についてこの項の規定の適用については、当該課税期間の仕入れ額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間（当該届出書を提出した日の属する課税期間その後の政令で定める課税期間には、当該課税期間以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。）については、第三十条から前条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。この場合において、当該金額の合計額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該事業者の当該課税期間の課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る課税標準である金額の合計額

に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者であつては、当該残額に政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうちに課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）

二 当該事業者の当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額

前項第二号の規定により、当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額

3 第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間は、同項の規定による届出書を提出することができない。ただし、当該事業者が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間から同項の規定の適用を受けようとする場合には当該届出書を提出するときは、この限りでない。

一 当該事業者が第九条第七項の規定の適用を受ける者である場合 同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日までの期間

二 当該事業者が第十二条の二第二項の新設法人である場合又は第十二条の三第三項の特定新規設立法人である場合において第十二条の二第二項（第十二条の三第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する場合に該当するとき 第十二条の二第二項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日までの期間

三 当該事業者が第十二条の四第一項に規定する場合に該当するとき（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）高額特定資産（同項に規定する高額特定資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日（当該高額特定資産が同項に規定する自己建設高額特定資産である場合にあつては、当該自己建設高額特定資産の建設等（同項に規定する建設等をいう。同号において同じ。）が完了した日の属する課税期間の初日）以後三年を経過する日の属する課税期間の初日までの期間

四 当該事業者が第十二条の四第二項に規定する場合に該当するとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）高額特定資産（同項に規定する高額特定資産をいう。以下この号において同じ。）に係る同項に規定する高額特定資産の建設等が調整適用日（当該調整対象自己建設高額資産の建設等が調整適用日（これらに規定する場合に規定する場合に該当することとなつた日をいう。）の前日までに完了していない場合にあつては、当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日）以後三年を経過する日の属する課税期間の初日までの期間

五 前項各号に規定する事業者が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、同項第一号若しくは第二号に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日、同項第三号に規定する高額特定資産の仕入れ等の日又は同項第四号に規定する調整適用日の属する課税期間の初日から同項各号に掲げる場合に該当することとなつた日までの間に第一項の規定による届出書をその納稅地を所轄する税務署長に提出しているときは、同項の規定の適用については、その届出書の提出は、なかつたものとみなす。

六 第一項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき、又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、「受けることが必要となつた」とあるのは「受けることの必要がなくなつた」と、「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」

8 第五項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第一項の規定による届出は、その効力を失う。

やむを得ない事情があるため第一項又は第五項の規定による届出書を第一項の規定の適用を受けようとし、又は受けることをやめようとする旨の届出書を提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用の特例については、政令で定める。

（災害等があつた場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第三十七条の二 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び前条第一項の規定の適用を受ける事業者を除く。）が、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。以下この項、次項及び第五項において「選択被災課税期間」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けることが必要となつた場合において、当該選択被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることについてその納稅地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該承認を受けた選択被災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の承認を受けようとする事業者は、前条第一項の規定の適用を受けることが必要となつた事情その他財務省令で定める事項を記載した申請書を、前項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日から二月以内（当該灾害その他やむを得ない理由のやんだ日がその申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合には、当該選択被災課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限まで）に、その納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下する。

4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした事業者に對し、書面によりその旨を通知する。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日から二月を経過する日までに承認又は却下の处分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。ただし、同項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日がその申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合は、この限りでない。

6 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（前条第一項の規定の適用を受ける事業者に限る。）が、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間（当該課税期間の翌課税期間以後の課税期間のうち政令で定める課税期間を含む。以下この項において「不適用被災課税期間」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けることの必要がなくなつた場合において、当該不適用被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることをやめることについてその納稅地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同条第五項の規定による届出書を当該承認を受けた不適用被災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。

と、第五項中「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」と読み替えるものとする。

8 第一項又は第六項の承認を受けた事業者が、その承認前に第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出している場合その他の場合における第一項又は第六項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行つた課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）につき、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、当該課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）と当該対価の額に百分の十を乗じて算出した金額との合計額（以下この項及び第三十九条において「税込価額」という。）の全部若しくは一部の返還又は当該課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第四項までにおいて「売上げに係る対価の返還等」という。）をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間において行つた売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（当該返還をした税込価額又は当該減額をした債権の額に百十分の七・八を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

2 前項の規定は、事業者が当該売上げに係る対価の返還等をした金額の明細を記録した帳簿を保有しない場合には、当該保存のない売上げに係る対価の返還等に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合には、その相続人が行つた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をしたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合について準用する。

5 前二項に定めるもののほか、第二項に規定する帳簿の記録及び保存に関する事項その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条の二 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行つた特定課税仕入れにつき、値引き又は割戻しを受けたことにより、当該特定課税仕入れに係る支払対価の額（第二十八条第一項に規定する支払対価の額をいう。）の全部若しくは一部の返還又は当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第四項までにおいて「特定課税仕入れに係る対価の返還等」という。）を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額（当該返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

2 前項の規定は、事業者が当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額の明細を記録した帳簿を保存しない場合には、当該保存のない特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行つた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合には、その相続人が行つた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をしたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行つた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等を受けた場合には、その相続人が行つた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額（当該返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

につき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けたものとみなして、前二項の規定を適用する。

8 前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について準用する。

第三十九条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）を行つた場合において、当該課税資産の譲渡等の相手方に對する売掛金その他の債権につき更生計画認可の決定により債権の切捨てがあつたことその他これに準るものとして政令で定める事が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつたときは、当該領収をすることができないこととなつた日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額（当該税込価額に百十分の七・八を乗じて算出した金額をいう。第三項において同じ。）の合計額を控除する。

2 前項の規定は、事業者が財務省令で定めるところにより同項に規定する債権につき同項に規定する事が生じたことを証する書類を保存しない場合には、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 第一項の規定の適用を受けた同項の事業者が同項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をしたときは、当該領収をした税込価額に係る消費税額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなしてその事業者のその領収をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

4 相続により当該相続に係る被相続人の事業を承継した相続人がある場合において、当該被相続人ににより行われた課税資産の譲渡等の相手方に對する売掛金その他の債権について当該被相続人が同日以後に第一項の規定が適用される事が生じたときは、その相続人が当該課税資産の譲渡等を行つたものとみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5 相続により当該相続に係る被相続人の事業を承継した相続人が当該被相続人が第一項の規定が適用された課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部を領収した場合には、その相続人が同項の規定の適用を受けたものとみなして、第三項の規定を適用する。

6 前二項の規定は、合併により当該合併に係る被合併法人から事業を承継した合併法人又は分割により当該分割に係る分割法人から事業を承継した分割承継法人について準用する。

第四十条 削除

（税額控除の計算の細目）

第四十一条 この章に定めるもののほか、税額控除の計算の細目に関し必要な事項は、政令で定めること。

（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告）

第四十二条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び第十九条第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書の提出をしている事業者を除く。）は、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては三月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除く。第四項において同じ。）開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月末満の期間を生じたときはその

一月末満の期間とし、当該一月ごとに区分された各期間のうち最後の期間を除く。以下この項及び次項において「一月中間申告対象期間」という。」につき、当該一月中間申告対象期間の末日（当該一月中間申告対象期間の直前の課税期間が当該課税期間開始の日以後一月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から二月を経過した日）から二月以内に、それぞれ次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が四百万円以下である場合における当該一月中間申告対象期間については、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書（第四十五条第一項の規定による申告書をいふ。以下この条において同じ。）に記載すべき同項第四号に掲げる消費税額で次に掲げる一月中間申告対象期間の区分に応じそれぞれ次に定める日（次項第一号において「確定日」という。）までに確定したものと、当該直前の課税期間の月数で除して計算した金額

イ 当該課税期間開始の日から同日以後二月を経過した日の前日までの間に終了した一月中間申告対象期間（当該課税期間開始の日から二月を経過した日の前日（当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）の規定の適用がある場合には、同項の規定により当該確定申告書の提出期限とみなされる日））以外の一月中間申告対象期間の末日

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

一 当該課税期間の直前の課税期間（以下この号において「被合併法人特定課税期間」という。）の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる金額でその合併法人の当該一月中間申告対象期間に係る確定日までに確定したもの（被合併法人特定課税期間の月数が三月に満たない場合又は当該確定したものがなき場合には被合併法人特定課税期間の直前の課税期間（その月数が三月に満たないものを除く。）の確定申告書に記載すべき同号に掲げる金額でその合併法人の当該一月中間申告対象期間に係る確定日までに確定したもの。以下この項及び次項において「被合併法人の確定消費税額」という。）をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除し、これにその合併法人の直前の課税期間の月数のうちに当該直前の課税期間開始の日からその合併法人の日前の属する課税期間（以下この号において「被合併法人特定課税期間」という。）に係る確定日までに確定したその被合併法人の確定消費税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除して計算した金額

二 当該課税期間開始の日から当該一月中間申告対象期間の末日までの期間

三 消費税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除して計算した金額

4 第一項の場合において、同項の事業者が合併（合併により法人を設立する場合に限る。）に係る合併法人であるときは、その法人が提出すべきその設立後最初の課税期間の同項の規定による申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、各被合併法人の確定消費税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除して計算した金額の合計額とする。

5 事業者は、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては六月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立日の属する課税期間を除く。）開始の日以後六月の期間（以下この項、第八項、第十項及び第十一項において「六月中間申告対象期間」という。）につき、当該六月中間申告対象期間が第一項若しくは第四項の規定による申告書を提出すべきこれらの規定に規定する一月中間申告対象期間若しくは三月中間申告対象期間を含む期間である場合における当該六月中間申告対象期間については、この限りでない。

6 一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額で当該六月中間申告対象期間の末日までに確定したものを当該直前の課税期間の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

7 二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

二 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と、「前項の規定」とあるのは「第六項の規定」と、同項第一号中「一月中間申告対象期間に係る確定日」とあるのは「六月中間申告対象期間の末日」と、「三月」とあるのは「六月」と、「割合」とあるのは「割合に六を乗じた数」と、同項第二号中「一月中間申告対象期間」とあるのは「六月中間申告対象期間」と、「除して」とあるのは「除し、これにその合併の日から当該六月中間申告対象期間の末日までの期間の月数を乗じて」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と、「除して」とあるのは「除し、これに六を乗じて」と読み替えるものとする。

8 第六項第一号に掲げる金額が二十四万円以下であるものに限る。第十一項において同じ。）については、第六項の規定による申告書（以下この項及び第十一項において「六月中間申告書」という。）を提出することを要しない事業者が、当該六月中間申告書を提出する旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該届出書の提出をした事業者の当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間（同号に掲げる金額が二十四万円以下であるものに限る。第十一項において同じ。）については、第六項ただし書の規定は、適用しない。

9 前項の規定による届出書の提出があつたときは、同項の規定の適用を受けることをやめようとするときは事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

10 前項の規定による届出書の提出があつた日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間の末日にその納税地を所轄する税務署長に提出したものとみなす。

11 第八項の規定による届出書の提出をした事業者が、当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告書をその提出期までに提出しなかつた場合には、当該事業者は第九項の規定による届出書を当該六月中間申告対象期間の末日にその納税地を所轄する税務署長に提出したものとみなす。

(災害等による期限の延長により中間申告書の提出を要しない場合)
第四十二条の二 国税通則法第十一条(災害等による期限の延長)の規定による申告に関する限りの延長により、中間申告書(前条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書をいう。以下この章において同じ。)の提出期限と当該中間申告書に係る課税期間の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、前条第一項本文、第四項本文又は第六項本文の規定にかかわらず、当該中間申告書を提出することを要しない。

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

第四十三条 中間申告書を提出すべき事業者が第四十二条第一項に規定する一月中間申告対象期間、同条第四項に規定する三月中間申告対象期間又は同条第六項に規定する六月中間申告対象期間(以下この項において「中間申告対象期間」という。)を一課税期間とみなして当該中間申告対象期間における課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額(当該中間申告対象期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)に係る課税標準である金額をいう。以下この項において同じ。)の合計額、特定課税仕入れに係る課税標準である金額(当該中間申告対象期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る課税標準である金額をいう。以下この項において同じ。)の合計額及び第四十五条第一項第二号から第四号までに掲げる金額を計算した場合には、その事業者は、その提出する中間申告書に、第四十二条第一項各号、第四項各号又は第六項各号に掲げた事項に代えて、次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額及び当該特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額(次号において「課税標準額」という。)

二 課税標準額に対する消費税額

三 前章の規定によりその課税期間において前号に掲げる消費税額から控除をされべき次に掲げる消費税額の合計額
 ロ 第三十八条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額
 ハ 第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る合計額及びその課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る課税標準である金額並びにそれらの合計額(次号において「課税標準額」という。)

四 課税標準額に対する消費税額

五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げる消費税額の合計額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額
 六 その事業者が当該課税期間につき中間申告書を提出した事業者である場合には、第四号に掲げる消費税額から当該申告書に係る中間納付額を控除した残額に相当する消費税額
 七 第四号に掲げる消費税額から中間納付額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額
 八 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

五 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

六 その事業者が当該課税期間の末日の翌日から当該申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないため死亡した場合には、その相続人は、政令で定めることにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日までに、税務署長に当該申告書を提出しなければならない。

七 個人事業者が課税期間の中途において死亡した場合において、その者の当該課税期間分の消費税について第一項の規定による申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、その相続人は、政令で定めるところにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日までに、税務署長に当該消費税について当該申告書を提出しなければならない。

八 清算中の法人につきその残余財産が確定した場合には、当該法人の当該残余財産の確定日の属する課税期間に係る第一項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「一月以内(当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで)」とする。

九 第一項の規定による申告書には、財務省令で定めるところにより、当該課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

四 法人の確定申告書の提出期限の特例

第四十五条の二 前条第一項の規定による申告書(以下この条において「消費税申告書」という。)を提出すべき法人(法人税法第七十五条の二第一項(確定申告書の提出期限の延長の特例)(同法第四十四条の人(確定申告書の提出期限の延長の特例)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受ける法人(第六十条第八項の規定の適用により消費税申告書の提出期限が延長される法人を除く。)に限る。)が、消費税申告書の提出期限を延長する

3 第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書には、財務省令で定めるところにより、同項に規定する中間申告対象期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額(第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この章において同じ。)の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。
 (中間申告書の提出がない場合の特例)

第四十四条 中間申告書を提出すべき事業者がその中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合(第四十二条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)には、その事業者については、その提出期限において、税務署長に同条第一項各号、第四項各号又は第六項各号に掲げる事項を記載した中間申告書の提出があつたものとみなす。

第四十五条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)は、課税期間ごとに、当該課税期間の末日の翌日から二月以内に、次に掲げる事項を記載する(課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告)

1 (法人の確定申告書の提出期限の特例)
 2 (課税標準額に対する消費税額)
 3 (個人の確定申告書の提出期限の特例)
 4 (法人の確定申告書の提出期限の特例)
 5 (法人の確定申告書の提出期限の特例)

した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、国内における課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)及び特定課税仕入れがなく、かつ、第四号に掲げる消費税額がない課税期間については、この限りでない。

一 その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)に係る課税標準である金額の合計額及びその課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額並びにそれらの合計額(次号において「課税標準額」という。)

二 課税標準額に対する消費税額
 三 前章の規定によりその課税期間において前号に掲げる消費税額から控除をされべき次に掲げる消費税額の合計額
 ロ 第三十八条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額
 ハ 第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る合計額並びにそれらの合計額(次号において「課税標準額」という。)

四 課税標準額に対する消費税額
 五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げる消費税額の合計額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額
 六 その事業者が当該課税期間につき中間申告書を提出した事業者である場合には、第四号に掲げる消費税額から当該申告書に係る中間納付額を控除した残額に相当する消費税額
 七 第四号に掲げる消費税額から中間納付額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額
 八 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

九 第一項の規定による申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人は、政令で定めることにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日までに、税務署長に当該申告書を提出しなければならない。

十 個人事業者が課税期間の中途において死亡した場合において、その者の当該課税期間分の消費税について第一項の規定による申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、その相続人は、政令で定めるところにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日までに、税務署長に当該消費税について当該申告書を提出しなければならない。

十一 清算中の法人につきその残余財産が確定した場合には、当該法人の当該残余財産の確定日の属する課税期間に係る第一項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「一月以内(当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで)」とする。

十二 第一項の規定による申告書には、財務省令で定めるところにより、当該課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

旨を記載した届出書（次項及び第三項において「延長届出書」という。）をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度（同法第七十五条の二第一項の規定により同法第七十四条第一項（確定申告）又は第一百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）の規定による申告書の提出期限が延長されている事業年度（同法第七十五条の二第九項（同法第一百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定により同法第七十五条の二第一項の規定の適用がないものとみなされる事業年度を含む。）に限る。）終了の日の属する課税期間に係る消費税申告書の提出期限については、前条第一項の規定にかかわらず、当該課税期間の末日の翌日から三月以内とする。

2 消費税申告書を提出すべき法人（法人税法第八十八条の二十四第一項（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定の適用を受ける連結親法人（同法第二条第十二条の六の七（定義）に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）又はその連結子法人（同法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下この項において同じ。）に限る。）が、延長届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出をした日の属する連結事業年度（同法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この項及び第四項において同じ。）（その提出をした日が連結事業年度終了日の翌日から四十五日以内である場合のその連結事業年度を含む。）以後の各連結事業年度（同法第八十一条の二十四第一項の規定により同法第八十二条の二十二第一項（連結確定申告）に規定する申告書の提出期限が延長されている連結事業年度（同法第八十一条の二十四第四項の規定により同条第一項の規定の適用がないものとみなされる連結事業年度を含む。）又は連結親法人につき同法第八十一条の二十四第一項の規定により同法第八十二条の二十二第一項に規定する申告書の提出期限が延長されている場合におけるその連結子法人の連結事業年度（連結親法人につき同法第八十一条の二十四第一項の規定により同条第一項の規定の適用がないものとみなされる場合におけるその連結子法人の連結事業年度を含む。）に限る。）終了の日の属する課税期間に係る消費税申告書の提出期限については、前条第一項の規定にかかわらず、当該課税期間の末日の翌日から三月以内とする。

3 前項の規定による延長届出書を提出した法人は、これらの規定の適用を受けることをやめようとするとき、又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4 前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する事業年度又は連結事業年度終了日の属する課税期間以後の事業年度又は連結事業年度終了日の属する課税期間については、第一項又は第二項の規定による届出は、その効力を失う。

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける法人は、これらの規定の適用を受ける消費税申告書に係る課税期間の消費税の額に、当該課税期間終了日の翌日以後二月を経過した日からこれらの規定により延長された提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税をその計算の基礎となる消費税に併せて納付しなければならない。

6 第一項又は第二項の規定の適用を受けている法人についてこれらの規定の適用を受ける課税期間の末日の翌日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該課税期間に限り、これらの規定の適用がないものとみなして、国税通則法第十一条（灾害等による期限の延長）の規定を適用することができます。

7 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における第三十条第七項に規定する帳簿又は請求書等の保存期間その他の第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（還付を受けるための申告）

第四十六条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、その課税期間分の消費税につき第四十五条第一項第五号又は第七号に掲げる金額がある場合には、同項ただし書の規定により申告書を提出すべき義務がない場合においても、第五十二条第一項又は第五十三条第一項の規定による還付を受けるため、第四十五条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出することができる。

2 個人事業者が課税期間中の中途において死亡した場合において、その者の当該課税期間分の消費税について前項の規定による申告書を提出することができる場合に該当するときは、その相続人は、政令で定めるところにより、税務署長に当該申告書を提出することができる。

3 第一項の規定による申告書には、財務省令で定めるところにより、当該課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。（電子情報処理組織による申告の特例）

第四十六条の二 特定法人である事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、第四十二条、第四十三条、第四十五条若しくは前条又は国税通則法第十八条（期限後申告）若しくは第十九条（修正申告）の規定により、中間申告書若しくは確定申告書等若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（同条第三項に規定する修正申告書をいふ。第五十六条において同じ。）（以下この項及び第三項並びに次条第一項において「納税申告書等」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書等に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに対する消費税の申告については、これらにかかるわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされている事項（第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第一項及び第六項において同じ。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならぬ。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる事業者をいう。

一 当該事業年度開始の時における資本金の額、出資の金額その他これらに類するものとして政令で定める金額が一億円を超える法人（法人税法第二条第四号（定義）に規定する外国法人を除く。）

二 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項（定義）に規定する相互会社

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

五 国又は地方公共団体

4 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第二百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載）を除く。）の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

5 第一項の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

6 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）の記載については、第一項の事業者は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第四十六条の三 前条第一項の事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納

- 申告書等を提出することについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。
- 2 前項の承認を受けようとする事業者は、同項の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項の規定による指定を受けようとする期間その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付し、当該期間の開始日の十五日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（第四十六条第一項の規定による申告書にあつては、当該申告書が第四十五条第一項の規定による申告書であるとした場合の提出期限）の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）、これをその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
- 3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。
- 4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした事業者に対し、書面によりその旨を通知する。
- 5 第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を同項の期間として同項の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。
- 6 税務署長は、第一項の規定の適用を受けている事業者につき、電子情報処理組織を使用することができ難でなくなつたと認める場合には、同項の承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しの処分があつたときは、その処分があつた日の翌日以後の期間につき、その効果が生ずるものとする。
- 7 税務署長は、前項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。
- 8 第一項の規定の適用を受けている事業者は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の翌日以後の期間については、同項の承認の処分は、その効力を失うものとする。
- （引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等）
- 第四十七条** 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式（次項において「申告納税方式」という。）が適用される課税貨物を保稅地域から引き取ろうとする者（当該課税貨物に特例申告書を提出する者（第五十八条において「特例輸入者」という。）を除く。次項において同じ。）が、第四十七条第一項の規定による申告書を提出した場合において、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる消費税額の合計額の全部又は一部の納期限に関し、その延長を受けたい旨の申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該消費税額の合計額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、当該課税貨物に係る消費税については、前条第一項の規定にかかわらず、当該消費税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を三月以内に限り延長することができる。
- 2 申告納税方式が適用される課税貨物を保稅地域から引き取ろうとする者が、その月（以下この項において「特定月」という。）において課税貨物を保稅地域から引き取るときに課されるべき消費税の納期限に関し、特定月の前月末日までにその延長を受けたい旨の申請書を当該課税貨物に係る第四十七条第一項の規定による申告書を提出する税関長に提出し、かつ、当該課税貨物に係る消費税額の合計額に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、特定月においてその者が引き取る課税貨物に係る消費税について、前条第一項の規定にかかわらず、特定月における消費税額の合計額の額の累計額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を特定月の末日の翌日から三月以内に限り延長することができる。
- 3 特例申告書をその提出期限までに提出した者が、当該特例申告書に記載した第四十七条第一項第二号に掲げる消費税額の合計額の全部又は一部の納期限に関し、当該特例申告書の提出期限までにその延長を受けたい旨の申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該消費税額の合計額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、当該課税貨物に係る消費税について、前条第一項の規定にかかわらず、当該消費税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を二月以内に限り延長することができる。
- （仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付）
- 第五十二条** 第四十五条第一項又は第四十六条第一項の規定による申告書の提出があつた場合において、これらの申告書に第四十五条第一項第五号に掲げる不足額の記載があるときは、税務署長は、これらの申告書を提出した者に対し、当該不足額に相当する消費税を還付する。
- 2 前項の規定による還付金について還付加算金（国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金をいう。以下この章において同じ。）を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める期限又は日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当（同法第五十七条第一項（充當）の規定による充当をいう。以下この章において同

申告書等を提出することについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。

書を提出した場合には、同項第四号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する消費税を国に納付しなければならない。（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告による納付）

第四十九条 第四十五条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる消費税額（同項第六号の規定に該当する場合には、同号に掲げる消費税額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該消費税額に相当する消費税を国に納付しなければならない。

（引取りに係る課税貨物についての消費税の納付等）

第五十条 第四十七条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る課税貨物を保稅地域から引き取る時（同條第三項の場合にあつては、当該申告書の提出期限）までに、当該申告書に記載した同條第一項第二号に掲げる消費税額の合計額に相当する消費税を国に納付しなければならない。

- （課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告による納付）
- 第四十八条** 中間申告書を提出した者は、当該申告書に記載した第四十二条第一項第一号、第四項第一号又は第六項第一号に掲げる金額（第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告

じ。)をする日(同日前に充當をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

一 第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る。)

当該申告書の提出期限

二 第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出があつた日の属する月の末日)

当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

三 第四十六条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出があつた日の属する月の末日(当該申告書が当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月を経過する日前に提出された場合には、当該二月を経過する日))

当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

4 前二項に定めるもののほか、第一項の還付の手続、同項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む。)につき充當をする場合の方法その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(中間納付額の控除不足額の還付)

第五十三条 中間申告書を提出した者からその中間申告書に係る課税期間の第四十五条第一項又は

第四十六条第一項の規定による申告書の提出があつた場合において、これらの申告書に第四十五

条第一項第七号に掲げる不足額の記載があるときは、税務署長は、これらの申告書を提出した者

に対し、当該不足額に相当する中間納付額を還付する。

2 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の中間申告書に係る中

間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される

中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

3 第一項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国

税通則第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、第一項の規定により還付すべき中間納付額

の納付の日(その中間納付額がその納期前に納付された場合には、その納期限)の翌日からそ

の還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當をするのに

適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。ただし

、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書である場合には、当該各号に定める日数

は、当該期間に算入しない。

一 第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。)

当該申告書の提出期限の翌日からその提出された日までの日数

二 第四十六条第一項の規定による申告書で当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月を

経過する日の翌日以後に提出されたもの(当該翌日からその提出された日までの日数)

4 第一項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税期間の消費税

で未納のものに充當する場合には、その還付金の額のうちその充當する金額については、還付加

算金を付さないものとし、その充當される部分の消費税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

5 第二項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。

(確定申告等による更正等による仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付)

6 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の還付の手続、第一項の規定による還付金(こ

れに係る還付加算金を含む。)につき充當をする場合の方法その他同項又は第二項の規定の適用

に関する必要な事項は、政令で定める。

(確定申告等による更正等による仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付)

5 第四十六条第一項の規定による更正(当該消費税についての更正の請求(同法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をいう。以下この章において同じ。)に対する処分に係る不服申立

て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正

等」という。)があつた場合において、その更正等により第四十五条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その確定申告書等を提出した者に対し、その増加した部分の金額に相当する消費税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、前項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日(当該更正等が更正の請求に基づく更正(同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。以下この章において同じ。)である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日)からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

3 第一項の規定による還付金を同項の確定申告書等に係る課税期間の消費税で未納のものに充当する場合には、その還付金のうちその充當する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充當される部分の消費税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む。)につき充當をする場合の方法その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(確定申告等に係る更正等又は決定による中間納付額の控除不足額の還付)

第五十五条 中間申告書を提出した者のその中間申告書に係る課税期間の消費税につき国税通則法第二十五条(決定)の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第四十五条第一項第七号に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2 中間申告書を提出した者のその中間申告書に係る課税期間の消費税につき更正(当該消費税についての処分等(更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。)に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第四項第二号において「更正等」という。)があつた場合において、その更正等により第四十五条第一項第七号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

3 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき中間納付額の納付の日(その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 第一項の規定による還付金 同項に規定する課税期間の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限(その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日)の翌日から第一項の決定の日までの日数

二 第二項の規定による還付金 同項に規定する課税期間の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限(その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月を経過する日とし、当該提出期限又は当該課税期間の末日の翌日から二月を経過する日後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日とする。)の翌日から次に掲げる日(うちいずれか早い日)までの日数

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。（1）において同じ。）当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び第二項に規定する課税期間の課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の計算の基礎となつた事実のうちの含まれてい無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基づいて失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。）当該決定の日

ロ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

口 第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税期間の消費税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の消費税については、延滞税及び利子税を免除する。

第三項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。

前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充當をする場合の方法その他第一項から第三項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）

第五十六条 確定申告書等に記載すべき第四十五条第一項第一号から第七号までに掲げる金額について、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）を受けた者は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき更正の請求をすることができる。この場合においては、同法第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る課税期間後の各課税期間で決定を受けた課税期

間に係る第四十五条第一項第四号又は第六号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。）が過大となる場合

二 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る課税期間後各課税期間で決定を受けた課税期

間に係る第四十五条第一項第七号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。）が過少となる場合

三 第四十七条第一項の規定による申告書に記載すべき同項第一号又は第二号に掲げる金額につ

き、修正申告書を提出し、若しくは更正若しくは決定を受けた者又は同条第二項に規定する課税

貨物に係る消費税につき国税通則法第三十二条第一項（賦課決定）に規定する決定（以下この項において「賦課決定」という。）若しくは同条第二項に規定する変更する決定（以下この項において「変更決定」という。）を受けた者は、その修正申告書の提出若しくは決定又は賦課決定若しくは変更決定に係る申告書に記載すべき同項第一号又は第二号に掲げる金額につ

き、修正申告書を提出し、若しくは更正若しくは決定を受けた者又は同条第二項に規定する課税

貨物に係る消費税につき国税通則法第三十二条第一項（賦課決定）に規定する決定（以下この項において「賦課決定」という。）若しくは同条第二項に規定する変更する決定（以下この項において「変更決定」という。）の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に

正申告書を提出した日又はその更正若しくは賦課決定若しくは変更決定（以下この項において「更正決定等」という。）の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に

正申告書を提出した日又はその更正若しくは賦課決定若しくは変更決定（以下この項において「更正決定等」という。）の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に

正申告書を提出した日又はその更正若しくは賦課決定若しくは変更決定（以下この項において「更正決定等」という。）の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に

正申告書を提出した日又はその更正若しくは賦課決定若しくは変更決定（以下この項において「更正決定等」という。）の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に

正申告書を提出した日又はその更正若しくは賦課決定若しくは変更決定（以下この項において「更正決定等」という。）の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に

正申告書を提出した日又はその更正若しくは賦課決定若しくは変更決定（以下この項において「更正決定等」という。）の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に

正申告書を提出した日又はその更正若しくは賦課決定若しくは変更決定（以下この項において「更正決定等」という。）の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に

正申告書を提出した日又はその更正若しくは賦課決定若しくは変更決定（以下この項において「更正決定等」という。）の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に

対し、当該各号に規定する金額につき更正の請求をすることができる。この場合においては、同法第二十三条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正決定等の通知を受けた日を記載しなければならない。

一 その修正申告書又は更正決定等に係る課税期間で決定を受けた課税期間に係る第四十五条第一項第四号又は第六号に掲げる金額が過大となる場合

二 その修正申告書又は更正決定等に係る課税期間で決定を受けた課税期間に係る第四十五条第一項第七号に掲げる金額が過少となる場合

第五章 雜則（小規模事業者の納稅義務の免除が適用されなくなつた場合等の届出）

第五十七条 事業者が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その旨を記載した届出書を速やかに当該事業者の納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 課税期間の基準期間における課税売上高（第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。次号及び第二号の二において同じ。）が千万円を超えることとなつた場合（第九条の二第一項、第十条第一項若しくは第一項、第十一項又は第十二条第一項から第六項までの規定により消費税を納める義務が免除されなくなつた場合を含む。）当該事業者

二 課税期間の基準期間における課税売上高が千万円以下となつた場合（次号に掲げる場合に該当する場合並びに第九条第四項の規定により届出書を提出している場合及び次条第一項の登録を受けている場合を除く。）当該事業者

二の二 第十二条の四第一項又は第二項の規定の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が千万円以下となつた場合（第九条第四項の規定により届出書を提出している場合及び次条第一項の登録を受けている場合を除く。）当該事業者

三 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が事業を廃止した場合（既に同条第五項、第十九条第三項、第三十七条第五項、第四十二条第一項又は第四十五条の二第三項の規定により事業を廃止した旨を記載した届出書を提出している場合を除く。）当該事業者

四 個人事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が死亡した場合（当該死亡した個人事業者の相続人が死亡した場合に係る合併法人が合併により消滅した場合）当該合併に係る合併法人

五 法人（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人を除く。）が設立法人に該当することとなつた場合には、その旨を記載した届出書を速やかに当該事業者の納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

第五十八条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）又は特例輸入者は、政令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその行つた資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。第六十条において同じ。）の保税地域からの引取りに関する事項を記録し、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

（申告義務等の承継）

一 前条の規定による記録及び帳簿の保存の義務

（国、地方公共団体等に対する特例）

第六十条 国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は国若しくは地方公共団体が特別会計を設けて行う事業については、当該一般会計又は特別会計ごとに一の法人が行う

事業とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国又は地方公共団体が特別会計を設けて行う事業のうち政令で定める特別会計を設けて行う事業については、一般会計に係る業務として行う事業とみなす。

国又は地方公共団体が行つた資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りは、政令で定めるところにより、その資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度並びにその課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りの費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとすることができる。

別表第三に掲げる法人のうち国又は地方公共団体に準ずる法人として政令で定めるものの資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りを行つた時期については、前項の規定に準じて、政令で定める。

国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入の日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日（当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入（政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。）があり、かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額に当該特定収入の合計額を比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額（第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額をいう。次項及び第六項において同じ。）から控除することができる課税仕入れ等の税額（第三十三条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額は、第三十条から第三十六条までの規定にかかる規定により計算した金額に相当するところにより計算した残額に係る課税仕入れ等の税額を控除して控除しきれない金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

前項の場合において、同項に規定する課税仕入れ等の税額から同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除した残額に課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして同項の課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、第三十条から第三十九条までの規定によりその課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなす。

国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として事業を行う場合には、第九条、第四十二条、第四十五条第五十七条及び第五十八条の規定は、適用しない。

前各項に定めるものほか、国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて行う事業に限る。）又は別表第三に掲げる法人のうち政令で定めるものの第四十二条第一項、第四项若しくは第六項又は第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限の特例、その他国若しくは地方公共団体、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等に対するこの法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（財務省令への委任）

第六十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による許可若しくは承認に関する申請、担保の提供に関する手続又は書類の記載事項若しくは提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。
（特定資産の譲渡等を行う事業者の義務）
第六十二条 特定資産の譲渡等（国内において他の者が行う特定課税仕入れに該当するものに限る。）を行う事業者は、当該特定資産の譲渡等に際し、あらかじめ、当該特定課税仕入れを行う。事業者が第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある旨を表示しなければならない。

（価格の表示）

第六十三条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この項において同じ。）を行なう場合（専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行なう場合を除く。）において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

（罰則）

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により、消費税を免れ、又は保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第五十二条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定による還付を受けた者

三 前項第二号の罪の未遂（第五十二条第一項に規定する不足額の記載のある同項の申告書を提出した者に係るものに限る。）は、罰する。

四 前二項の犯罪（第一項第一号に規定する保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れ、又は免れようとした者に係るものに限る。）に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに対する消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額が千万円を超える場合には、情状により、前二項の罰金は、千万円を超えて当該消費税に相当する金額以下とすることができる。

五 第一项第一号に規定する保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れ、又は免れようとした者に係るものに限る。）に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに対する消費税に相当する金額の十倍が千万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、千万円を超えて当該消費税に相当する金額の十倍に相当する金額以下とすることができる。

六 第一项第一号に規定するもののほか、第四十五条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより消費税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の犯罪に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに対する消費税に相当する金額が五百万元を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五百万元を超えて当該消費税に相当する金額以下とすることができる。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

一 第八条第四項本文の規定に違反して同項ただし書の承認を受けないで同項の物品の譲渡又は譲受け（これらの委託を受け、若しくは媒介をするために所持させることを含む。）をした者託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。）をした者

二 第四十二条第一項、第四项又は第六項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものに偽りの記載をして提出した者

三 第四十七条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出した者

第六十六条 正当な理由がなく第四十五条第一項の規定による申告書（同項第四号に掲げる消費税額がないものを除く。）又は第四十七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。ただし、情状により、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

- 2 前項の規定により第六十四条第一項、第二項又は第五項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。
- 3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は代理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 附 則 抄**
- (施行期日等)
- 第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第二十二条第一項及び第二項、第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項及び第二項の規定 平成元年三月一日
- 二 附則第二十条、第二十一条、第二十二条第三項、第二十三条第三項及び第四項、第二十四条第三項、第二十五条第二項から第四項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十一条から第四十五条まで、第四十六条(関税法第二十四条第三項第二号の改正規定に限る。附則第四十八条から第五十一条まで、第五十二条(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十四条を削る改正規定を除く。)並びに附則第五十三条から第六十七条までの規定 平成元年四月一日 (旅客運賃等に関する経過措置)
- 第三条 旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを平成元年四月一日(以下「適用日」という。)前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が適用日以後に行われるときは、当該課税資産の譲渡等については、消費税を課さない。
- 2 繼続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信業務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号(定義)に規定する電気通信業務をいう。)で適用日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で適用日から平成元年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるもの(適用日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月三十日後であるもの(以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。)にあつては、当該確定されたもののうち、政令で定める部分)については、当該確定された料金(特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあつては、当該確定された料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る。)に係る課税資産の譲渡等は、適用日の前日に行われたものとみなす。
- 3 事業者が、第一項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、又は当該税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合には、適用日前に当該資産を譲り受け、又は当該役務の提供を受けたものとみなす。
- (工事の請負等に関する経過措置)
- 第三条 事業者が、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に締結した工事(製造を含む。)の請負に係る契約(これに類する政令で定める契約を含む。)に基づき、適用日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等(第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)を行う場合には、当該課税資産の譲渡等(施行日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限る。)については、消費税を課さない。
- 2 事業者が、施行日前に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、適用日前から適用日以後引き続き当該契約に係る資産の貸付け(第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及

- び第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)を行つている場合において、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、当該資産の貸付けについては、消費税を課さない。ただし、施行日以後に当該資産の貸付けについては、この限りではない。
- 一 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。
- 二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求める旨の定めがないこと。
- 三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他の対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。
- 二 事業者が、施行日前に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであつて、当該役務の提供に先立つて対価の全部又は一部が分割して支払われる契約として政令で定めるものに基づき、適用日以後に当該契約に係る役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供については、消費税を課さない。ただし、施行日以後において当該役務の提供の対価の額の変更が行われた場合は、この限りでない。
- 一 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。
- 二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求める旨の定めがないこと。
- 4 第一項、第二項本文又は前項本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等を行つた事業者のこれら規範の適用を受ける課税期間に係る第三十条第二項、第六項若しくは第九項、第三十二条第一項若しくは第四項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第一項又は第四十五条第一項の規定の適用については、第三十条第二項第一号中「課税資産の譲渡等にのみ要するもの」とあるのは「課税資産の譲渡等(附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この号において同じ。)にのみ要するもの」と、「その他の資産の譲渡等に共通して要するもの」とあるのは「その他の資産の譲渡等(附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを含む。以下この号において同じ。)に共通して要するもの」と、同条第六項中「行つた資産の譲渡等」とあるのは「行つた資産の譲渡等(附則第三十条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。)と、「行つた課税資産の譲渡等」とあるのは「行つた課税資産の譲渡等(附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。)」と、同条第九項第一号中「を除く」とあるのは「並びに附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く」と、第三十二条第一項第二号イ及び同条第四項第二号イ中「課税資産の譲渡等に」とあるのは「課税資産の譲渡等(附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この号において同じ。)」と、第三十八条第一項及び第三十九条第一項中「免除されるものを除く」とあるのは「免除されるもの及び附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く」とあるのは「免除されるもの」とある。
- 5 事業者が、第一項、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受けた事業者からこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合には、適用日前に当該資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該役務の提供を受けたものとみなす。
- 6 事業者が、第一項又は第二項本文の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を行つた場合には、その相手方に對し当該課税資産の譲渡等がこれらの規定の適用を受けたものであることにについて書面により通知するものとする。

(輸出物品販売場の許可に関する経過措置)

第四条 適用日の前日において附則第二十条の規定による廃止前の物品税法(昭和三十七年法律第百四十八号)第二十条第六項(輸出物品販売場における輸出免税の特例)の規定による許可を受けている輸出物品販売場を經營する事業者であるものが適用日以後引き続き第八条第一項に規定する輸出物品販売場を經營する事業者となろうとする場合には、その旨を政令で定めるところにより、適用日の前日までに、その納稅地を所轄する税務署長に届け出たときは、当該輸出物品販売場については、適用日において、同条第六項の規定による許可を受けたものとみなす。

(小規模事業者に係る納稅義務の免除に関する経過措置)

第五条 第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高(次項において「基準期間における課税売上高」という。)については、当該基準期間の初日が施行日前であるときは、この法律が、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、同条第二項及び第三項の規定により計算する。

2 前項の規定により基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、第九条第二項の規定にかかるわらず、昭和六十四年一月一日から平成元年二月二十八日までの期間における課税売上高(当該期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額から当該期間中に行つた第九条第二項に規定する売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。)に六を乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とすることができる。

3 事業者が、第九条第四項に規定する届出書を適用日前にその納稅地を所轄する税務署長に提出した場合は、「届出書を平成元年三月三十一日までに」と、「当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間(当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間)」とあるのは、「平成元年四月一日の属する課税期間」と、同条第六項中「同項に規定する翌課税期間」とあるのは、「平成元年四月一日の属する課税期間」とする。(相続があつた場合の納稅義務の免除の特例等の経過措置)

第六条 第十条から第十二条までの規定は、施行日の翌日以後にこれらの規定に規定する相続、合併及び分割があつた場合について適用する。

2 第十一条第二項若しくは第十四条又は第十二条第二項から第五項までの規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する期間の初日が施行日前であるときは、この法律が、当該期間の初日から施行されていたものとして、これらの規定を適用する。

(割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例等に関する経過措置)

第七条 第十五条の規定は、適用日以後に行われる同条第一項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等について適用する。

2 第十六条の規定は、適用日以後に行われる同条第一項に規定する資産の延払条件付販売等又は同条第五項に規定する資産の譲渡等の時期の特例について適用する。

(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置)

第八条 事業者が、適用日前に締結した長期工事(第十七条第一項に規定する長期工事をいう。以下この項において同じ。)の請負に係る契約に基づき、適用日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合(附則第三条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該事業者が、当該長期工事に係る対価の額につき、適用日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度において第十七条第一項に規定する工事進行基準の方法により経理した金額があるときは、当該長期工事の目的物のうち当該长期工事の着手の日から適用日の前日までの期間に対応する部分は、同項の規定により既に工事進行基準の方法により経理した金額に係るものとみなして、同条第二項の規定を適用することができる。

2 事業者が前項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等を行つた場合における第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第一項又は第四十五条第一項の規定の適用については、第三

十八条第一項及び第三十九条第一項中「免除されるものを除く」とあるのは「免除されるもの及び附則第八条第一項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等のうち同項に規定する計算した金額に係る部分を除く」と、第四十三条第一項及び第四十五条第一項中「免除されるもの」とあるのは「免除されるもの及び附則第八条第一項の規定の適用を受けるもの」とする。

事業者が、他の事業者から第一項の規定の適用を受けた場合には、その相手方に対し該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分は、適用日前に引渡しを受けたものとみなす。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例に関する経過措置)

第九条 第十八条の規定は、同条第一項に規定する個人事業者が適用日以後に行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用する。

(個人事業者の納稅地の特例に関する経過措置)

第十条 施行日前に所得税法第十六条第一項又は第二項(納稅地の特例)の規定の適用を受けている個人事業者についての第二十二条第一項又は第二項の規定の適用については、施行日にこれらに規定する書類の提出があつたものとみなす。

(普通乗用自動車の税率等に関する経過措置)

第十二条 施行日前に所得税法第十六条第一項又は第二項(納稅地の特例)の規定の適用を受けている個人事業者についての第二十二条第一項又は第二項の規定の適用については、施行日にこれらに規定する書類の提出があつたものとみなす。

(個人事業者の納稅地の特例に関する経過措置)

第十三条 施行日前に所得税法第十六条第一項又は第二項(納稅地の特例)の規定の適用を受けている個人事業者についての第二十二条第一項又は第二項の規定の適用については、施行日にこれらに規定する書類の提出があつたものとみなす。

(電気を動力源とするもののうち、内燃機関を有しないものを除く。)で、初めて道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六十条第一項(新規検査)又は第七十一条第四項(予備検査)の規定により自動車検査証の交付を受けた日(これらの規定の適用を受けないものにあっては、使用を開始した日)から一年以上経過した乗用自動車及び同法第十三条(移転登録)の規定による移転登録を受けている乗用自動車(保稅地域から引き取られる乗用自動車にあつては、引取り前に一年以上使用されていたものとして政令で定めるもの)以外のものをいう。

2 前項に規定する普通乗用自動車とは、長さが三百二十七センチメートルを超える、幅が百四十センチメートルを超える、又は気筒容積が五百五十立方センチメートルを超える四輪以上の乗用自動車(電気を動力源とするもののうち、内燃機関を有しないものを除く。)で、初めて道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六十条第一項(新規検査)又は第七十一条第四項(予備検査)の規定により自動車検査証の交付を受けた日(これらの規定の適用を受けないものにあっては、使用を開始した日)から一年以上経過した乗用自動車及び同法第十三条(移転登録)の規定による移転登録を受けている乗用自動車(保稅地域から引き取られる乗用自動車にあつては、引取り前に一年以上使用されていたものとして政令で定めるもの)以外のものをいう。

3 事業者が、第一項に規定する期間内に同項に規定する普通乗用自動車につき第十五条第一項に規定する割賦販売等を行つた場合において、当該普通乗用自動車の譲渡につき同項の規定の適用を受けたときは、当該普通乗用自動車の当該割賦販売等に係る賦払金の額で、第一項に規定する期間後への支払の期日が到来するものに係る部分の資産の譲渡について適用される税率は、第二十九条の規定にかかるわらず、同項に規定する税率とする。

4 第一条の規定の適用を受ける普通乗用自動車(以下この条において「普通乗用自動車」といいう。)に係る第三十条第一項、第三十二条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、第三十条第一項、第三十二条第一項第一号及び第三十条第一項中「百三分の三」とあるのは「百分の六」と、第三十八条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」とあるのは「百分の六」と、第三十九条第一項中「百三分の三」とあるのは「百分の六」とする。

5 普通乗用自動車の譲渡を行つた事業者の適用日の属する課税期間から平成四年三月三十一日の属する課税期間までの各課税期間及び第一項に規定する税率が適用される第三項に規定する資産の譲渡を行われた各課税期間に係る第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び第四十五条第一項の規定による申告書については、第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、

第四十三条第一項第二号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準額」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準額」とする。

6 前二項に定めるもののほか、普通乗用自動車に対するこの法律を適用する場合における技術的読替えその他普通乗用自動車に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第十二条 第三十二条の規定は、同条第一項の事業者が、適用日以後に国内において行った課税仕入れにつき同項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合又は適用日以後に保税地域から引き取つた課税貨物につき同条第四項に規定する消費税額の還付を受けた場合について適用する。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第十三条 第三十七条第一項に規定する事業者が、同項に規定する届出書を適用日前にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合における同条の規定の適用については、同項中「記載した届出書を」であるのは「記載した届出書を平成元年三月三十一日までに」と、「当該届出書を提出した日の属する課税期間(当該届出書を提出した日の属する課税期間が他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間)」とあるのは「平成元年四月一日の属する課税期間」と、同条第三項中「同項に規定する翌課税期間」とあるのは「平成元年四月一日の属する課税期間」とする。

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十四条 第三十九条の規定は、適用日以後に同条第一項の事業者が国内において行つた同項に規定する課税資産の譲渡等につき、同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合について適用する。

第十五条 第三十八条の規定は、適用日以後に同条第一項の事業者が国内において行つた同項に規定する課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができないなつた場合について適用する。

(小規模事業者等に係る限界控除に関する経過措置)

第十六条 個人事業者(第四十条第三項の規定の適用を受ける個人事業者を除く。)の適用日の属する課税期間に係る同条の規定の適用については、同条第一項中「六千万円」とあるのは「四千五百万円」と、「三千万円」とあるのは「二千二百万円」とする。

2 第四十三条の規定は、課税期間が適用日前に開始し、適用日以後に終了する法人について準用する。この場合において、同項中「当該課税期間の月数」とあるのは、「平成元年四月一日から当該課税期間の末日までの期間の月数」と読み替えるものとする。

第十七条 第四十二条の規定は、適用日の翌日以後に開始する同条第一項に規定する課税期間について適用する。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第十八条 第六十条第二項及び第三項の規定は、適用日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りについて適用する。

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(公益信託の特例)

第十九条の二 公益信託(公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条(公益信託)に規定する公益信託(法人税法第三十七条规定第六項(寄附金の損金不算入)に規定する特定公益信託を除く。)をいう。以下この項において同じ。)の委託者は又はその相続人その他の一般承継人(以下この項において「委託者等」という。)は当該公益信託の信託財産に属する資産を有す

るものとみなし、かつ、当該信託財産に係る資産等取引(資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りをいう。以下この項において同じ。)は当該委託者等の資産等取引とみなして、この法律の規定を適用する。

6 公益信託は、第十四条第一項ただし書に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

(農業協同組合中央会の特例)

第十九条の三 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)附則第十二条(存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更)に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条(組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例)の規定により引き続きその名称中農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第三第一号に掲げる法人とみなして、この法律の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第三十九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第五二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成元年六月二八日法律第五二号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成元年六月二八日法律第五七号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成元年六月二八日法律第六号)抄

る改正規定を除く。)、附則第十九条及び第二十条の規定、附則第二十二条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第二十二条の規定 平成三年四月一日
 附則 (平成二年三月三十日法律第六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年六月二二日法律第三六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

附則 (平成二年六月二七日法律第五〇号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附則 (平成二年六月二九日法律第六二号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三年三月三十日法律第一八号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附則 (平成三年四月二六日法律第四六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十条及び附則第十条から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三年五月一五日法律第七三号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三年十月一日から施行する。

(経過措置の原則)
 第一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の消費税法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに施行日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用し、施行日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び施行日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに施行日前に保税地域から引き取った外国貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(小規模事業者に係る納稅義務の免除に関する経過措置)
 第三条 施行日以後に開始する消費税法第十九条に規定する課税期間(以下「課税期間」という。)に係る新法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高(次条第一項において「基準期間」における課税売上高)といふ。)については、当該基準期間の初日が施行日前であるときは、新法別表第一第七号から第十三号までの規定(改正前の消費税法(以下「旧法」という。)別表第一第七号、第十一号及び第十二号の規定)が適用される。

第一第七号に掲げる資産の譲渡等で政令で定めるもの及び同表第八号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの以外の資産の譲渡等に係る部分に限る。次条において同じ。)が、当該基準期間の初日から施行されていていたものとして、新法第九条第一項及び第三項の規定により計算する。

(相続があつた場合の納稅義務の免除の特例等に関する経過措置)
 第四条 施行日以後に消費税法第十条第一項に規定する相続(以下この条において「相続」という。)、同法第十二条第一項に規定する分割(以下この条において「分割」という。)があつた場合における新法第十条第一項に規定する被相続人に係る基準期間における課税売上高、新法第一第七号に掲げる資産の譲渡等で政令で定めるもの及び同表第八号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの以外の資産の譲渡等に係る部分に限る。次条において同じ。)が、当該基準期間の初日から施行されていていたものとして、新法第九条第一項及び第三項の規定により計算する。

(第一項若しくは第三項に規定する被合併法人に係る基準期間における課税売上高又は新法第一第七号に掲げる資産の譲渡等に係る部分に限る。次条において同じ。)が、当該基準期間の初日から施行されていていたものとして、新法第九条第一項及び第三項の規定により計算する。

第十二条第一項に規定する分割親法人に係る基準期間における課税売上高については、当該基準期間の初日が施行日前であるときは、新法別表第一第七号から第十三号までの規定が、当該基準期間の初日から施行されているものとして、新法第十条第一項、第十一条第一項若しくは第三項(又は第十二条第一項の規定を適用する。)は第四項又は第十二条第二項から第五項までの規定を適用する。

第二項若しくは第四項又は第十二条第二項から第五項までの規定する基準期間に対応する期間における課税売上高については、当該期間の初日が施行日前であるときは、新法別表第一第七号から第十三号までの規定が、当該期間の初日から施行されていたものとして、新法第十一条第二項若しくは第十二条第一項の規定を適用する。

第三項前二項に定めるもののほか、相続、合併又は分割があつた場合における新法第十条から第十二

条までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における非課税に関する経過措置)

第五条 事業者が、施行日前に行つた消費税法第十五条第一項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等(新法別表第一第七号から第十二号までに掲げる資産の譲渡等に該当するもの(旧法別表第一第七号及び第八号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く。)に限る。)につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等については、新法別表第一第七号から第十二号までの規定は、適用しない。

第二事業者が、施行日前に行つた消費税法第十五条第一項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等(新法別表第一第七号に規定する身体障害者授産施設、精神薄弱者授産施設及び授産施設を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等に該当するものに限る。)につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等については、新法第六条第一項に規定する別表第一に掲げるるものとみなす。

(延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における非課税に関する経過措置)

第六条 事業者が、施行日前に行つた消費税法第十六条第一項の資産の同項に規定する延払条件付販売等(新法別表第一第七号、第十号及び第十二号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの(旧法別表第一第七号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く。)に限る。)につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該延払条件付販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等については、新法別表第一第七号、第十号及び第十二号の規定は、適用しない。

第二事業者が、施行日前に行つた消費税法第十六条第一項の資産の同項に規定する延払条件付販売等(新法別表第一第七号に規定する身体障害者授産施設、精神薄弱者授産施設及び授産施設を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等に該当するものに限る。)につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該延払条件付販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等については、新法第六条第一項に規定する別表第一に掲げるるものとみなす。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における非課税及び課税仕入れに関する経過措置)

第七条 新法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた社会福祉事業等の資産の譲渡等(資産の譲渡等で新法別表第一第七号から第十三号までに掲げる資産の譲渡等に該当するもの(旧法別表第一第七号及び第八号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く。)をいう。以下同じ。)につき、当該社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日が施行日以後で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等については、新法第六条第一項に規定する別表第一に掲げるものとみなす。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における非課税及び課税仕入れに関する経過措置)

第二新法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた社会福祉事業等の仕入れ(社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は社会福祉事業等の資産の譲

渡等に係る役務の提供を受けることをいう。以下同じ。)につき、当該社会福祉事業等の仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日以後であるときは、当該社会福祉事業等の仕入れに係る新法第三十条から第三十六条までの規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

とあるのは「第三十六条第三項」と、「事業者」とあるのは「個人事業者又は法人」と、「国内」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が国内」と、「保税地域」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が保税地域」と読み替えるものとする。

第一項及び第二項の規定は、新法第三十六条第五項の事業者が、新法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなつた場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中、「第三十六条第一項」とあるのは、「第三十六条第五項」と読み替える。

ものとする。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

日前に開始した課税期間について、なおお詫びの例による。

施行日前に提出された旧法第三十七条第一項の規定による届出書は、新法第三十七条第一項の

規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。
(売上げに係る付添の返還等を(二)場合の消費税額の空余(四)する旨)
(売上げに係る付添の返還等を(二)場合の消費税額の空余(四)する旨)

(売上)に係る支拂の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置

除く。以下この条及び次条において同じ。)が、施行日前に国内において行った社会福祉事業等

の資産の譲渡等につき、新法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合は、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお

従前の例による。

新法第三十八条の規定は、授産作業の資産の譲渡等に係る同条第一項に規定する売上げに係る

好の返還等については、施行日以後に事業者が国内において該授産作業の資産の譲渡等を行った場合について適用する。

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置)

第十三条 事業者が、施行日前に国内において行った社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、所法第三十一条第一項に規定する事実並じて、当該社会福祉事業等

その他の場合に付、新法第三十九条第一項に規定する事実が生したため、
当該社会福利事業等の資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、

当該領収をすることができなくなった社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る同条の規定による消

費税額の控除等については、なお従前の例による。

行日以後に事業者が国内において当該授産作業の資産の譲渡等を行った場合について適用する。

(小規模事業者に係る限界控除に関する経過措置)

第十四条 新法第四十条の規定は、施行日以後に開始する課税期間について適用し、施行日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

(課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置)

第十五条 新法第四十二条及び第四十三条の規定は、新法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間並びに施行日以後に開始する場合につて適用し、当該課税期間並びに施行日

第ノ九に規定する譲租期間が旅行日以後に開始する場合について、通常は前記の如きの事項を記載する。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第十六条 附則第七条の規定は、新法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が施行日前に行つた次に掲げる資産の譲渡等又は仕入れにつきて準用する。この場合において、附

則第七条中「第十八条第一項の個人事業者」とあるのは「第六十条第一項の規定の適用を受ける

「額を支出した日」とあるのは「支出をすべき会計年度の末日」と「第三十六条まで」とあるのは「第三十六条まで並びに第六十一条第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

一 社会福祉事業等の資産の譲渡等

二 社会福祉事業等の仕入れ
受託作業の資産の譲渡等

四三 指産作業の資産の譲渡等 授産作業の仕入れ

2 新法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が施行日前に外国貨物（新法別表第二第六号及び第七号に掲げる外国貨物に該当するものに限る。次項において同じ。）を保税地域から引き取った場合には、当該外国貨物につき課された又は課されるべき消費税額に係る新法第三十条から第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

3 新法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が施行日前に行つた第一項各号に掲げる資産の譲渡等又は仕入れに関する経過措置及び当該法人が施行日前に保税地域から引き取った外国貨物に係る仕入れに係る消費税額の控除等に関する経過措置については、前二項の規定に準じて、政令で定める。（罰則に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることされる消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、新法第九条第四項の規定による届出書の提出に提出、新法第三十条第三項第二号の承認及び新法第三十七条第一項の規定による届出書の提出に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則

（平成四年五月一四日法律第三四号）抄

第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。（施行期日）

附 則
（平成四年六月三日法律第六七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則
（平成四年六月五日法律第七三号）抄

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。（施行期日）

附 則
（平成四年六月二六日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則
（平成五年五月二一日法律第五一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則
（平成六年三月三一日法律第二七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則
（平成六年六月二九日法律第五六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則
（平成六年十月一日法律第二〇九号）抄

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。（施行期日）

附 則
（その他の経過措置の政令への委任）

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

附 則（平成六年一二月二日法律第一〇九号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定並びに附則第七条から第二十四条まで及び第二十八条の規定は、平成九年四月一日から施行する。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第七条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法（以下「新消費税法」という。）の規定は、平成九年四月一日（以下「適用日」という。）以後に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び適用日以後に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに適用日前に保税地域から引き取られた外國貨物に係る消費税については、なお従前の例によることとする。

（小規模事業者に係る納税義務の免除に関する経過措置）

第八条 事業者が、適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号（定義）に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）につき、同項第十四号に規定する基準期間中に新消費税法第三十八条第一項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る新消費税法第九条第一項（小規模事業者に係る納税義務の免除）、第十一條第四項（合併があつた場合の納稅義務の免除の特例）又は第十二条第二項（分割があつた場合の納稅義務の免除の特例）に規定する基準期間における課税売上高の計算については、なお従前の例による。

（旅客運賃等の税率等に関する経過措置）

第九条 新消費税法第十二条の二（基準期間がない法人の納稅義務の免除の特例）の規定は、適用日以後に同条に規定する新設法人に該当することとなつた事業者について適用する。

（事業者が、旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多數の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを適用日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等を適用日以後に行うときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、第三条の規定による改正前の消費税法（以下「旧消費税法」という。）第二十九条（税率）に規定する税率による。

第二十条 事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道及ぶ電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号（定義）に規定する電気通信役務をいう。）で適用日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で適用日から平成九年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（適用日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同年三月三十日後であるもの（以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。）にあつては、当該確定したものの中のうち、政令で定める部分）の当該確定した料金（特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあつては、当該確定した料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る。）に係る課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

第二十一条 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から平成八年十月一日（以下「指定日」という。）の前日までの間に締結した工事（製造を含む。）の請負に係る契約（これに類する政令で定める契約を含む。）に基づき、適用日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等（指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前年の対価の額に相当する部分に限る。）に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

第二十二条 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、適用日前から適用日以後引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行つてゐる場合の対価の額に相当する部分に限る。）に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

合において、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、適用日以後に行う当該資産の貸付けに係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合には、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この限りでない。

一 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

事業者が、昭和六十三年十二月三十日から指定日の前日までの間に締結した契約の内容が、昭和六十三年十二月三十日から指定日の前日までの間に締結した契約の内容に基づき、適用日以後に当該契約に係る役務の提供を行った場合において、当該長期工事に係るものに基づき、適用日以後に当該契約に係る役務の提供を行った場合において、当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供を行った場合においては、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後において当該役務の提供の対価の額の変更が行われた場合は、この限りでない。

一 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

6 第一項から第三項まで、第四項本文又は前項本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る新消費税法第三十八条第一項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）及び第三十九条第一項（貸倒れに係る消費税額の控除等）の規定の適用については、新消費税法第三十八条第一項中「百分の五」と、「百五分の四」とあるのは「百分の三」と、「百五分の三」と、新消費税法第三十九条第一項中「百五分の四」とあるのは「百三分の三」とする。

7 事業者が第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者からこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合における新消費税法第三十条第一項（仕入れに係る消費税額の控除）第三十二条第一項（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）及び第三十六条第一項（納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整）の規定の適用については、これらの規定中「百五分の四」とあるのは、「百三分の三」とする。

8 事業者が、第三項又は第四項本文の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を行つた場合には、その相手方に對し当該課税資産の譲渡等がこれらの規定の適用を受けたものであることについて書面により通知するものとする。

（割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

第十一條 事業者が、適用日前に行つた消費税法第十五条第一項（割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例）に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該割賦販売等に係る賦払金の額で適用日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条（税率）に規定する税率による。

2 前条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

（延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

第十二条 事業者が、適用日前に行つた消費税法第十六条第一項（延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例）に規定する延払条件付販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該延払条件付販売等に係る賦払金の額で適用日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条（税率）に規定する税率による。

2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

（長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

第十三条 事業者が、指定日から適用日の前日までの間に締結した消費税法第十七条第一項（長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例）に規定する長期工事の請負に係る契約に基づき、適用日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行つた場合において、当該長期工事に係る目的物のうち当該長期工事の着手の日から適用日の前日までの期間に対応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条（税率）に規定する税率による。

附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3 附則第十条第七項の規定は、事業者が、第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。について準用する。

4 事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行つた場合には、その相手方に對し当該目的物の引渡しが同項の規定の適用を受けたものである旨及び同項の規定の適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知するものとする。

（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

第十四条 消費税法第十八条第一項（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例）の個人事業者が、適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日が適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条（税率）に規定する税率による。

3 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

（消費税法第十八条第一項の個人事業者が、適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで（仕入れに係る消費税額の控除等）の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

4 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同項の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

（納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置）

第十五条 事業者が、適用日前に国内において行つた課税仕入れにつき、適用日以後に新消費税法第三十二条第一項（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同項の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、新消費税法第三十六条第二項の個人事業者又は法人が同項の被相続人又は被合併人の事業を承継した場合について準用する。この場合において、前項中「第三十六条第一項（納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整）」であるのは「第三十六条第三項」と、「事業者」とあるのは「個人事業者又は法人」と、「国内」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が国内」と、「保税地域」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が保税地域」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、新消費税法第三十六条第五項の事業者が、新消費税法第九条第一項本文（小規模事業者に係る納稅義務の免除）の規定により消費税を納める義務が免除されることとなつた場合について準用する。

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置）

第十七条 新消費税法第三十七条第一項（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）の規定は、適用日前に開始する課税期間について適用する。

2 適用日前に提出された旧消費税法第三十七条第一項の規定による届出書は、新消費税法第三十

七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置）

第十八条 新消費税法第三十八条第一項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）に規定する事業者が、適用日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき、適用日以後に同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

（貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置）

第十九条 新消費税法第三十九条第一項（貸倒れに係る消費税額の控除等）に規定する事業者が、適用日前に国内において行った課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、適用日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合には、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

（小規模事業者等に係る限界控除に関する経過措置）

第二十条 旧消費税法第四十条第一項（小規模事業者等に係る限界控除）に規定する事業者の適用日前に開始した同項に規定する課税期間については、同条並びに旧消費税法第四十三条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）及び第四十五条（課税資産の譲渡等についての確定申告）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧消費税法第四十条第一項の事業者の適用日前に開始し、かつ、適用日以後に終了する同項に規定する課税期間については、同項中「金額」とあるのは、「金額（当該金額が、十万円を十二で除しこれに当該課税期間の初日から平成九年三月三十一日までの期間の月数（以下この項において「適用日前の月数」という。）を乗じて計算した金額と八万円を十二で除しこれに当該課税期間の月数から適用日前の月数を控除した月数を乗じて計算した金額との合計額を超えるときは、当該合計額」と、同条第四項中「前項」とあるのは、「第一項及び前項」とする。

（課税資産の譲渡等についての中間申告等に関する経過措置）

第二十一条 新消費税法第四十二条（課税資産の譲渡等についての中間申告）及び第四十三条（第四項を除く。）（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の規定は、新消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が適用日前に開始した場合については、なお従前の例による。

2 新消費税法第四十三条第四項の規定は、同条第一項に規定する中間申告対象期間の末日が適用日以後である当該中間申告対象期間に係る同項に規定する中間申告書を提出する場合について適用する。

3 適用日以後に終了する課税期間（新消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間が同項の規定により一の課税期間とみなされる場合には、その末日が適用日以後である当該中間申告対象期間。以下この項において同じ。）においてこの附則の規定により旧消費税法第二十九条（税率）に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における当該課税期間に係る新消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項の規定による申告書で新消費税法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び新消費税法第四十五条第一項（課税標準額）の譲渡等についての確定申告）の規定による申告書については、新消費税法第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるのは、「税率の異なる」

ごとに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、新消費税法第四十三条第一項第二号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは、「税率の異なるごとに区分した課税標準額」とする。

4 新消費税法第四十五条第五項及び第四十六条第三項（還付を受けるための申告）の規定は、適用日以後に終了する課税期間に係るこれらの規定に規定する申告書を提供する場合について適用する。

（国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置）

第二十二条 消費税法第六十条第二項（国、地方公共団体等に対する特例）の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条（税率）に規定する税率による。

附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3 2 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで（仕入れに係る消費税額の控除等）並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等について準用する。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条 第三条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四条 附則第七条から前条までに定めるもののほか、予約販売に係る書籍等に関する経過措置その他第三条の規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二十五条 消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずるものとする。

（罰則）

第一条 附則（平成七年五月八日法律第八七号）抄

附則（平成七年五月八日法律第八七号）抄

この法律は、平成七年五月八日法律第八七号）抄

附則（平成七年五月八日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附則（平成八年三月三一日法律第一四号）抄

この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。

附則（平成七年五月一九日法律第九四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成八年五月二九日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び新消費税法第四十五条第一項（課税標準額）の譲渡等についての確定申告）の規定による申告書については、新消費税法第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるのは、「税率の異なる」

新消費税法第十六条の規定は、施行日以後に開始する課税期間において行われる同条第一項に規定する長期割賦販売等について適用し、施行日前に開始した課税期間において行われた旧消費税法第十六条第一項に規定する資産の延払条件付販売等又は同条第五項に規定する資産の延払条件付譲渡については、なお従前の例による。

6 新消費税法第十七条の規定は、事業者が施行日以後に締結する請負契約に係る同条第一項に規定する長期大規模工事の請負及び同条第二項に規定する工事の請負について適用し、施行日前に締結した請負契約に係る旧消費税法第十七条第一項に規定する長期工事の請負については、なお従前の例による。

附 則

(平成一〇年四月二二日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成一〇年五月二〇日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則

(平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年六月二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項 証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定（第七十九条の二十九第一項に係る部分に限る）並びに同法第八十九条第二項及び第四項の改正規定（第二十一条の規定、第二百六十五条の六に係る部分に限る）、第二十三条の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第四十二条、第五十八条、第一百三十六条、第一百四十条、第一百四十三条（第一百四十七条、第一百四十九条、第一百五十八条、第一百六十四条、第一百八十七条（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四号）第四条第十七条、第一百八十八号の改正規定を除く）及び第一百八十九条から第一百九十条までの規定 平成十年七月一日

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百九十条 附則第二条から第一百四十六条まで、第一百五十三条、第一百六十九条及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一一〇号)
この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)
この法律は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第二〇号) 抄

(施行期日)
この法律は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第二〇号) 抄

(施行期日)
この法律は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第二〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第四十九条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年四月二三日法律第三五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第三十四条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則

(平成一一年五月二八日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則

(平成一一年六月一一日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年六月一日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成一一年六月一六日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようとするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第二百五一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(平成一一年七月一六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(平成一一年七月三〇日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成一一年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一一年二月二二日法律第一二〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律(第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第十一条の規定 平成十三年四月一日
(政令への委任)

二 第十一條の規定 平成十三年四月一日
一 略

二 第十一條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第一条 この法律は、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日法律第二〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日法律第二〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、同条を同法第七条の十五とする改正規定、同法第七条の二の改正規定、同法第七条の十四とし、同条を同法第七条の十四とし、同法第七条の次に十二条を加える改正規定、同法第九条、第九条の一、第十条から第十三条まで、第十四条、第十四条の二、第二十四条、第五十八条の二(見出しを含む。)、第六十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七十二条、第七十三条、第九十七条及び第一百五条の改正規定、同法第一百五条及び第一百六条の改正規定、同法第一百七十七条の改正規定(「第一百十三条の二」を「第六号」に替へ、「第六号」を「第七号まで(許可)」に改める部分に限る。)、第四条中関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六条までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の消費税法第三十条の規定は、同条第一項の事業者が、平成十三年三月一日以後に国内において行う課税仕入れ及び同日以後に保税地域から引き取る課税貨物に係る消費税について適用し、同日前に国内において行つた課税仕入れ及び同日前に保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年四月七日法律第三十九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次条並びに附則第四条、第五条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十一条の規定は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一二年四月二六日法律第四九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、(处分等の効力)

手続きその他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一二年六月七日法律第一一一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三〇日法律第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三〇日法律第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三〇日法律第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三〇日法律第六号) 抄

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一三年六月二七日法律第七五号) 抄

(施行期日等)
発行される短期社債等について適用する。

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合に

おける施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合に

おける施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に

（罰則の適用に関する経過措置）

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年七月四日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)
この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八八号) 抄

(施行期日)
この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年七月四日法律第一二九号) 抄

(施行期日)
この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二百十一条 存続組合は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第三百二十二条 第二号に掲げる法人とみなす。

附 則 (平成一三年一一月二八日法律第一五三号) 抄

(施行期日)
この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合にお

けるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年一一月二二日法律第一五三号) 抄

(施行期日)
この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。（处分、手続等に関する経過措置）

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律（罰則に関する経過措置）

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

（経過措置の政令への委任）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

附 則 (平成一四年六月一二日法律第六五号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十四条 この法律（附則第一号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年七月三日法律第七九号) 抄

(施行期日)
この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

(消費税法の一部改正等に伴う経過措置)

第三十三条 第八条の規定による改正後の消費税法第四十二条第二項の規定は、施行日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る消費税について適用し、施行日前に納税義務が成立した中間申告書に係る消費税については、なお従前の例による。

2 附則第四条第四項の規定により同項に規定する経過措置適用子法人又は経過措置期間加入法人の事業年度とみなされる同項に規定する期間については、消費税法第二条第一項第十三号に掲げる事業年度とみなす。

(政令への委任)

第三十五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の規定の施行に関し必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年七月二六日法律第九三号) 抄

(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第一条（第二号に係る部分に限る。）、第六条並びに附則第六条、第七条、第九条（及び第六条の規定による改正後の石油公団法第十九条第一号に掲げる公団所有資産の処分の業務」に係る部分に限る。）、第十六条（金属鉱業事業団に係る部分に限る。）及び第十八条（石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法附則に一項を加える改正規定を除く。）から第二十一条までの規定、附則第二十二条、第二十三条及び第二十五条から第二十七条までの規定（これららの規定中金属鉱業事業団に係る部分に限る。）並びに附則第二十八条及び第三十条（金属鉱業事業団に係る部分に限る。）の規定（公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄

(施行期日)
この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

第一条 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定（公布の日

二 第五十六条中地方税法第七十二条の五第一項第六号の改正規定、第百二十二条中所得税法別表第一第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定、第百二十三条中法人税法別表第一第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定及び第百三十条中消費税法別表第三第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定（この法律の施行の日（以下附則において「施行日」という。）から平成十五年九月三十日までの間ににおいて政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一〇〇号)

(施行期日)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に關する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)の施行の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
 四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日

イ からホまで 略

六 略
 七 次に掲げる規定 平成十六年三月一日

八 イ からハまで 略
 ニ 第六条中消費税法別表第三第一号の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

五 五 次に掲げる規定 平成十六年一月一日

イ 略
 ロ 第六条中消費税法第十九条の改正規定及び附則第二十七条の規定

八 次に掲げる規定 平成十六年四月一日

イ からハまで 略
 ニ 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第十一条及び第十二条の改正規定、同法第十二条の改正規定(三千万円)を(一千万円)に改める部分に限る。)、同法第三十七条第一項の改正規定、同法第四十二条から第四十四条までの改正規定、同法第四十八条の改正規定、同法第五十九条第一号の改正規定、同法第六十条第八項の改正規定、同法第五章中第六十三条の次に一条を加える改正規定、同法第六十五条の改正規定並びに同法別表第三第一号の改正規

定(通信・放送機構の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分に限る。)並びに附則第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十一条及び第一百四十二条(国税通則法第三十一条第三項の改正規定に限る。)の規定

八条第三項の改正規定に限る。)の規定
 九 次に掲げる規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第一百四十六号)の施行の日

九 九 からハまで 略

二 第六条中消費税法別表第三第一号の改正規定(産業基盤整備基金の項を削る部分及び中小企業総合事業団の項を削る部分に限る。)

(小規模事業者に係る納稅義務の免除に関する経過措置)

第二十五条 第六条の規定による改正後の消費税法(以下「新消費税法」という。)第九条第一項及び第四項の規定は、平成十六年四月一日(以下附則第三十条までにおいて「適用日」という。)以後に開始する新消費税法第十九条に規定する課税期間(以下この条及び附則第二十八条において「課税期間」という。)について適用し、適用日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

2 適用日以後最初に開始する課税期間の直前の課税期間において第六条の規定による改正前の消費税法(以下「旧消費税法」という。)第九条第一項本文の規定の適用を受けた事業者が、適用日以後に開始する課税期間につき新消費税法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高(以下この項において「基準期間における課税売上高」という。)を計算する場合において、当該基準期間の初日が施行日前であり、かつ、当該基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、平成十五年十月一日から同年十二月三十一日までの期間における課税売上高(当該期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額(消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額から当該期間中に行つた新消費税法第九条第二項に規定する売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。)に四を乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とすることができる。

3 平成十五年十月一日前に提出された旧消費税法第九条第四項の規定による届出書は、新消費税法第九条第四項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。
 (相続があつた場合の納稅義務の免除の特例等の経過措置)
第二十六条 新消費税法第十条から第十二条(同条第三項に規定する特定要件に係る部分を除く。)までの規定は、これらの規定に規定する相続人、合併法人、新設分割子法人、新設分割親法人又は分割承継法人の適用日以後に開始する年又は事業年度においてこれらの規定に規定する相続、合併、分割等又は吸収分割(以下この条において「相続等」という。)があつた場合について適用し、適用日前に開始した年又は事業年度において相続等があつた場合について適用する。
 例による。

(課税期間に関する経過措置)
第二十七条 新消費税法第十九条(第一項第三号の二又は第四号の二の規定による届出書に係る部分に限る。)の規定は、適用日以後に開始する年又は事業年度(同項第三号又は第四号の規定による届出書を提出している事業者にあつては、これらの規定に定める期間)について適用する。
 2 平成十六年一月一日前に提出された旧消費税法第十九条第一項第三号又は第四号の規定による届出書は、新消費税法第十九条第一項第三号又は第四号の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)
第二十八条 新消費税法第三十七条第一項の規定は、適用日以後に開始する課税期間について適用し、適用日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。
 2 適用日前に提出された旧消費税法第三十七条第一項の規定による届出書は、新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

(課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置)

第二十九条 新消費税法第四十二条及び第四十三条の規定は、新消費税法第四十二条第一項、第四

項又は第六項に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用し、旧消費税法第四十二条第一項、第四项、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日前に開始した場合については、なお従前の例による。

(小規模事業者の納稅義務の免除が適用されなくなった場合等の届出に関する経過措置)
第三十条 新消費税法第五十七条第一項第一号及び第二号の規定は、これらの規定に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が適用日前に開始した場合については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第三十一条 第六条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百三十六条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 则 (平成一五年五月一六日法律第四三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十七条まで及び第十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 则 (平成一五年六月一八日法律第九四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 则 (平成一五年六月一八日法律第九五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第十七条まで、第十九条及び第二十一条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 则 (平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

附 则 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 则 (平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

附 则 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 则 (平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

附 则 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 则 (平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

附 则 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。

附 则 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月一八日法律第一一四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第一一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中題名の次に目次及び章名を付する改正規定、奄美群島振興開発特別措置法第一条の次に章名を付する改正規定、同法第七条の前に章名を付する改正規定、同法第八条の次に章名及び節名を付する改正規定、同法第九条及び第十条の改正規定、同法第十条の二から第十条の六までを削る改正規定、同法第十一条を改め、同条を同法第二十八条とし、同法第十一条の次に三条、三節及び章名を加える改正規定(第二十三条に係る部分を除く。)、同法本則に一章を加える改正規定、同法附則第二項の改正規定並びに同法附則に二項を加える改正規定並びに附則第七条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十三条の規定 平成十六年十月一日

附 則 (平成一六年三月三一日法律第一一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月二二日法律第三五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二一日法律第七四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の成立の時
附 则 (平成一六年六月二一日法律第七四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章(第一節第一款及び第三款、第二十条、第三十一条、第三十三条、第三十七条から第三十九条まで、第四十八条(準用通則法第三条、第八条第一項、第十一项、第十六条及び第五十五条を除く。)並びに第五十一条を除く。)、第四章(第五十四条第四号及び第五十五条を除く。)並びに附則第十三条から第十五条まで、第十七条(法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第四条第三十号の改正規定を除く。)、第十八条及び第十九条の規定公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 则 (平成一六年六月九日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 则 (平成一六年六月九日法律第一〇四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第九条、第十六条、第二十条、第二十二条、第二十九条、第三十七条、第四十条及び第四十一条並びに附則第三十九条、第四十条、第五十九条及び第六十七条から第七十二条までの規定 平成十七年十月一日

(罰則に関する経過措置)

第七十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(附則 (平成一六年六月一日法律第一〇五号) 抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条第三項(通則法第十四条の規定を準用する部分に限る)及び第三十条並びに次条から附則第五条まで、附則第七条及び附則第三十九条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第三十九条 附則第二条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十六条及び附則第十九条に定めるもののほか、管理運用法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(附則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附則 (平成一六年一二月三日法律第一五五号) 抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項並びに第十九条から第三十二条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

(附則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

(附則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第一百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条规定の改正規定及び同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第一百七十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便替法第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条(第二号に係る部分に限る)の規定を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条(第二号に係る部分に限る)の規定

の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条(第二号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条(第十五号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附則 (平成一七年一月七日法律第一二三号) 抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第百三条、第百十六条から第百十八条まで及び第一百二十二条の規定

(施行期日)

公布の日

二 第五条第一項(居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く)、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る)、第二十八条第一項(第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る)及び第二項(第一号から第三号までに係る部分に限る)、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項(第三十七条第二項において準用する場合を含む)、第三十八条から第四十条まで、第四十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る)、第四十二条(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る)、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項(指定相談支援事業者に係る部分に限る)及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る)、第五十条第三項及び第四項、第五十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る)、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条(療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る)、第二章第四節、第三章、第四章(障害福祉サービス事業に係る部分を除く)、第五章、第九十二条第一号(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費に係る部分に限る)、第二号(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る)、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号(第九十二条第三号に係る部分に限る)及び第二項、第九十五条第一項第二号(第九十二条第二号に係る部分を除く)及び第二項第二号、第九十六条、第百十一条(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る)、第百十二条(第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る)並びに第百十四条及び第百十五条第一項及び第二項(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る)並びに附則第十八条から第二十二条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定

平成二十四年四月一日

三 附則第六十三条、第六十六条、第九十七条及び第一百十一条の規定

平成二十四年四月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百三十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第五十五条、第一百二十四条並びに第一百三十二条から第一百三十三条までの規定

二 及び三 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条ま

イから三まで 略

六 第六条中消費税法第十六条第二項の改正規定

(分割等があつた場合の納稅義務の免除の特例の経過措置)

第六十二条 第六条の規定による改正後の消費税法(次条において「新消費税法」という。)第十ニ条第三項及び第四項の規定は、これらの規定に規定する基準期間の末日が施行日以後に到来する場合について適用し、施行日前に当該基準期間の末日が到来した場合には、なお従前の例による。

(災害等があつた場合の中事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例の経過措置)

第六十三条 新消費税法第三十七条の二の規定は、同条第一項又は第六項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日が施行日以後に到来する場合における当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する同条第一項に規定する選択被災課税期間又は同条第六項に規定する不適用被災課税期間から適用する。

(罰則に関する経過措置)

第二百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(附 則) (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

ぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第五十五条、第一百二十四条並びに第一百三十二条から第一百三十三条までの規定

二 及び三 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条ま

で、第一百三条、第一百九条、第一百十四条、第一百十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十二条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一条、第一百四条、第一百七条、第一百八条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十八条、第一百二十二条並びに第一百二十九条の規定 平成二十年十月一日

(罰則に関する経過措置)

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれ

ぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二二日法律第一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から五まで 略

六 次に掲げる規定 平成二十年四月一日

イ及びロ 略

ハ 第六条中消費税法第十六条の改正規定

イからホまで 略

七 次に掲げる規定 信託法(平成十八年法律第一百八号)の施行の日

ハ 第六条中消費税法第九条第四項の改正規定、同法第十四条及び第十五条の改正規定、同法

附則第十九条の次に一条を加える改正規定、同法別表第一第三号の改正規定並びに同法別表

第三第一号の表の改正規定(国民年金基金及び国民年金基金連合会の項を次のように改める部分に限る。)並びに附則第五十二条の規定及び附則第一百五十四条中株式等の取引に係る決

済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律附則第一百四条の改正規定 平成十八年法律第六十五号の施行の日

八 次に掲げる規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日

イからハまで

二 第六条中消費税法別表第一第二号の改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定（証券業協会の項を削り、投資者保護基金の項を次のように改める部分及び農業共済組合及び農業共済組合連合会の項の前に次のように加える部分に限る。）

九 次に掲げる規定（貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一百五十五号）の施行の日）

八 第六条中消費税法別表第三第一号の表の改正規定（沖縄振興開発金融公庫の項の後に次のようないくつかの規定を追加する。）

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 第六条の規定（附則第一条第七号へ掲げる改正規定に限る。）による改正後の消費税法の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託（遺言によつてされた信託にあっては信託法施行日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含む。）について適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託（遺言によつてされた信託にあっては信託法施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百五十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第一百五十八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年三月三一日法律第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 第三条の規定並びに第四条中関税暫定措置法第八条の四第一項の改正規定（同法第六十二条）を「同法第六十一条の四」に改める部分を除く。）及び同法第八条の六第四項の改正規定（郵便物を受け取った旨の通知）の規定による通知」を「（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による提示」に改める部分に限る。）並びに次条、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第九条の改正規定、附則第八条の規定、附則第十条の規定及び附則第十二条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）

附 則（平成一九年四月二三日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一百四十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第一百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年五月二十五日法律第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年五月三〇日法律第六四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条及び第四十七条並びに附則第六条、第七条第四項、第五項及び第七項、同条第八項（同条第七項に関する部分に限る。）、第八条、第九条第六項、第七項、第十二項及び第十一条、第十三条第五項、第十六条、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条から第四十一条まで並びに第四十七条の規定は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月一三日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定（平成二十一年一月三十一日までの間ににおいて政令で定める日）

二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定（平成二十一年四月三十日までの間ににおいて政令で定める日）

附 則（平成一九年六月一三日法律第八五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定（平成二十一年十月一日までの間ににおいて政令で定める日）

附 則（平成一九年六月二七日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年六月二七日法律第一〇〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

<p>一から五まで 略</p> <p>六 消費税法別表第三第一号の表総合研究開発機構の項 附 則 (平成二〇年三月三一日法律第九号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)の公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二〇年四月三〇日法律第二三号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三条 次に掲げる規定 平成二十一年一月一日</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 第六条中消費税法第十七条第二項ただし書の改正規定(第六十六条第二項第一号)を「第六十六条第二項ただし書」に改め、「若しくは同項第二号に規定する事由が生じた日の属する年」を削る部分に限る。)</p> <p>三の二及び四 略</p> <p>五 次に掲げる規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日(平成二十年十二月一日)</p> <p>イから六まで 略</p> <p>六 次に掲げる規定 日本金機構法(平成十九年法律第百九号)の施行の日</p> <p>イから八まで 略</p> <p>ニ 第六条中消費税法別表第三第一号の表の改正規定(日本土地家屋調査士会連合会の項の次に次のように加える部分に限る。)</p> <p>(消費税法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二十八条 第六条の規定による改正後の消費税法(以下この条において「新消費税法」という。)第十七条第二項の規定は、事業者が施行日以後に開始する課税期間(消費税法第十九条に規定する課税期間(同条第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書の提出をしている事業者にあっては、当該届出書の提出がないものとした場合の同項に規定する課税期間))をいう。以下この項において同じ。)において着手する新消費税法第十七条第二項に規定する工事(経過措置工事(附則第四条第二項に規定する経過措置工事及び附則第十九条第二項に規定する経過措置工事をいう。以下この項において同じ。)を除く。)について適用し、事業者が施行日前に開始した課税期間において着手した第六条の規定による改正前の消費税法第十七条第二項に規定する工事(経過措置工事を含む。)については、なお従前の例による。</p> <p>2 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この項において「整備法」という。)第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人は新消費税法別表第三第一号の表に掲げる一般社団法人に、整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人は新消費税法別表第三第一号の表に掲げる一般社団法人又は一般財團法人に、それぞれ該当するものとする。(罰則に関する経過措置)</p> <p>第一百十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>(この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合における経過措置)</p> <p>第一百九条の二 この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第一百二十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成二一年三月三一日法律第九号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五項までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二一年三月三一日法律第一〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二二年三月三一日法律第六号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日</p> <p>イから二まで 略</p> <p>ホ 第五条中消費税法の目次の改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定、同法第六十四条の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十七条から第六十九条までを削る改正規定、同法第七十条第一項の改正規定及び同条を同法第六十七条とする改正規定</p> <p>二 略</p> <p>三 次に掲げる規定 平成二十二年十月一日</p> <p>イから二まで 略</p> <p>ホ 第五条中消費税法第三十九条第一項の改正規定及び同法第四十五条第四項の改正規定(消費税法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第三十五条 第五条の規定による改正後の消費税法(次項において「新消費税法」という。)第九条第七項の規定は、施行日以後に消費税法第九条第四項の規定による届出書を提出する事業者の施行日以後に開始する課税期間(同法第十九条に規定する課税期間)をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に当該届出書を提出した事業者の施行日前に開始した課税期間及び施行日以後に開始する課税期間については、なお従前の例による。</p> <p>2 新消費税法第十二条の二第二項の規定は、施行日以後に設立された同条第一項に規定する新設法人で、同条第二項に規定する場合に該当することとなるものについて適用する。(罰則に関する経過措置)</p> <p>第四十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
--	--

(その他の経過措置の政令への委任)
この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年一月一〇日法律第七一号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第五十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定を除く。）、第四条の規定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。）及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条から第五十三条までの規定、平成二十四年四月一日までの間ににおいて政令で定める日

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二百四十四号）の公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第一条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

第五十条

2 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（罰則の適用に関する経過措置）

第五十一条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年五月二日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第一条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

第五十二条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年六月三〇日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五十三条 一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日

イからニまで 略

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イからハまで 略

二 第六条中消費税法第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定（調整規定）

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第三十七号）の施行の日前である場合には、前

第五十四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年五月二七日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年六月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第二章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（第二十八条の十二第一項若しくは）を削る部分に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

（検討） 第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置） 第五十二条 この法律（附則第一条に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置） 第五十三条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める（政令への委任）

第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月三〇日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五十二条 一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日

イからニまで 略

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イからハまで 略

二 第六条中消費税法第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定（調整規定）

第十三条 第二項の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十二条の二第一項及び第二項の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第五十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十五条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十六条の改正規定並びに同法第五十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第二十二条（第三項を除く。）の規定

四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第二十二条第三項の規定 平成二十四年四月一日（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 第六条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新消費税法」という。） 第九条の二の規定は、平成二十五年一月一日以後に開始する同条第一項に規定する個人事業者のその年又は法人のその事業年度について適用し、同日前に開始した同項に規定する個人事業者のその年又は法人のその事業年度について、なお従前の例による。

平成二十四年一月一日から同年三月三十日までの間における新消費税法第十五条第七項の規定の適用については、同項中「、第十二条第四項」とあるのは「」及び第十二条第四項と、表第三第一号に掲げる法人とみなす。

「及び第三十条第一項に規定する課税期間における課税売上高について」とあるのは「について」と、「第十一條第四項又は第三十条第六項」とあるのは「又は第十一條第四項」とする。

新消費税法第三十条の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する課税期間（消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

新消費税法第五十四条及び第五十五条の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払決定又は充当をするこれらの規定による還付金に係る還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部で、同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

平成二十三年十二月三十一日以前に支払決定又は充当をした第六条の規定による改正前の消費税法第五十四条又は第五十五条の規定による還付金に係る還付加算金については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第九十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第九十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二十三年八月一〇日法律第九四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年一二月一一日法律第一一四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日
イからニまで 略

本 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十三条を削

り、同法第六十三条の二を同法第六十三条とする改正規定並びに同法第六十五条第四号及び第五号を削る改正規定並びに附則第三十二条第二項の規定

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条 第六条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新消費税法」という。）

第五十六条の規定は、施行日以後に消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限が到来する消費税についての新消費税法第五十六条に規定する更正の請求について適用し、施行日

前も消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（同法第四十六条第一項の規定に

よる申告書については、当該申告書に係る同法第十九条に規定する課税期間の末日の翌日から二

月を経過する日）が到来した消費税についての第六条の規定による改正前の消費税法（次項及び附則第三十九条において「旧消費税法」という。）第五十六条に規定する更正の請求については、なお従前の例による。

2 平成二十四年十二月三十一日以前に旧消費税法第六十二条第一項第一号に掲げる者又は同条第三項に規定する課税貨物を保税地域から引き取る者に対して行った同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第三項の規定による質問又は検査（同項の規定によるものを含む。）及び同条第一項第二号に掲げる者又は同条第三項に規定する金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者若しくは金銭の支払若しくは資産の

譲渡等を受ける権利があると認められる者に対して同日以前に行つた同条第一項又は第三項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るものを持む。）については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（）の法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置

第百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に際し必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他この法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（納税環境の整備に向けた検討）

第一百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行ふものとする。

附 則 （平成二四年五月八日法律第三〇号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定（郵政民営化法目次中「／第六章 郵便事業株式会社／第一節 設立等（第七十条—第七十二条）／第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例等（第七十五条—第七十八条）／第七章 郵便局株式会社／」を「／第六章 削除／第七章 日本郵便株式会社／」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一項第二号ホの改正規定、同法第一百十条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第一百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第十一章の一節を加える改正規定（第一百七十六条の五に係る部分に限る。）、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号並びに第一百九十六条の改正規定（第十二号を削る部分を除く。）並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く。）、第二条のうち日本郵政株式会社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条（第二号に係る部分に限る。）の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八条の規定（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しを付す）の規定、附則第四十一条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行す

る。（罰則に関する経過措置）

第四十六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第四十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 **（平成二四年六月二七日法律第五一号）抄**

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

附 則 **（平成二四年八月二二日法律第六八号）抄**

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条及び第二十一条の規定 公布の日

二 第三条の規定及び附則第十五条から第十六条の三までの規定 令和元年十月一日

（消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の消費税法（以下附則第十四条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下附則第十六条の二までにおいて「施行日」という。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第十六条の二までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条及び附則第十五条において同じ。）及び施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）並びに施行日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）に係る消費税について適用し、施行日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び施行日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者に係る納稅義務の免除等に関する経過措置）

第三条 事業者が、施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下附則第十六条の二までにおいて同じ。）につき、同項第十四号に規定する基準期間若しくは同法第九条の二第四項に規定する特定期間又は同法第十九条に規定する課税期間中に新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る消費税法第九条第一項、第十二条第四項若しくは第十二条第三項に規定する基準期間における課税売上高、同法第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高又は同法第三十条第二項に規定する課税期間における課税売上（旅客運賃等の税率等に関する経過措置）

第四条 新消費税法第十二条の三の規定は、施行日以後に設立される同条第一項に規定する新規設立法人で、同項に規定する特定新規設立法人に該当することとなるものについて適用する。

第五条 事業者が、旅客運賃、映画又は演劇を催場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを施行日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等を施行日以後に行うときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、第二条の規定による改正前の消費税法（以下附則第十四条までにおいて「旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率による。

2

事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道及び電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）で施行日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で施行日から平成二十六年四月三十日までの間に料金の支払を受けける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受けける権利が確定する日が同月三十日後であるもの（以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。）にあつては、当該確定したものの中のうち、政令で定める部分）の当該確定した料金（特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあつては、当該確定した料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る。）に係る課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

事業者が、平成八年十月一日から平成二十五年十月一日（以下この項から第五項まで及び附則第七条第一項において「指定日」という。）の前日までの間に締結した工事（製造を含む。）の請負に係る契約（これに類する政令で定める契約を含む。）に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等（指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限る。）に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

事業者が、平成八年十月一日から指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から施行日以後引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行つている場合において、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、施行日以後に当該資産の貸付けに係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合は、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この限りでない。

一 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

事業者が、平成八年十月一日から指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであつて、当該役務の提供に先立つて対価の全部又は一部が分割して支払われる契約として政令で定めるものに基づき、施行日以後に当該契約に係る役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後において当該役務の提供の対価の額の変更が行われた場合は、この限りでない。

一 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

第一項から第三項まで、第四項本文又は前項本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る新消費税法第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、新消費税法第三十八条第一項中「百分の八」とあるのは「百分の五」と、「百八分の六・三」とあるのは「百五分の四」と、新消費税法第三十九条第一項中「百八分の六・三」とあるのは「百五分の四」とする。

事業者が、第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者からこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合における新消費税法第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百八分の六・三」とあるのは、「百五分の四」とする。

6

第一項から第三項まで、第四項本文又は前項本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る新消費税法第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、新消費税法第三十八条第一項中「百分の八」とあるのは「百分の五」と、「百八分の六・三」とあるのは「百五分の四」と、新消費税法第三十九条第一項中「百八分の六・三」とあるのは「百五分の四」とする。

事業者が、第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者か

8 事業者が、第三項又は第四項本文の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合には、その相手方に對し当該課税資産の譲渡等がこれらの規定の適用を受けたものであることについて書面により通知するものとする。

(長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第六条 事業者が、施行日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

2 前条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第七条 事業者が、指定日から施行日の前日までの間に締結した消費税法第十七条第一項に規定する長期大規模工事(以下この項において「長期大規模工事」という。)又は同条第二項に規定する长期大規模工事(以下この項において「工事」という。)の請負に係る契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合において、当該長期大規模工事又は工事に係る対価の額ににつき、施行日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度においてこれらの規定の適用を受けたときは、当該长期大規模工事又は工事の目的物のうち当該长期大規模工事又は工事の着手の日から施行日の前日までの期間に対応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

2 附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第三十二条 附則第五条第七項の規定は、事業者が、第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。について準用する。

4 事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行つた場合には、その相手方に対し当該目的物の引渡しが同項の規定の適用を受けたものである旨及び同項の規定の適用を受けた部分の対価の額を書面により通知するものとする。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第八条 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日が施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

2 附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条までの規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

第九条 事業者が、施行日前に国内において行った課税仕入れにつき、施行日以後に新消費税法第三十一条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

(納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置)

第十条 新消費税法第三十六条第一項の事業者が、施行日前に国内において棚卸資産又は施行日前に保稅地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを施行日以後有している場合には、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物で棚卸資産に該当するものに係る同項の規定による消費税額の調整については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、消費税法第三十六条第三項の個人事業者又は法人が、同項の被相続人又は被法人若しくは分割法人の事業を承継した場合について準用する。この場合において、前項中措置

「第三十六条第一項の事業者」とあるのは、「第三十六条第三項の個人事業者又は法人」と、「国内」とあるのは、「同項の被相続人又は被合併法人若しくは分割法人が国内」と、「保税地域」とあるのは、「同項の被相続人又は被合併法人若しくは分割法人が保税地域」と読み替えるものとする。

3 第二項の規定は、消費税法第三十六条第五項の事業者が、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなつた場合について準用する。

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十一條 新消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等につき、施行日以後に同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置)

第十二条 新消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事業が生じたため、施行日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合には、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

(課税資産の譲渡等についての中間申告等に関する経過措置)

第十三条 新消費税法第四十二条第八項の規定は、同項に規定する六月中間申告対象期間に係る課税期間(消費税法第十九条に規定する課税期間(消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告期間が同項の規定により一の課税期間とみなされる場合における当該中間申告対象期間をいう。附則第十六条第一項において同じ。)にあつては、その末日が施行日以後である当該みなし課税期間。以下この項において同じ。)において附則第二条から前条まで及び次条の規定により旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における当該課税期間に係る消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書については、同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第四十五条第一項の規定による申告書については、同法第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるのは、「税率の異なる」として区分した課税標準である金額及びその合計額」と、同法第四十三条第一項第二号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは、「税率の異なるごとに区分した課税標準額」とする。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第十四条 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける國又は地方公共団体が、施行日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

2 附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける國又は地方公共団体が、施行日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が施行日以後であるときには、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

第十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法(次条及び附則第十六条の三において「元年新消費税法」という。)の規定は、附則第一条第二号に定められた課税仕入れに係る消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

める日（以下附則第十六条の三までにおいて「一部施行日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行つた資産の譲渡等、国内において事業者が行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。（第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置）

第十六条

附則第三条、第十一一条及び第十二条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に元年新消費税法第三十九条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は元年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなった場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条及び附則第十六条の三において同じ。）を行う場合について、附則第八条第一項及び第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は消費税法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける国若しくは地方公共団体若しくは同条第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行つた課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税仕入れにつき一部施行日以後に元年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十条の規定は一部施行日前に行つた課税仕入れに係る棚卸資産又は保税地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定は一部施行日以後に終了する課税期間（みなし課税期間）において第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れが行われた場合における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第三条

施行日前	をいう	新消費税法	施行日前	をいう	施行日から附則第一条第二号に定める日（以下附則第十四条までにおいて「一部施行日」という。）の前日までの間	施行日から一部施行日以後に元年新消費税法による特定資産の譲渡等に該当するものを除く	施行日前	附則第八条第三項及び第九条	附則第八条第一項	附則第七条第一項	附則第五条第四項及び第五項	附則第五条第三項
施行日	をいう。	旧消費税法	施行日以前	をいい、平成二十七年十月一日以後に行つた課税資産の譲渡等については、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く	施行日から一部施行日の前日までの間	施行日から一部施行日以後	施行日前	附則第十条第一項、第十一一条及び第十二条	附則第八条第一項	施行日	指定日	三十一年指定日
定める課税資産の譲渡等	をいう。）（以下この項において「特定継続供給役務」という。）	部施行日	施行日以後	元年旧消費税法	施行日から一部施行日の前日までの間	施行日以後	施行日前	新消費税法	附則第八条第三項及び第九条	一部施行日	一部施行日	一部施行日
の定める課税資産の譲渡等並びに特定継続供給役務で一部施行日前から継続して提供を受けているものその他の政令で定める特定課税仕入れ（消費税	をいう。）（以下この項において「特定継続供給役務」という。）	附則第五条第一項	附則第五条第一項	第三条	施行日から一部施行日以後	一部施行日以後	施行日前	新消費税法	附則第十条第一項、第十一一条及び第十二条	一部施行日	一部施行日	一部施行日
		附則第五条第二項						新消費税法	附則第八条第三項及び第九条	一部施行日	一部施行日	一部施行日

附則第十四条第一項	施行日前	規定期率	規定する税率	新消費税法	施行日前	施行日以後	施行日以後	新消費税法	施行日前	附則第十条第一項、第十一一条及び第十二条	施行日前	施行日	法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。
	につき	及びその合計額	課税資産の譲渡等	課税資産の譲渡等	施行日	一部施行日	一部施行日	元年新消費税法	施行日前	附則第十条第一項、第十一一条及び第十二条	施行日前	施行日	（以下附則第十四条までにおいて同じ。）
	が施行日以後	又は特定課税仕入れにつき	又は当該特定課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が一部施行日以後	又は当該特定課税仕入れにつき	施行日から一部施行日の前日までの間	施行日から一部施行日の前日までの間	施行日から一部施行日の前日までの間	元年新消費税法	施行日前	附則第十条第一項、第十一一条及び第十二条	施行日前	施行日	平成二十六年四月一日 令和元年十月三十一日
								定する税率	施行日前	新消費税法	施行日前	施行日	平成二十六年四月一日 平成二十五年十月一日 平成三十二年四月一日
								定する税率	施行日前	新消費税法	施行日前	施行日	平成二十六年四月一日 平成二十五年十月一日 平成三十二年四月一日

	に係る	又は特定課税仕入れに係る
附則第十四条第三項	旧消費税法 施行日前 及び 新消費税法 施行日前	元年旧消費税法 施行日から一部施行日の前日までの間
附則第十四条第四項	新消費税法 施行日以後 及び特定課税仕入れ並びに 新消費税法 施行日から一部施行日の前日までの間	一部施行日以後 元年新消費税法 施行日から一部施行日の前日までの間
附則第五条第六項	に係る	又は特定課税仕入れに係る
2	附則第五条第六項の規定は前項において読み替えて準用する同条第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定（以下この項において「経過措置規定」という。）の適用を受ける課税資産の譲渡等（以下この項において「経過措置譲渡等」という。）又は経過措置規定の適用を受ける特定課税仕入れ（以下この項において「経過措置特定課税仕入れ」という。）に係る元年新消費税法第三十八条第一項、第三十八条の二第一項及び第三十九条第一項の規定の適用について、附則第五条第七項の規定は事業者が経過措置規定の適用を受けた事業者から経過措置譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、若しくは該経過措置譲渡等に係る役務の提供を受ける場合又は経過措置特定課税仕入れを行った場合における元年新消費税法第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十六条第一項の規定の適用について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第三条第一項に規定する改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び三十年改正法附則第四十四条第二項に規定する旧効力消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。）につき、当該リース譲渡に係る賦払金の額で一部施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち一部施行日以後に課税資産の譲渡等を行つたものとみなされる部分に係る消費税については、第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率による。
附則第五条第六項	に係る	又は特定課税仕入れに係る
新消費税法 及び 元年新消費税法 、第三十八条の二第一項及び 百分の十 百分の八 百分の八・三 百分の四 百分の四	又は特定課税仕入れに係る	（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置）
百八分の六・三	百分の七・八	第十六条の三 元年新消費税法第三十八条の二第一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行つた特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。
百分の八	百分の八 百分の七・八	第十七条 第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
百分の五	百分の十 百分の八 百分の七・八	第十八条 消費税率の引上げに当たつては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から令和二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
百分の八	百分の六・三	第十九条 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。
百分の六・三	百分の六・三	（政令への委任）
百分の四	百分の四	（施行期日）
3 前項において読み替えて準用する附則第五条第七項、第八条第一項及び第十四条第六項の規定は第一項において読み替えて準用する場合について、前	、若しくは	第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。
る附則第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第六項の規定は第一項において読み替えて準用する	つた場合における元年新消費税法	附則 第一 条（平成二十五年五月三日法律第六号）抄
項において読み替えて準用する附則第五条第七項の規定は第一項において読み替えて準用する附	これらの規定中「百元年新消費税法第三十条第一項及び第三十二条第一項第一八分の六・三」とあ号中「百十分の七・八」とあるのは「百八分の六・三」	（施行期日）
る附則第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第六項の規定は第一項において読み替えて準用す	、「百分の四」と、「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、元	（平成二十五年五月三日法律第六号）抄
る場合は、「百分の四」と、「百分の六・三」とあるのは「百分の六・三」と、元	年新消費税法第三十六条第一項中「百十分の七・八」とあるのは「百八分の六・三」と、元	（施行期日）
る場合は、「百分の六・三」とあるのは「百分の六・三」と、元	（施行期日）	（平成二十五年五月三日法律第六号）抄

3 前項において読み替えて準用する附則第五条第七項、第八条第一項及び第十四条第六項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第五条第七項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合（当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた目的物に係る対価の額に係る部分に限る。）について、附則第七条第四項の規定は第一項において読み替えて準用する同条第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行つた場合について、それぞれ準用する。

第十六条の二 事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行つた消費税法第十六条第一項（リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）に規定するリース譲渡（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この項

定する长期割賦販売等及び三十年改正法附則第四十四条第二項に規定する旧効力消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。）につき、当該リース譲渡に係る賦払金の額で一部施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち一部施行日以後に課税資産の譲渡等を行つたものとみなされる部分に係る消費税については、第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率による。

前条第二項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受けた場合について準用する。

（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置）

第十六条の三 元年新消費税法第三十八条の二第一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行つた特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

前条第二項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受けた場合について準用する。

（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置）

第十七条 第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行前にした行為及びこの附則の規定のそれぞれの施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十八条 消費税率の引上げに当たつては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から令和二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附則 第十九条（平成二十五年三月三〇日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 第十九条（平成二十五年五月三日法律第六号）抄

（施行期日）

一 附則第六条、第八条及び第十一條から第十六條までの規定 平成二十六年四月一日

附則 第十九条（平成二十五年五月三日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第一百六条 存続厚生年金基金及び存続連合会は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十六年五月二一日法律第六十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則第六十三条の規定 電気事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十四号)の施行の日

附 則 (平成二七年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 平成二十七年七月一日

イ からチまで 略

リ 附則第三十九条第十三項から第十五項までの規定

三 次に掲げる規定 平成二十七年十月一日

イ からロ 略

四 口 第四条の規定(同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定(同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る)、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。)並びに附則第三十五条から第三十八条までの規定

五 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日

イ 及びロ 略

ハ 第四条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定(同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る)及び附則第四十一条の規定

六 (消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)
第三十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条の規定(同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定(同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る)、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。)による改正後の消費税法(以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法」という。)の規定は、平成二十七年十月一日(附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法適用日」という。)以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等(同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。)及び新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ(同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。)並びに新消費税法適用日前に保税地域(同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。)から引き取られる課税貨物(同項第八号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。)に係る消費税について適用し、新消費税法適用日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び新消費税法適用日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに新消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

七 (小規模事業者の納稅義務の免除の特例に関する経過措置)
第三十六条 第四条の規定(同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定(同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る)、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。)による改正前の消費税法(附則第四十三条において「旧消費税法」という。)第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者の新消費税法適用日の属する課税期間(消費税法第十九条第一項に規定する課税期間(同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。)をいう。以下附則第

四十八条までにおいて同じ。)において、新消費税法が、当該課税期間の基準期間(消費税法第二条第一項第十四号に規定する基準期間をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)又は特定期間(新消費税法第九条の二第一項に規定する特定期間をいう。次項及び第四項において同じ。)の初日から施行されていたものとして計算した当該課税期間の基準期間における課税売上高(新消費税法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下附則第四十条までにおいて同じ。)又は特定期間における課税売上高(新消費税法第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高をいう。以下この条及び附則第四十八条第二項において同じ。)が千万円を超えるときは、当該事業者の新消費税法適用日から当該課税期間の末日までの間に行う課税資産の譲渡等(新消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下附則第四十条までにおいて同じ。)及び特定課税仕入れ(新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下附則第四十四条までにおいて同じ。)については、新消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。この場合における消費税法第五十七条第一項の規定については、同項第一号中「第十一條又は第十二条第一項から第六項まで」とあるのは、「第十一條、第十二条第一項から第六項まで又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)」附則第三十一条第一項とする。

2 新消費税法適用日の翌日以後に開始する課税期間に係る基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高については、当該基準期間又は当該特定期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該特定期間又は当該基準期間により計算する。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける課税期間に係る基準期間において電気通信利用役務の提供(新消費税法第二条第一項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供をいい。次項において同じ。)に該当する資産の譲渡等を行っていた事業者が、前二項の規定により基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、消費税法第九条第二項の規定にかかる課税売上高が、平成二十七年四月一日から施行されていたものとして、同日から同年六月三十日までの期間における課税売上高(当該期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額(新消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額から当該期間に行つた消費税法第九条第二項に規定する売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。次項において同じ。)に四を乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とすることができる。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける課税期間に係る特定期間において電気通信利用役務の提供に該当する資産の譲渡等を行つていた事業者が、これらの規定により特定期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、消費税法第九条の二第二項の規定にかかる事業を承継した場合における同条第一項の規定の適用について、同項中「又は前条

第一項の規定により」とあるのは、「前条第一項の規定により、又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)」附則第三十六条第一項の規定により」とする。

5 第一項の規定の適用を受けた事業者が、新消費税法適用日から新消費税法適用日の属する課税期間の末日までの間にあつた相続(新消費税法第十条第一項に規定する相続をいう。)により、被相続人の事業を承継した場合における同条第一項の規定の適用について、同項中「又は前条第一項の規定により」とあるのは、「前条第一項の規定により、又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)」附則第三十六条第一項の規定により」とする。

6 第一項の規定の適用を受けた事業者が、新消費税法適用日から新消費税法適用日の属する課税期間の末日までの間に行つた合併(新消費税法第十二条第一項に規定する合併をいう。)又は吸收分割(新消費税法第十二条第五項に規定する吸收分割をいう。)に係る新消費税法第十二条第一項又は第十二条第五項の規定の適用については、これらの規定中「又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)」附則第三十六条第一項の規定により」とする。

(相続があつた場合の納税義務の免除の特例等に関する経過措置)

第三十七条 新消費税法適用日以後に新消費税法第十条第一項又は第二項に規定する相続があつた場合におけるこれらに規定する基準期間に對応する期間における課税売上高については、当該基準期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、これらの規定を適用する。

2 新消費税法適用日以後に新消費税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する合併があつた場合におけるこれらに規定する基準期間に對応する期間における課税売上高若しくは同条第三項若しくは第四項に規定する合併があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に對応する期間における課税売上高又は新消費税法第十二条第一項から第四項までに規定する分割等があつた場合におけるこれらに規定する基準期間に對応する期間における課税売上高若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する吸収分割があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に對応する期間における課税売上高については、当該期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該期間の初日から施行されていたものとして、新消費税法第十二条第一項から第六項までの規定を適用する。

3 新消費税法第十二条の三第一項に規定する新設開始日が新消費税法適用日以後である場合における同項に規定する基準期間に相当する期間における課税売上高については、当該期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該期間の初日から施行されていたものとして、同項の規定を適用する。

(国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置)

第三十八条 事業者が、新消費税法適用日以後に国内において行つた課税仕入れのうち国外事業者(新消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者をいう。以下附則第四十条までにおいて同じ。)から受けた電気通信利用役務の提供(同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供をいい、同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)に係るものについては、当分の間、新消費税法第三十条から第三十六条までの規定は、適用しない。ただし、当該国外事業者のうち登録国外事業者(次条第一項の規定により登録を受けた事業者をいう。以下附則第四十条までにおいて同じ。)に該当する者から受けた電気通信利用役務の提供については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定の適用を受ける場合における新消費税法第三十条の規定の適用については、同条第八項第一号イ中「氏名又は名称」とあるのは「氏名又は名称及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)」附則第三十九条第四項に規定する登録番号」と、同条第九項第一号イ中「氏名又は名称」とあるのは「氏名又は名称及び第五条第一項の規定に基づく消費税を納める義務がある旨」とする。

3 第一項ただし書の規定の適用を受ける場合における新消費税法第三十条第七項に規定する請求書等の保存は、財務省令で定めるところにより、前項の規定により読み替えられた同条第九項第一号イからホまでに掲げる事項に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の保存をもつて代えることができる。

4 国内において電気通信利用役務の提供を行つた登録国外事業者は、当該電気通信利用役務の提供を受けた他の事業者の求めに応じ、当該電気通信利用役務の提供に係る新消費税法第三十条第七項に規定する請求書等(第二項の規定により読み替えられた同条第九項第一号イからホまでに掲げる事項が記載されているものに限る。次項及び次条第六項第七号において同じ。)を交付す

るものとする。

5 前項に規定する請求書等を交付した登録国外事業者は、当該請求書等の記載事項に誤りがあつた場合には、当該請求書等を交付した他の事業者に対して修正した請求書等を交付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(国外事業者の登録等)

第三十九条 電気通信利用役務の提供を行い、又は行おうとする国外事業者（新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。第五項において同じ。）は、国税庁長官で定めることとなる課税期間の登録を受けようとする者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納稅地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納稅地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

3 国税庁長官は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合には、遅滞なく、これを審査し、第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、第一項の登録をしなければならない。

4 第一項の登録は、国外事業者登録簿に氏名又は名称その他の政令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登載してするものとする。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該国外事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

5 国税庁長官は、第一項の登録を受けようとする国外事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を拒否することができる。

一 国内において行う電気通信利用役務の提供に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（次項第二号において「消費税に係る事務所等」という。）を国内に有しないこと又は消費税に関する税務代理（税理士法第一条第一項第一号に掲げる税務代理をいう。次項第三号において同じ。）の権限を有する税務代理人（国税通則法第七十四条の九第三項第二号に規定する税務代理人をいう。）がないこと。

二 当該国外事業者（国税通則法第一百七十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が、同項の規定による納稅管理人を定めていないこと。

三 現に國稅の滞納があり、かつ、その滞納額の徵収が著しく困難であること。

四 当該国外事業者が、次項の規定により登録を取り消され（同項第五号から第七号までのいずれかに該当した場合に限る。）、その取消しの日から一年を経過しない者であること。

五 現に國稅の滞納があり、かつ、その滞納額の徵収が著しく困難であること。

六 当該国外事業者が、次項の規定により登録を取り消され（同項第五号から第七号までのいずれかに該当した場合に限る。）、その取消しの日から一年を経過しない者であること。

一 当該登録国外事業者が国外事業者に該当しなくなつたこと。

二 当該登録に係る消費税に係る事務所等が国内に所在しなくなつたこと。

三 当該登録国外事業者の新消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までに、当該申告書に係る消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）に規定する書面をいう。）が提出されないこと。

四 当該登録国外事業者（国税通則法第一百七十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が、同項の規定による納稅管理人を定めていないこと。

五 消費税につき国税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書の提出がなかった場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められること。

六 現に國稅の滞納があり、かつ、その滞納額の徵収が著しく困難であること。

七 事実を仮装して記載した請求書等を交付したこと（当該請求書等に記載すべき事項を記録した前項第三項に規定する電磁的記録の提供を含む。）。

8 登録国外事業者は、第四項に規定する国外事業者登録簿に登載された事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、当該登録国外事業者の納稅地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官は、前項の規定による届出書の提出を受けた場合には、遅滞なく、当該届出に係る事項を国外事業者登録簿に登載して、変更の登録をするものとする。この場合において、国税庁長官は、前三項の処分をするときは、その処分に係る国外事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

9 国税庁長官は、前項の規定による届出書の提出を受けた場合には、遅滞なく、当該届出に係る事項を国外事業者登録簿に登載して、変更の登録をするものとする。この場合において、国税

長官は、政令で定めるところにより、当該変更後の国外事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

10 登録国外事業者が、第一項の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間に限る。）中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同一条第一項本文の規定は、適用しない。

11 登録国外事業者が、第一項の登録の取消しを求める旨の届出書をその納稅地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合には、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日（その提出が、当該課税期間の末日から起算して三十日前の日から当該課税期間の末日までの間にされた場合には、当該課税期間の翌課税期間の末日の翌日）に、当該登録は、その効力を失う。

12 国税庁長官は、第六項の規定による登録の取消しを行つたときは、又は前項の規定により第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該登録が取り消された又はその効力を失つた旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。

13 第一項の登録を受けようとする者は、平成二十七年十月一日前ににおいても、第二項の規定の例により、同項に規定する申請書を提出することができる。

14 国税庁長官は、前項の規定による申請書の提出があつた場合には、平成二十七年十月一日前ににおいても、第三項から第五項まで及び第七項の規定の例により、第三項の規定による登録、第四項の規定による公表、第五項の規定による登録の拒否及び第七項の規定による通知（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

15 前各項に定めるもののか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（登録国外事業者が死亡した場合における手続等）

第四十条 登録国外事業者（消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者に限る。次項及び第三項において同じ。）が死亡した場合には、同法第五十七条第一項の規定にかかるわらず、同項第四号に定める者は、同号に掲げる場合に該当することとなつた旨を記載した届出書を、速やかに、当該登録国外事業者の納稅地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

2 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。

3 相続により登録国外事業者の事業を承継した相続人（国外事業者に限り、登録国外事業者を除く。）の当該相続のあつた日の翌日から、当該相続人が前条第一項の登録を受けた日の前日又は当該相続に係る登録国外事業者が死亡した日の翌日から四月を経過する日のいずれか早い日までの期間（次項及び第五項において「みなし登録期間」という。）においては、当該相続人を同条第一項の登録を受けた事業者とみなして、前二条（前条第十項を除く。）の規定を適用する。この場合において、当該みなし登録期間中は、当該登録国外事業者に係る前条第四項の規定による登録番号を当該相続人の登録番号とみなす。

4 前項の規定の適用を受ける相続人（新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に限る。）がみなし登録期間中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

5 前項の規定の適用を受けた相続人の被相続人に係る前条第一項の登録は、当該相続人のみなし登録期間の末日の翌日以後は、その効力を失う。

6 国税庁長官は、第二項又は前項の規定により前条第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該登録がその効力を失つた旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に關する経過措置）

第四十一条 事業者が、新消費税法適用日以前に国内において行つた課税仕入れにつき、新消費税法適用日以後に新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合は、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

（特定課税仕入れに関する経過措置）

第四十二条 国内において特定課税仕入れを行う事業者の新消費税法適用日を含む課税期間以後の各課税期間（新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）において、当該課税期間における課税売上割合（新消費税法第三十条第二項に規定する課税売上割合をいいう。）が百分の九十五以上である場合には、当分の間、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れはなかつたものとして、新消費税法の規定を適用する。

（納稅義務の免除を受けないこととなつた場合の棚卸資産に係る消費税額の調整に關する経過措置）

第四十三条 旧消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、附則第三十六条第一項の規定により新消費税法第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなつた場合において、その受けないこととなつた日の前日において消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産（消費税法第二条第一項第十五号に規定する棚卸資産をいう。以下この条において同じ。）又は当該期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの（これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。）を有しているときは、消費税法第三十六条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「又は第十二条第五項」とあるのは、「第十二条第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十六条第一項」と読み替えるものとする。

（新消費税法の控除の特例に關する経過措置）

第四十四条 新消費税法第三十七条第一項の規定は、新消費税法適用日以後に終了する課税期間から適用し、新消費税法適用日前に終了する課税期間については、なお従前の例による。

2 新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間については、当分の間、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れはなかつたものとして、新消費税法の規定を適用する。

（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に關する経過措置）

第四十五条 新消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、新消費税法適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。貸倒れに係る消費税額の控除等に關する経過措置）

次条及び附則第四十八条第二項において同じ。）につき、新消費税法適用日以後に新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

（貸倒れに係る消費税額の控除等に關する経過措置）

第四十六条 消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、新消費税法適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等に係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

（特定役務の提供に係る消費税の課税等に關する経過措置）

第四十七条 新消費税法第六十二条の規定は、事業者が新消費税法適用日以後に国内において行う特定資産の譲渡等（新消費税法第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいい、消費税法第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。）について適用する。

（特定資産の譲渡等を行つた事業者の義務に關する経過措置）

第四十八条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

表第三第一号に掲げる法人とみなす。）

の五に係る部分に限る。）による改正後の消費税法（次項において「二十八年新消費税法」といいう。）の規定は、平成二十八年四月一日（以下この条において「二十八年新消費税法適用日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び二十八年新消費税法適用日以後に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び新消費税法適用日から二十八年新消費税法適用日の前日までの間に国内において事業者が行つた課税仕入れに係る消費税については、なお従前の例による。

（附則第三十六条第二項の規定）

附則第三十六条第二項の規定は二十八年新消費税法適用日の翌日以後に開始する課税期間に係る基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高の計算について、附則第三十七条第一項の規定は二十八年新消費税法適用日以後に新消費税法第十条第一項又は第二項に規定する相続があつた場合について、附則第三十七条第二項の規定は二十八年新消費税法適用日以後に新消費税法第十一条第一項から第四項までに規定する合併があつた場合又は新消費税法第十二条第一項から第四項までに規定する分割等があつた場合若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する吸收分割があつた場合について、附則第三十七条第三項の規定は新消費税法第十二条の三第一項に規定する新設開始日が二十八年新消費税法適用日以後である場合について、附則第四十二条の規定は二十八年新消費税法適用日前に国内において行つた課税仕入れにつき二十八年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、それぞれ準用する。この場合において、附則第三十六条第二項中「新消費税法適用日の」における「平成二十八年四月一日（以下附則第四十六条までにおいて「二十八年新消費税法適用日」という。）」と、「新消費税法適用日」とあるのは「二十八年新消費税法適用日前」と、「新消費税法が」とあるのは「第四条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）による改正後の消費税法（次条において「二十八年新消費税法」という。）」が」と、附則第三十七条中「新消費税法適用日」とあるのは「二十八年新消費税法適用日」と、「新消費税法が」とあるのは「二十八年新消費税法が」と、附則第四十二条第一項第八号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該規定によりなお従前の例による。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることが認められる（その他の経過措置の政令への委任）

第一百三十条 この法律（附則第一号に定める日から施行する。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることが認められる（その他の経過措置の政令への委任）

第一百三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

（平成二七年九月四日法律第六三号）抄

第一條 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第九十九条並びに第一百十五条の規定 公布の日（以下「公布日」という。）

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第八十二条 存続中央会は、消費税法その他消費税に關する法令の規定の適用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する

経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二十八年三月三一日法律第一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五の三まで 略

五の四 第二条(第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く)、第七条中地方財政法第三十一条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条(第六項を除く)、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条(第二項を除く)、第三十一条、第三十二条、第三十五条(次号に掲げる改正規定を除く)、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第五十一条の二の改正規定に限る)、第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条中消費税法第八条の改正規定 平成二十八年五月一日

二 略

三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

イ 及びロ 略

ハ 第五条中消費税法第四条の改正規定及び同法第六十二条の改正規定並びに附則第三十三条の規定

二からトまで 略

四から七まで 略

七の二 附則第四十条第三項の規定 令和元年七月一日

七の三 次に掲げる規定 令和元年十月一日

イ からニまで 略

ホ 附則第三十四条から第三十九条まで及び第四十条(第三項を除く)の規定

八 附則第四十四条及び第四十五条の規定 令和三年十月一日

九 次に掲げる規定 令和五年十月一日

イ 第五条の規定(同条中消費税法第二条第四項の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第九条第五項の改正規定、同法第七項の改正規定、同法第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十五条第六項の改正規定、同法第十二条の三)を「第十ニ条の四」に改める部分に限る)、同条第七項の改正規定、同条第十一項の改正規定(「第五十七条」の下に「から第五十七条の三まで」を加える部分を除く)、同法第十一項の改正規定(「第五十七条」の下に「から第五十七条の三まで」を加える部分を除く)、同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法別表第一四号イの改正規定(「別表第二」を「同表」に改める部分に限る)及び同表第十二号の改正規定(「別表第二」を「別表第二の二」に改める部分を除く)に限る)による改正後の同法(以下附則第四十条までにおいて「二十八年新消費税法」という)第十二条の四の規定は、同条第一項に規定する事業者で、施行日以後に高額特定資産の仕入れ等(同項に規定する高額特定資産の仕入れ等をいう)を行った場合(同項に規定する自己建設高額特定資産にあっては、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する建設等が施行日以後に完了した場合とする。次項において同じ)に該当することとなるものについて適用する。この場合において、同条第一項第二号に定める日が施行日前である場合における同項の規定の適用については、施行日を同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日とみなす。

前項の規定にかかる事業者が平成二十七年十二月三十日に締結した契約に基づき施行日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、二十八年新消費税法第十二条の四第一項の規定は、適用しない。

3 施行日から附則第一条第九号に定める日(以下附則第五十二条までにおいて「五年施行日」という)の前日までの間ににおける二十八年新消費税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「場合並びに」とあるのは「場合及び」と、「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」と、同項第二号の二中「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」とする。

(恒久的施設又は国外事業所等で受ける事業者向け電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の適用に関する経過措置)

第三十三条 第五条の規定(同条中消費税法第四条の改正規定及び同法第六十二条の改正規定に限る)による改正後の同法第四条第四項ただし書の規定は、平成二十九年一月一日以後に事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第五十三条までにおいて同じ)が行う特定仕入れ(消費税法第四条第一項に規定する特定仕入れをいう。以下この条において同じ)について適用し、同日前に行つた特定仕入れについては、なお從前の例による。

(元年軽減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置)

第三十四条 事業者が、令和元年十月一日(以下附則第四十条までにおいて「元年適用日」という)から五年施行日の前日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下附則第五十二条までにおいて同じ)のうち次に掲げるもの(以下附則第三十九条までにおいて「元年軽減対象資産の譲渡等」という)及び保税地域(同項第二号に規定する保税地域をいう。以下附則第四十六条までにおいて同じ)から引き取られる課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同条までにおいて同じ)のうち第一号に規定する飲食料品に該当するものに係る消費税の税率は、同法第二十九条の規定にかかるわらず、百分の六・二十四とする。

一 飲食料品(食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第二条第一項に規定する食品(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類を除く。以下この号において單に「食

「五年改正規定」という。)並びに附則第四十六条から第五十三条まで及び第一百六十二条の規定

及びハ 略

二 第十八条中所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第三十五条の改正規定、同法附則第三十六条第一項の改正規定及び同法附則第三十八条から第四十条までの改正規定並びに附則第一百五十三条の規定

(二十八年新消費税法の一改正に伴う経過措置)

第三十二条 第五条の規定(同条中消費税法第二条第四項の改正規定、同法第九条第五項の改正規定、同法附則第三十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第五十五条第六項の改正規定、同法第十二条の三)を「第十二条の四」に改める部分に限る)、同条第七項の改正規定、同条第十一項の改正規定(「第五十七条」の下に「から第五十七条の三まで」を加える部分を除く)、同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法別表第一四号イの改正規定(「別表第二」を「同表」に改める部分に限る)及び同表第十二号の改正規定(「別表第二」を「別表第二の二」に改める部分を除く)に限る)による改正後の同法(以下附則第四十条までにおいて「二十八年新消費税法」という)第十二条の四の規定は、同条第一項に規定する事業者で、施行日以後に高額特定資産の仕入れ等(同項に規定する高額特定資産の仕入れ等をいう)を行った場合(同項に規定する自己建設高額特定資産にあっては、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する建設等が施行日以後に完了した場合とする。次項において同じ)に該当することとなるものについて適用する。この場合において、同条第一項第二号に定める日が施行日前である場合における同項の規定の適用については、施行日を同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日とみなす。

前項の規定にかかる事業者が平成二十七年十二月三十日に締結した契約に基づき施行日以後に高額特定資産の仕入れ等を行つた場合には、二十八年新消費税法第十二条の四第一項の規定は、適用しない。

2 施行日から附則第一条第九号に定める日(以下附則第五十二条までにおいて「五年施行日」という)の前日までの間ににおける二十八年新消費税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「場合並びに」とあるのは「場合及び」と、「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」と、同項第二号の二中「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」とする。

(恒久的施設又は国外事業所等で受ける事業者向け電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の適用に関する経過措置)

第三十三条 第五条の規定(同条中消費税法第四条の改正規定及び同法第六十二条の改正規定に限る)による改正後の同法第四条第四項ただし書の規定は、平成二十九年一月一日以後に事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第五十三条までにおいて同じ)が行う特定仕入れ(消費税法第四条第一項に規定する特定仕入れをいう。以下この条において同じ)について適用し、同日前に行つた特定仕入れについては、なお從前の例による。

(元年軽減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置)

第三十四条 事業者が、令和元年十月一日(以下附則第四十条までにおいて「元年適用日」という)から五年施行日の前日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下附則第五十二条までにおいて同じ)のうち次に掲げるもの(以下附則第三十九条までにおいて「元年軽減対象資産の譲渡等」という)及び保税地域(同項第二号に規定する保税地域をいう。以下附則第四十六条までにおいて同じ)から引き取られる課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同条までにおいて同じ)のうち第一号に規定する飲食料品に該当するものに係る消費税の税率は、同法第二十九条の規定にかかるわらず、百分の六・二十四とする。

一 飲食料品(食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第二条第一項に規定する食品(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類を除く。以下この号において單に「食

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第三十六条 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、元年適用日前に行つた課税資産の譲渡等に該当するもの(以下「対価」という。)を収入した日が元年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、元年適用日前に行つた課税資産の譲渡等に該当するもの(以下「対価」という。)を収入した日が元年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第三十七条 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、元年適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価の額(同法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下「対価」という。)を収入した日が元年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、元年適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が元年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用について、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

3 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が、元年適用日前に行つた課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置については、前二項の規定に準じて、政令で定める。

(元年軽減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置)

第三十八条 元年軽減対象資産の譲渡等(消費税法第七条第一項、第五条の規定(同条中同法第八条の改正規定に限る。以下この項及び附則第五十二条第一項において同じ。)による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)を行う事業者(消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下附則第四十条までにおいて同じ。)が、適用対象期間(その基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下附則第四十四条までにおいて同じ。)が五千万円以下である課税期間(同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい。同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。以下附則第四十九条までにおいて同じ。)(二十八年新消費税法第三十七条第一項に規定する分割等に係る課税期間を除く。次項において同じ。)のうち元年適用日から五年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。)中に国内において行つた課税資産の譲渡等(消費税法第七条第一項、第五条の規定による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号。以下この項及び次項第一号において「二十四年消費税法改正法」という。)附則第十六条第一項において読み替えて準用する二十四年消費税法改正法附則第五条第一項において同一の規定を受ける課税資産の譲渡等その他の政令で定める課税資産の譲渡等を除く。以下この条及び次条第一項第一号において同じ。)の税込価額の合計額に軽減売上割合(第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。第五項及び第六項において同じ。)を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象税込売上額」という。)に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における課税資産の譲渡等の対価の額として、当該税込価額の合計額から軽減対象税込売

上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における課税資産の譲渡等(元年軽減対象資産の譲渡等に該当するもの(以下「対価」という。))の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 当該適用対象期間における通常の事業を行う連続する十営業日(当該適用対象期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間であつて二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間のうち元年適用日から五年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。)中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該税込価額の合計額に小売等軽減仕入割合(第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。第五項及び第六項において同じ。)を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象小売等税込売上額」という。)に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における課税売上額から軽減対象小売等税込売上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における課税売上額から引き取った対価の額に該当するものを除く。)の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

2 前号に掲げる金額のうち、元年軽減対象資産の譲渡等にのみ要するものの金額

3 前項に規定する卸売業とは、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業をいうものとし、同項に規定する小売業とは、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業で同項に規定する卸売業以外のものをいうものとする。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業者(主として元年軽減対象資産の譲渡等を行つう事業者に限る。)が、第一項の軽減売上割合又は第二項の小売等軽減仕入割合の計算につき困難な事情があるときは、百分の五十を当該軽減売上割合又は当該小売等軽減仕入割合とみなして、これらの規定を適用することができます。

5 消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税

還等の金額に当該課税資産の譲渡等を行つた第一項の適用対象期間における軽減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等軽減仕入割合（前項の規定の適用がある場合には、百分の五十二）を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第十八条第一項に規定する元年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用することができる。

6 消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等（第四項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。）に係る売掛金その他の債権につき、同条第一項に規定する事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に当該課税資産の譲渡等を行つた第一項の適用対象期間における軽減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等軽減仕入割合（第四項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十九条第一項に規定する元年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用することができる。

7 第一項に規定する軽減売上割合の計算方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置）

第三十九条 元年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間（その基準期間における課税期間）における課税仕入れ等が、適用対象期間中に保稅地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、消費税法第三十条第一項の規定にかかるわらず、当該課税仕入れに係る支払対価の額及び当該課税貨物に係る税込引取価額の合計額に小売等軽減売上割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。次項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込課税仕入れ等の金額」という。）に八分の六・二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込課税仕入れ等の金額を控除した残額に百十分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、当該適用対象期間中に保稅地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、元年適用日前においても、適用対象期間に係る同項の届出書を提出することができる。

（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置）

3 第一項の規定の適用を受ける課税仕入れ等の税額と、当該合計額から軽減対象税込対価の返還等の金額を控除した金額（以下この項において「軽減対象税込対価の返還等の金額」という。）に百八分の六・二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込対価の返還等の金額を控除した残額に百十分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けていた場合には、百分の五十二を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込対価の返還等の金額を控除した残額に百十分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、政令で定める。

4 第一項に規定する小売等軽減売上割合の計算方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置）

第四十条 その基準期間における課税売上高が五千円以下である課税期間（二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除き、元年適用日から元年適用日以後一年を経過するまでの日の属する課税期間に限る。次項及び第三項において「適用対象期間」という。）中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額又は当該課税期間中に保稅地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情のある事業者が、当該課税期間に規定の適用を受ける旨を記載した届出書を当該課税期間の末日までにその納稅地を所轄する税務署長に提出したときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。

2 四十一条 二十八年新消費税法第三十七条第三項各号に掲げる場合に該当する事業者が、適用対象期間中に保稅地域から引き取った課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき著しく困難な事情があるときは、同項本文の規定は、適用しない。

3 第二項の規定により二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、元年適用日前においても、適用対象期間に係る同項の届出書を提出することができる。

4 前三项に定めるものほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置）

第四十四条 五年施行日から令和六年三月三十一日までの間のいずれかの日に五年改正規定期による改正後の消費税法（以下附則第五十三条までにおいて「新消費税法」という。）第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者は、五年施行日前においても、同条第二項の規定の例により、同項の申請書を提出することができる。ただし、五年施行日に同条第一項の登録を受けようとする事業者は、五年施行日の六月前のこと（消費税法第九条の二第一項の規定により同法第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなる事業者にあっては、五年施行日の三月前のこと）までに、当該申請書をその納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

2 前項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（次項の規定により同条第三項の規定による登録に係る同条第七項の通知を受けた事業者に限る。）は、当該申請書に記載した事項に変更があったときは、五年施行日前においても、同条第八項の規定の例により、同項の届出書を提出しなければならない。

3 稅務署長は、第一項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書の提出を受けた場合又は前項の規定により同条第八項の届出書の提出を受けた場合には、五年施行日前においても、同条第三項から第七項まで及び第九項の規定の例により、同条第三項の規定による登録の拒否、同条第六項の規定による登録の取消し、同条第七項の規定による通知及び同条第九項の規定による登録の変更（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例により同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による登録の拒否、同条第六項の規定による登録の取消し、同条第七項の規定による通知及び同条第九項の規定による登録の変更（以下この項において「登録等」という。）が五年施行日の翌日以後である場合には、当該登録開始日）においてこれらの規定により行われたものとみなす。

4 新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（登録開始日が五年施行日の属する課税期間中である事業者に限る。）の当該課税期間（その基準期間における課税売上高が千万

2 二 当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る元年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額

円を超える課税期間、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十一项第二項から第四項まで、第十二条第一項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間及び当該登録開始日の前日までに同法第十条第一項の相続、同法第十一条第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸収分割があつたことにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)のうち当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(五年施行日前に登録国外事業者であった者に関する経過措置)

第四十五条 前条の規定にかかるわらず、令和五年九月一日において登録国外事業者(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下この条において「二十七年改正法」という。)附則第三十八条第一項ただし書に規定する登録国外事業者をいう。次項及び第四項において同じ。)である者であつて、二十七年改正法附則第三十九条第十一項の規定による届出書を提出していない者は、五年施行日において新消費税法第五十七条の二第一項の登録を受けたものとみなして、この附則及び新消費税法の規定を適用する。この場合において、その納稅地を所轄する税務署長は、適格請求書発行事業者登録簿(同条第四項に規定する適格請求書発行事業者登録簿をいう。次項において同じ。)に氏名又は名称、同条第四項の登録番号(第三項において「新登録番号」という。)その他の政令で定める事項を登載するものとする。

2 税務署長は、前項の規定の適用を受ける登録国外事業者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

3 第一項の規定により適格請求書発行事業者(新消費税法第二条第一項第七号の二に規定する適格請求書発行事業者をいう。)となつた事業者が、新消費税法第五十七条の四第一項から第三項までの規定により交付する同条第一項の適格請求書、同条第二項の適格簡易請求書若しくは同条第三項の適格返還請求書に新登録番号を記載することにつき困難な事情があるとき、又は同条第五項の規定により提供する同項の電磁的記録に新登録番号を記録することにつき困難な事情があるときは、五年施行日から令和六年三月三十一日までの間に交付するこれらの書類に記載する新登録番号又は提供する当該電磁的記録に記録する新登録番号に代えて、第十八条の規定(同条中二十七年改正法附則第三十五条の改正規定、二十七年改正法附則第三十六条第一項の改正規定及び二十七年改正法附則第三十八条から第四十条までの改正規定に限る。)による改正前の二十七年改正法附則第三十九条第四項の登録番号を記載し、又は記録することができる。

4 第一項の規定の適用を受ける登録国外事業者が、五年施行日の前日までに二十七年改正法附則第三十九条第十一項の規定による届出書をその納稅地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官へ提出したときは、五年施行日に新消費税法第五十七条の二第二十項第一号の規定による届出書を当該税務署長に提出したものとみなす。(罰則に関する経過措置)

第一百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(消費税の軽減税率制度の導入に当たつての必要な措置)

第一百七十条 政府は、消費税(地方消費税を含む。以下この条及び次条において同じ。)の軽減税率制度の導入に当たり、平成二十七年六月三十日に閣議において決定された経済財政運営と改革(政令への委任)

の基本方針二〇一五(第二号において「基本方針二〇一五」という。)に記載された財政健全化目標(同号において単に「財政健全化目標」という。)を堅持するとともに、社会保障制度改革推進法(平成二十四年法律第六十四号)第二条、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第一条及び持続可能な社会保険制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号)第二十八条に示された社会保障の安定財源の確保の方に係る基本的な考え方方にのつとり、安定的な恒久財源を確保するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 平成三十年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保すること。

二 財政健全化目標との関係及び基本方針二〇一五に記載された平成三十年度(二千十八年度)の経済・財政再生計画の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革及び社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。(消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置)

第一百七一条 政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。政府は、消費税の軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点から、中小事業者の経営の高度化を促進しつつ、消費税の軽減税率制度の導入後三年以内を目途に、適格請求書等の保存方式の導入による事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条中関税法目次の改正規定(「第六条の二」を「第六条の三」に改める部分及び「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める部分を除く。)、同法第四条第一項第五号の三の改正規定、同法第七条の二第二項の改正規定、同法第九条の二第二項の改正規定、同法第三十条第一項第五号の改正規定、同法第四十三条の三第三項の改正規定、同法第四十三条の四に一項を加える改正規定、同法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二条の十五の改正規定(「許可の要件」を削る部分を除く。)、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六章第二節の次に一節を加える改正規定、同法第六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第七十九条の改正規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定(「二以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。」)を削る部分に限る。)及び同法第七十九条第三項第一号の改正規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定(「二以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。」)を

内において政令で定める日

附 則 (平成二八年五月一八日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条から附則第四条まで、附則第九条及び附則第十八条の規定

公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附
則

(平成二八年五月一八日法律第四〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附
則

(平成二八年一月二八日法律第八五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附
則

(平成二九年五月一八日法律第八九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附
則

(平成二九年五月一八日法律第八六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附
則

(平成二九年五月一八日法律第八九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第一百三条、第一百六条、第一百七条、第一百十条(第八十一条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む)に係る部分に限る。(第八十一条(第八十六条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む)に係る部分に限る。)、第一百十二条(第十二号に係る部分に限る。)、第一百十四条及び第一百十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、第十一条、第十四条から第十七条までの規定は、別表第三の改正規定に限る。(第十二条から第十九条までの規定は、別表第三の改正規定に限る。)、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第一百三条、第一百六条、第一百七条、第一百十条(第八十一条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む)に係る部分に限る。(第八十一条(第八十六条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む)に係る部分に限る。)、第一百十二条(第十二号に係る部分に限る。)、第一百十四条及び第一百十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、第十一条、第十四条から第十七条までの規定は、別表第三の改正規定に限る。(第十二条から第十九条までの規定は、別表第三の改正規定に限る。)、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(施行期日)

附
則

(平成二九年三月三一日法律第四号) 抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

附
則

(平成二九年三月三一日法律第七号) 抄

第一条 この法律は、平成二九年三月三一日から施行する。

(施行期日)

附
則

(平成二九年三月三一日法律第七号) 抄

第一条 この法律は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

附
則

(平成二九年三月三一日法律第四号) 抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

附
則

(平成二九年三月三一日法律第四号) 抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

附
則

(平成二九年三月三一日法律第四号) 抄

第一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における罰則に関する経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(政令への委任)
第一百四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附
則

(平成二九年六月二三日法律第七四号) 抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

(施行期日)

附
則

(平成二九年六月二三日法律第七四号) 抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

附
則

(平成二九年六月二三日法律第七四号) 抄

条第二項ただし書中「所得税法」とあるのは「旧効力所得税法」と、「法人税法」とあるのは「旧効力法人税法」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧消費税法（以下第四項までにおいて同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合

「旧効力消費税法」という。）第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の特定

長期割賦販売等につき、経過措置課税期間において同条第一項の規定の適用の適用を受けないこととし

た場合又は同条第二項ただし書（附則第二十八条第二項に規定する旧効力法人税法第六十三条第一項ただし書（同条第三項及び第四項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定の適用を附

受けることとなつた場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る

賦払金の額で旧効力消費税法第十六条第一項の規定の適用を受けないこととした課税期間又は附

則第八条第二項第一号に定める年の十二月三十一日の属する課税期間若しくは附則第二十八条第一項第一号に定める事業年度終了の日の属する課税期間（以下この項及び第四項において「不適

用課税期間」という。）の初日以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既

に支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該不適用課税期間において資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）を行つたものとみなす。

3 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の特定長期割賦販

売等（前項の規定の適用を受けたものを除く。）のうち、個人事業者にあっては令和五年十二月三十一日以前に開始した課税期間において、法人にあっては同年三月三十一日以前に開始した事

業年度に含まれる各課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとしなかつた部分がある場合

には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で附則第八条

第二項第二号に定める年又は附則第二十八条第二項第二号に定める事業年度の初日以後にその支

払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分につい

ては、当該事業者が当該年の十二月三十一日の属する課税期間又は当該事業年度終了の日の

附則第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係る

特定長期割賦販売等が、前二項に規定する場合のいずれかに該当する場合において、当該特定長

期割賦販売等につき附則第八条第三項又は第二十八条第三項の規定の適用を受けようとするとき

は、前二項の規定にかかわらず、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係

る賦払金の額で附則第八条第三項又は第二十八条第三項の規定により当該各年の総収入金額に算

入される収入金額又は当該各事業年度の益金の額に算入される収益の額（当該収入金額又は収益

の額に当該各年又は各事業年度に含まれる各課税期間において資産の譲渡等を行つたものとみな

れる賦払金の額に係る部分に係る金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に係る部分に限

る賦払金の額で附則第八条第三項の規定により当該各年の総収入金額に算入される収益の額（当該

各年又は各事業年度に含まれる各課税期間において資産の譲渡等を行つたものとみなすことができる。

5 前項の規定の適用を受けようとする最初の適用

課税期間に係る消費税法第十六条第三項に規定する申告書にその旨を付記するものとする。

6 第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、同項の規定の適用を受けた法人が合

併により消滅した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が分割により特定長期割賦販売等

に係る事業を消費税法第二条第一項第六号の二に規定する分割承継法人に承継させた場合又は第

始する課税期間について適用する。

（電子情報処理組織による消費税の申告に関する経過措置）

第四十五条 新消費税法第四十六条の一及び第四十六条の三の規定は、令和二年四月一日以後に開

（罰則に関する経過措置）

第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合

におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三一年三月二九日法律第二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日法律第四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日法律第六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日法律第四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日法律第六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一百五十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合

におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 附則第三十条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十五第五十五項及び第十六項並びに第七十二条の二十六第十項及び第十一項の改正規定並びに同法附則第九条の五の改正規定に限る)、第四十四条、第五十条及び第七十一条の規定 平成三十二年四月一日又は施行日のいずれか遅い日

附 則 (令和二年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日) この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、令和二年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日) (令和二年三月三一日法律第五号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 令和二年十月一日

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日) (令和二年三月三一日法律第五号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

イ 第六条中消費税法第三十条の改正規定、同法第三十五条の次に一条を加える改正規定及び同法別表第一の改正規定(「第十二条の三」の下に「、第三十条、第三十五条の二」を加える部分に限る)並びに附則第四十四条の規定

二及び三 略

四 次に掲げる規定 令和四年一月一日

附 則 (令和四年一月一日法律第五号) 抄

(施行期日) (令和四年一月一日法律第五号) 抄

第五条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

イ から三まで 略

ホ 第七条の規定及び附則第四十七条の規定

へからツまで 略

ネ 第三十条中所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第七号)附則第一八八条の規定

改正規定(同条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める部分及び同条第二項第二号に係る部分を除く)、同法附則第四十四条の改正規定(同条第一項に係る部分(「第六項」を「第七項」に改める部分を除く)及び同条第三項に係る部分を除く)及び同法附則第八十九条第五項の改正規定並びに附則第一百三十八条第一項から第四項までの規定

(高額特定資産を取得した場合等の納稅義務の免除の特例に関する経過措置)

第四十二条 第十二条の四第一項の規定は、事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。附則第四十四条及び第四十六条において同じ。)が施行日以後に消費税法第三十

六条第一項又は第三項の規定の適用を受けることとなつた場合について適用する。

(居住用賃貸建物の仕入れに係る消費税額の控除に関する経過措置)

第四十四条 新消費税法第三十条第十項の規定は、令和二年十月一日以後に国内において事業者が行う居住用賃貸建物(同項に規定する居住用賃貸建物をいう。以下この条において同じ。)に係る課税仕入れ(消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この条及び附則第四十六条において同じ。)及び同日以後に保税地域(消費税法第二条第一項第二号に規定す

る保税地域をいう。以下この条及び附則第四十六条第一項において同じ。)から引き取られる居住用賃貸建物に係る課税貨物(消費税法第一項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十六条第二項において同じ。)に係る課税仕入れ等の税額(消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に国内において事業者が行う居住用賃貸建物に係る課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、なお従前の例による。

前項の規定にかかるらず、事業者が令和二年三月三十一日までに締結した契約に基づき同年十月一日以後に国内において事業者が行う居住用賃貸建物に係る課税仕入れ及び同日以後に保税地域から引き取られる居住用賃貸建物に係る課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、新消費税法第三十条第十項の規定は、適用しない。

(法人の確定申告書の提出期限の特例に関する経過措置)

第四十五条 新消費税法第四十五条の二第一項及び第二項の規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する消費税法第二条第一項第十三号に規定する事業年度及び連結事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。附則第四十七条において同じ。)終了の日の属する課税期間について適用する。

(非課税とされる住宅の貸付けに関する経過措置)

第四十六条 新消費税法別表第一第十三号の規定は、施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同一)及び課税仕入れについて適用し、施行日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び課税仕入れについては、なお従前の例による。

2 建物の貸付け(資産の譲渡等で新消費税法別表第一第十三号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの(第六条の規定による改正前の消費税法別表第一第十三号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く)をいう。以下この項において同じ。)を行う事業者(消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、建物の貸付けに係る業務の用に供するため、施行日前に国内において調整対象固定資産(同法第二条第一項第十六号に規定する調整対象固定資産に該当する課税貨物を除く)を有する事業者(以下この項において同じ。)の課税仕入れを行つた、又は施行日前に調整対象固定資産に該当する課税貨物を保稅地城から引き取つた場合には、当該調整対象固定資産を施行日以後引き続き当該業務の用に供している間は、当該調整対象固定資産については、同法第三十四条第一項に規定する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供しているものとみなして、同条の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年三月三一日法律第一一号) 抄

(施行期日) (令和三年三月三一日法律第一一号) 抄

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

イ から四まで 略

ロ 第四条中消費税法第五十九条の次に一条を加える改正規定及び附則第十二条の規定

(罰則に関する経過措置)

第一百三十二条 この附則の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にして行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一（第六条、第十二条の二、第十二条の三、第三十条、第三十五条の二関係）

一 土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付け（一時的に使用させる場合その他）の政令で定める場合を除く。)

二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項（定義）に規定する有価証券

その他これに類するものとして政令で定めるもの（ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に係るものとして政令で定めるものを除く。）及び外国為替及び外国貿易法第六条第一項第七号（定義）に規定する支払手段（収集品その他の政令で定めるものを除く。）その他これに類するものとして政令で定めるもの（別表第二において「有価証券等」という。）の譲渡

三 利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、信用の保証としての役務の提供、所得税法第二条第一項第十一号（定義）に規定する合同運用信託、同項第十五号に規定する公社債投資信託又は同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託に係る信託報酬を対価とする役務の提供及び保険料を対価とする役務の提供（当該保険料が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保険料（当該費用の額に相当する部分の金額に限る。）を対価とする役務の提供を除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの

四 次に掲げる資産の譲渡

イ 日本郵便株式会社が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条（定義）に規定する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。）の譲渡及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項（簡易郵便局の設置及び受託者の呼称）に規定する委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条（郵便切手類販売所等の設置）に規定する郵便切手類販売所（同法第四条第三項（郵便切手類の販売等）の規定による承認に係る場所（以下この号において「承認販売所」という。）を含む。）における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第一百四十二号）第三条第一項（自各号（印紙の売渡し場所）に定める所（承認販売所を含む。）若しくは同法第四条第一項（自動車検査登録印紙の売渡し場所）に規定する所における同法第三条第一項各号に掲げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印紙（同表において「印紙」と総称する。）の譲渡）

ロ 地方公共団体又は売りさばき人（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第一項（証紙による収入の方法等）（同法第二百九十二条（都道府県及び市町村に關する規定の準用）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一百六十二条第四項（環境性能割の納付の方法）、通税の証紙徵収の手続）、第四百五十六条第四項（環境性能割の納付の方法）、第四百六十三条の十八第六項（種別割の徵収の方法）、第六百九十八条第三項（市町村法定外普通税の証紙徵収の手続）、第七百条の六十九第三項（狩猟税の証紙徵収の手続）及び第七百三十三条の二十七第三項（法定外目的税の証紙徵収の手続）（これらの規定を同法第一条第二項（用語）において準用する場合を含む。）に規定する条例に基づき指定された者をいう。）が行う証紙（地方自治法第二百三十二条の二第一項に規定する使用料又は手数料の徵収に係る証紙

並びに地方税法第一条第一項第十三号に規定する証紙並びに同法第一百六十二条第一項及び第四百五十六条第一項（これらの規定を同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する証紙をいう。別表第二において同じ。）の譲渡

ハ 物品切手（商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をいい、郵便切手類に該当するものを除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの（別表第二において「物品切手等」という。）の譲渡

五 次に掲げる役務の提供

イ 国、地方公共団体、別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託若しくは指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その手数料、特許料、申立料その他の料金の徴収が法令に基づくもの（政令で定めるものを除く。）

ハ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十二条第四項（執行官）又は公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条第一項（手数料等）の手数料を対価とする役務の提供

二 外國為替及び外國貿易法第五十五条の七（外國為替業務に関する事項の報告）に規定する外國為替業務（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第五号（業務の範囲）に規定する譲渡性預金証書の非居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務その他）の政令で定める業務を除く。）に係る役務の提供

六 次に掲げる役務の提供に類するものとして政令で定めるもの

ハ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十二条第四項（執行官）又は公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条第一項（手数料等）の手数料を対価とする役務の提供

二 外國為替及び外國貿易法第五十五条の七（外國為替業務に関する事項の報告）に規定する外國為替業務（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第五号（業務の範囲）に規定する譲渡性預金証書の非居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務その他）の政令で定める業務を除く。）に係る役務の提供

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十九号）（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項（療養等）においてその例によるものとされる場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援助に関する法律（平成六年法律第百十七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十二号）の規定に基づく自立支援医療費、療養介護医療費又は基準の給付及び療養費の支給に係る医療

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援助に関する法律（平成六年法律第百十七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（昭和四十八年法律第一百十一号）の規定に基づく療養

ホ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定に基づく療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による社会復帰促進等事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療
ヘ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定による損害賠償額の支払（同法第七十二条第一項（定義）の規定による損害をてん補するための支払を含む）を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養
ト イからへまでに掲げる療養又は医療に類するものとして政令で定めるもの
七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）
イ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護その他の政令で定めるものに限る。）、施設介護サービス費の支給に係る施設サービス（政令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの
ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設を経営する事業、同条第三項第一号の二に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、同項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項、第十三条又は第十四項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）
ハ 口に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの
八 医師、助産師その他医療に関する施設の開設による助産に係る資産の譲渡等（第六号並びに前号イ及びロの規定に該当するものを除く。）
九 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第一項（定義）に規定する埋葬料又は同条第二項に規定する火葬に係る火葬料を対価とする役務の提供
十 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として政令で定めるもの（別表第二において「身体障害者用物品」という。）の譲渡、貸付けその他の政令で定める資産の譲渡等
十一 次に掲げる教育に関する役務の提供（授業料、入学金、施設設備費その他の政令で定める料金を対価として行われる部分に限る。）
イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校を設置する者が当該学校における教育として行う役務の提供
ロ 学校教育法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の同法第二百五十五条第一項（課程）に規定する高等課程、専門課程又は一般課程における教育として行う役務の提供
ハ 学校教育法第二百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校における教育（修業期間が一年以上であることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。）として行う役務の提供
ニ イからへまでに掲げる教育に関する役務の提供に類するものとして政令で定めるもの
十二 学校教育法第三十四条第一項（小学校の教科用図書）（同法第四十九条（中学校）、第四十九条の八（義務教育学校）、第六十二条（高等学校）第七十条第一項（中等教育学校）及び第八十二条（特別支援学校）において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（別表第二において「教科用図書」という。）の譲渡
十三 住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。）の貸付け（当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされている場合（当該契約において当該貸付けに係る用途が明らかにされていない場合に当該貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合を含む。）に限るものとし、一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）

別表第二（第六条関係）	
一 有価証券等（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第七号に規定する支払手段のうち同号ハに掲げるものが入力されている財務省令で定める媒体を含む。）	印紙
二 郵便切手類	印紙
三 証紙	印紙
四 物品切手等	印紙
五 身体障害者用物品	印紙
六 教科用図書	印紙
七 次の表に掲げる法人	印紙
名称	根拠法
委託者保護基金	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）
一般社団法人	医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）
医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	医療法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）
学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
企業年金基金	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）
企業年金連合会	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）
危険物保安技術協会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
行政書士会	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）
漁業共済組合	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
漁業信用基金協会	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
漁船保険組合	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）
勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）
軽自動車検査協会	道路運送車両法
健康保険組合連合会	健康保険法

原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第二百七十七号）
高压ガス保安協会	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）
広域的運営推進機関	電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十号）
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十号）
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
更生保護法人	更生保護事業法
港務局	港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）
小型船舶検査機構	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法
国家公務員共済組合連合会	更生保護事業法
国民健康保険組合	国民健康保険法
国民健康保険団体連合会	国民健康保険法
国民年金基金	国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）
国民年金基金連合会	国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第二百四十一号）
市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法（昭和五十一年法律第五十七号）
司法書士会	司法書士法（昭和二十五年法律第二百九十七号）
社会福祉法人	社会福祉法（昭和二十三年法律第二百一十九号）
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百一十九号）
社会保険労務士会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）
宗教法人	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十六号）
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒販組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒販組合中央会	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒販組合連合会	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒販組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
商工会	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）
商工会議所	商工会議所法（昭和二十八年法律第二百四十三号）
商工会連合会	商工会法
商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第二百八十五号）
商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第二百八十五号）

使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）
商品先物取引協会	商品先物取引法
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第二百七号）
職員団体等（法人であるものに限る。）	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）
職業訓練法人	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第二百九十六号）
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
水害予防組合連合会	水害予防組合連合会（昭和三十二年法律第二百六十四号）
生活衛生同業組合（組合員に出资をさせないものに限る。）	生活衛生同業組合（組合員に出资をさせないものに限る。）
税理士会	税理士法
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第二百三十五号）
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）
全国健康保険協会	健康保険法
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法
損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第二百九十三号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第二百五十八号）
地方公共団体金融機関	地方公共団体金融機関法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法
地方公務員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）
地方公務員供給公社	地方公務員災害補償法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方税共同機構	地方税法
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第二百二十二号）
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）
中央労働災害防止協会	労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第二百十八号）
中央企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）
投資者保護基金	金融商品取引法
独立行政法人（所得税法別表第一の独立行政法人の項に規定するものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法

土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）	輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）	労働災害防止協会	労働災害防止団体法
土地改良区連合	土地家屋調査士会	預金保険機構	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）
土地改良事業団体連合会	土地家屋調査士会	労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）
日本行政書士会連合会	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）	労働災害防止協会	労働災害防止団体法
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）	預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）
日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）	労働災害防止協会	労働災害防止団体法
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）	預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
日本司法書士会連合会	司法書士法	労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）
日本商工会議所	商工会議所法	労働災害防止協会	労働災害防止団体法
日本消防検定協会	消防法	預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十号）	労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）
日本税理士会連合会	日本税理士法	労働災害防止協会	労働災害防止団体法
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）	預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）	労働災害防止協会	労働災害防止団体法
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法	預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）	労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）
日本弁護士連合会	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）	労働災害防止協会	労働災害防止団体法
日本弁理士会	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）	預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）	労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）
日本水先人会連合会	水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）	労働災害防止協会	労働災害防止団体法
認可金融商品取引業協会	金融商品取引法	預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
農業共済組合	農業保險法（昭和二十二年法律第百八十五号）	労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）
農業共済組合連合会	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）	労働災害防止協会	労働災害防止団体法
農業協同組合連合会（所得稅法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定するものに限る。）	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）	預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
農業信用基金協会	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）	労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十号）	労働災害防止協会	労働災害防止団体法
負債整理組合	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）	預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
弁護士会	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）	労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）
保険契約者保護機構	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）	労働災害防止協会	労働災害防止団体法
水先人会	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）	預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）	労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）

輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	労働災害防止協会	労働災害防止団体法
労働災害防止協会	預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
預金保険機構	労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）
労働組合（法人であるものに限る。）	労働災害防止協会	労働災害防止団体法
労働災害防止協会	預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

二
の表に掲げる法人のうちいづれかのものに準ずるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの